

區名	校數	一學年		二學年		三學年		四學年		五學年		六學年		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
旭區	四	四	四	八	二〇	二六	一〇	六	三	七	七	一〇	一〇	一〇二
住吉區	三	四	六	一	二	一三	一	一五	二	一六	一	二六	七	五〇
西成區	二	三	八	四	一九	五	三〇	六	三三	一〇	四	二	三	四〇
合計	七	一〇	一八	一七	六〇	六	五九	一〇	三三	三三	三三	三三	三三	一、一七〇
大正十三年度	六	二六	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	九、三七五

**校舎設備** 本市學童數は本市人口の増加に従つて年々著しき増加の趨勢にあり、今市域擴張の大正十四年度以降に於ける増加數を見るに、左表に示す如く年々平均一萬人内外、特に最近五ヶ年間に於ては年々一萬四、五千人の増加を示してゐる。

校數、學級數及兒童數累年比較表

年次	校數	學級數		尋常科	尋常科	兒童數		計	前年比増	教員數
		尋常科	高等科			尋常科	高等科			
大正十三年	一一	二、三三	三九	二〇	二、二七	二〇、一四八	二二、四二六	一、〇〇六	—	三、〇五
同十四年	二〇	三、八〇	五七	一四	四、五四	一五、〇七二	一九、六〇〇	三三、四二二	一、七六	五、五四
同十五年	二〇	三、九五〇	七五	一五	四、六七	一九、七四〇	二四、〇八	三三、三三〇	六、八八	五、九二
昭和二年	二二	四、〇九	八三	一六	四、八四三	二七、五八	二四、二五三	三六、三三	七、八二	五、五三
同三年	二七	四、二六	一〇三	一四	四、九七	二六、九五九	二八、八九四	三四、〇三	八、八七	五、二四

同四年	二八	四、四〇	一三	五、一〇	二七、九〇四	四、一七一	二四、三四〇	二五、四一五	一、四二	五、四二〇
同五年	二九	四、六四	一三	五、三〇	二四、九〇四	四、二四〇	二四、三五四	二七、〇四九	一、四〇	五、五三
同六年	三〇	四、八六	一五	五、五五	二五、一〇五	三、九四三	二四、〇三〇	二八、〇八二	一、四四	五、七〇
同七年	三三	五、〇六	一八	五、七四	二六、三六八	四、一三一	二八、一九	三〇、六九七	一、六六	五、八九〇
同八年	三九	五、二七	二五	五、九九	二八、四九四	四、五七九	三、三九九	三八、六五二	一、六九五	六、〇〇〇
同九年	四四	五、四八	二〇	六、二〇	二九、六五八	四、七二二	三、八二二	三三、一八一	一、三、五九	六、四四五

備考 本表中には豊崎、徳風、有隣の三勤勞學校を含まない

斯くの如き本市學童數の増加は、之を學校設備の點より觀察するときは少くとも毎年二百五十學級以上の増設を要し、一校三十學級として八校以上の新設を必要とする情勢にある。然るに市域擴張前に於ては、小學校の教育施設は總て學區の負擔となつてゐた關係上、學區によつて校舎數或は其の設備等に於て甚しき不均衡を生じてゐたが、昭和二年の學區廢止の斷行と共に全市の教育事業は本市に於て之を統一的に實施することとなり、教育の機會均等化の第一歩を踏み出した。今學區廢止の昭和二年度よりの事業実績を見るのに、小學校舎の新築四十九校、増改築二百六十八校、幼稚園の新築十九園、其の事業費總額は三千八百二十三萬二千餘圓に上り、更に這般の風水害復興計畫の二千九百九十八萬七千餘圓を加へるときは實に六千八百二十二萬餘圓の巨額に達してゐる。





校 學 小 の 表 代

校 園 建 設 調

年 度	小 學 校		幼 稚 園 事 業 費
	新 設	增 築 改 築 計	
學 區 引 繼 事 業	五	二九	六
昭 和 二 三 年 度 事 業	四	一四	八
同 三 四 年 度 事 業	一	一七	三
同 五 六 七 年 度 事 業	六	三	七
同 八 九 十 年 度 事 業	一	六	一
計	四九	一三三	一九

復 興 事 業 概 觀

小 學 校 復 舊 費	一七四校	二八、一八七、五五二
實 務 學 校 復 舊 費	二校	四一二、四四八
小 學 校 設 計 變 更 ニ ヨ ル 増 加 額	二六校	一、五〇〇、〇〇〇
中 等 學 校 復 舊 費	八校	二、八〇〇、〇〇〇
幼 稚 園 復 舊 費	一二園	三〇〇、〇〇〇
計		三三、二〇〇、〇〇〇

尙ほ小學校々舎の現在の状況は左表の通りである。

小 學 校 校 舎 調 (昭和九年五月一日現在)

區 名	校 舎			計	總 延 坪	校 地 面 積	水 洗 プ ー ル 校 數
	全 部 鐵 筋 木 鐵 混 合	木 造	木 造				
北 區	一	五	四	一〇	二八、一六〇	三一、九八九	一
此 花 區	一	九	一	一〇	二二、四四四	二八、二〇九	一
東 區	一	七	一	九	二六、一三〇	二二、八一四	七
西 區	一	六	一	八	一九、〇八三	一六、六〇五	一
港 區	一	一	一	三	二七、九二九	三六、〇二八	一
大 正 區	一	一	一	三	一一、九一六	一八、五七六	一
天 王 寺 區	一	一	一	三	一四、七七二	一六、八五九	一
南 區	一	一	一	三	二〇、六九二	一六、〇〇六	一
浪 速 區	一	一	一	三	一九、七五六	二一、六〇二	一
西 淀 川 區	一	一	一	三	一七、三〇〇	二六、二四〇	一
東 淀 川 區	一	一	一	三	一八、五四九	三六、〇六〇	三
東 成 區	一	一	一	三	二二、七九四	三五、七五四	一
旭 區	一	一	一	三	一四、八六五	二八、七五六	一
住 吉 區	一	一	一	三	二一、三九三	四一、二四七	一
西 成 區	一	一	一	三	一五、三八九	二四、四八八	一
計	三一	五七	一五六	一四四	三〇一、一七一	四〇一、二三九	二一

幼稚園 本市の經營する幼稚園は、現在六十四園である。其の内獨立の園舎を有するものは三十八園であつて、他は小學校舎の一部を使用してゐる。大正十三年の園數、園兒數、保母數と現



在とを比較する時は約二倍に増加して居り、其の増加率は遙かに小學校を凌駕してゐる。

市立幼稚園調 (昭和九年五月一日現在)

區名	園數	組數	男	女	計	保母數
北區	九	四〇	八四四	七二五	一、五六九	三九
此花區	六	二七	六三二	五八三	一、二一五	二五
東區	一〇	五四	九八三	九一七	一、九〇〇	五四
西區	一	六二	一、二四六	一、一四七	二、三九三	六二
港區	二	八	一八五	一七五	三六〇	八
大正區	一	三	六四	五八	一二二	三
天王寺區	三	一二	二四八	二二八	四七六	一一
南區	九	四四	八四九	七七七	一、六二六	四四
浪速區	五	二六	五四七	四七一	一、〇一八	二七
西淀川區	四	一四	三〇七	二九四	六〇一	一三
東淀川區	一	一	一	一	二	一
東成區	一	一	一	一	二	一
旭區	一	一	一	一	二	一
住吉區	一	三	七五	六九	一四四	三
西成區	二	八	一九三	一八八	三八一	三
合 計	六四	三〇四	六、二四四	五、六七九	一一、九二三	三〇〇
大正十三年度	三四	一八九	三、四三六	三、三五七	六、七九三	一九一

尙ほ其の他本市は寺院、公園等の空地を利  
用して天幕張又は簡單なる設備を施し、附近  
の幼兒を收容輔導すると共に、進んで此の種  
施設を通じて、其の環境の改善を圖るべく、  
昭和三年八月大阪市露天保育所規程を定め、  
現に櫻宮露天保育所、城東露天保育所の二ヶ  
所を經營し、五百有餘の幼兒を收容し、専ら  
保護教養に努めてゐる。

三 中等學校及其他  
諸學校

中等學校 中等教育に就いては府市協定の  
結果、中學校、高等女學校は主として府に於  
て之を經營し、實業學校は市が之を經營する

中等學校及其他諸學校



園 兒 の 遊 戲



と云ふが如く、大體に於て分界を立て、進んで來た。之は要するに本市が産業都市たる特質上、實業教育に特に意を用ふる必要があると云ふ理由から來たのである。従つて現在に於ても此の方針に従ひ拮据經營に當つてゐる。

現在本市經營の中等學校は左表の如く、商業學校五、工業學校三、商工學校二、高等女學校二、女子實業學校二、通計一四校であつて、内女子實業學校二、商業學校一は實業學校による學區を設け、各學區に於て其の費用を負擔してゐる。之を大正十三年に比較する時は、著しく生徒の増加を示してゐるが、編入當時引繼を受けた中等學校は一つもなかつた。

市立中等學校調 (昭和九年五月一日現在)

種 別	校 名	學 級 數	生 徒 數	教 員 數	
商業學校	天王寺商業學校	二〇	九七三	三六	
	市岡商業學校	一八	九三七	三三	
	東商商業學校	一九	一、〇〇二	三七	
	扇町商業學校	二〇	一、〇〇八	三五	
	西區商業學校	一七	七六七	三八	
	實踐商業學校	六	三一二	二一	
	合 計		五、一〇二	二一四	
	工業學校	都島工業學校	四八	一、二二四	九九
		泉尾工業學校	二〇	六八二	三八
		工藝學校	一五	四六一	三二
合 計		八三	二、三六七	一六九	
實業學校		實業學校	四六	一、二四一	三六
		育英商工學校	三六	一、一二二	四一
		合 計	八二	二、三六三	七七
	高等女學校	扇町高等女學校	一五	七六六	二八
		櫻宮高等女學校	一二	五九五	二三
合 計		二七	一、三六一	五一	
女子職業學校	高等西華女學校	一五	七六一	三五	
	高等東女學校	二〇	八六〇	三八	
	合 計	三五	一、六二一	七三	

中等學校及其他諸學校

五五五



**實業補習學校** 商工都市たる本市に於ては、人口の集中甚しく、小學校教育を卒へて直ちに實社會に入り、各種の職業に従事する男女青少年が頗る多數なので、此等の者に對して、普く實業補習教育を施し、工業、商業、其の他各般の業務に従事する者に必須の知識技能を授け、以て職業能力を増進すると共に一面品性を陶冶し、常識を養成し、國民として公民としての教養を充分ならしむることに努力してゐる。殊に最近教育思潮に作業教育が高調せられつゝある際として、本市は此等の點に鑑み、我産業都市に適切なる方策を樹て大いに作業教育の振興に努力してゐる。其の内譯は左表の通りであつて、之を大正十三年に比較する時は、校數に於て減少せるも、生徒數は約二倍となり、特に女子生徒の激増せるのは注目し値する。

市立補習學校調 (昭和九年五月一日現在)

區名	校數	學級數	生徒數		計數	專任	兼任	囑託	計數
			男	女					
大正區	五	一九	三〇	三〇	七〇	五	四	四	五
天王寺區	四	一三	一七	一七	三〇	八	一	一	一〇
南區	七	二四	二七	二七	五四	二〇	二〇	一	四〇
浪速區	一〇	六	一、四二	一、五九	三、〇一	五	四	九	一三
西淀川區	一	二	五	五	一〇	一	一	一	三
東淀川區	三	八	四二	四二	八四	一	一	五	二〇
東成區	三	一〇	二二	二二	四四	一	一	七	二〇
旭區	三	一七	二七	二七	五四	一	一	二	三
住吉區	五	八	一九	一九	三八	一	一	五	三
西成區	二	五	一六	一六	三二	二	一	五	七
合計	100	107	1,555	1,555	3,110	33	37	44	114
大正十三年度	26	37	944	3,543	1,397	?	?	?	110

右表の内、中等學校に併設のものは、商業に四校、工業に二校で、之は夜間に中等實業補習教育を受けんとするものゝ爲めに設けたものである。商業を主とするものには英語、商事要項、簿記、經濟其の他の科目を設け、工業を主とするものには、機械、製圖、建築、土木、電氣其の他各種の科目を設けてゐる。小學校に併設のものは九十四校である。其の内男子を收容する五十三校は、夜學を主とし、實業に従事するに適する學科を教授し、理髮科、時計科、洋服科、印刷科等の職業科





勤勞學校生徒の木工訓練

を置いてゐる所もある。女子に對しては小學校に家政女學校、實科女學校を併設し實生活に必要な教育を施すことを旨とし、主として晝間實務的中等教育を授けてゐる。尙ほ女子には普通學科の外家事に關するものを授け、一家の主婦たるに必要な科目をも學ばしめてゐる。又夜間教授のもの、うちには専門的の職業教育を施してゐるものもある。

**特殊學校** 本市の經營する特殊教育の施設としては勤勞學校、盲學校、聾啞學校、六甲郊外學園及び小學校に併置の智能薄弱兒童學級を擧げることが出来る。

勤勞學校—大正十四年東宮殿下御成婚に方り貧困兒童就學獎勵の爲め、御内帑金御下賜の恩

命を蒙つたので本市は其の御趣旨を奉體して、北部に豊崎勤勞學校を創設し、南部に於ては既設の有隣、徳風の二小學校の内容を改善し、昭和二年六月組織を更めて勤勞學校と爲し今日に及んだ。

市立勤勞學校調 (昭和九年五月一日現在)

校名	學級數	生徒數		計	教員數
		男	女		
豊崎	一一	一八七	一六一	三四八	一四
徳風	一〇	三五九	二六八	六二七	一七
有隣	一一	三四一	一八六	五二七	一一
計	三二	八八七	六一五	一、五〇二	四二

勤勞學校の組織は、獨逸の「アルバイト・シューレ」を範に取り、特に運用の自由なる小學校類似のものとして爲し、兒童に對して學用品、被服を給與するの外、生活程度によつては食事又は生活費の一部をも補給して就學を容易ならしめ、國民教育の目的達成に資せんとするのであるが、其の教育は職業教育、徳性教育に重きを置き、併せて普通教育を施し、卒業後直ちに自活に入るの能力を附與することを目的としてゐる。



盲學校及び聾啞學校—盲、聾啞者に對して、教育上の機會均等を與へることは、人道上将又社會經濟上現下の文明都市に於ける要求なので、本市の盲及び聾啞學校は此の要求を充たす爲めに建設されたものである。

市立盲、聾啞學校調 (昭和九年五月一日現在)

校名		學級數		生徒數		教員數	
校名	學級數	男	女	計	教員數		
初等盲學校	六	三四人	三一人	六五人	一人		
中等盲學校	四	九四人	一九三人	一一三人	三人		
初等聾啞學校	二	三九人	七人	四六人	一人		
中等聾啞學校	二	一九四人	一七人	二一一人	一人		
計	一四	一六五人	一四八人	三一三人	三人		

二七

三〇

六甲郊外學園—全市小學校に於ける身體薄弱兒童を救濟する目的の下に設けられたもので、風光明媚にして氣候の適順なる六甲山腹に在り、修業期間三ヶ月で定員八十名を收容する。  
智能薄弱兒に對する學級—各學區の任意施設に係つたものを、大正十年本市が之を組織的に計畫し、現在學級數九、智能薄弱なる兒童百名に對して、適切なる施設と教授を施しつゝある。

四 大學及專門學校

商科大學 大阪商科大學は、明治十三年十一月市内西區立賣堀南通三丁目に設立された私立大阪商業講習所に其の起源を發してゐる。此の講習所は、時勢の變遷に伴ふ社會の要求に應ずべく、當

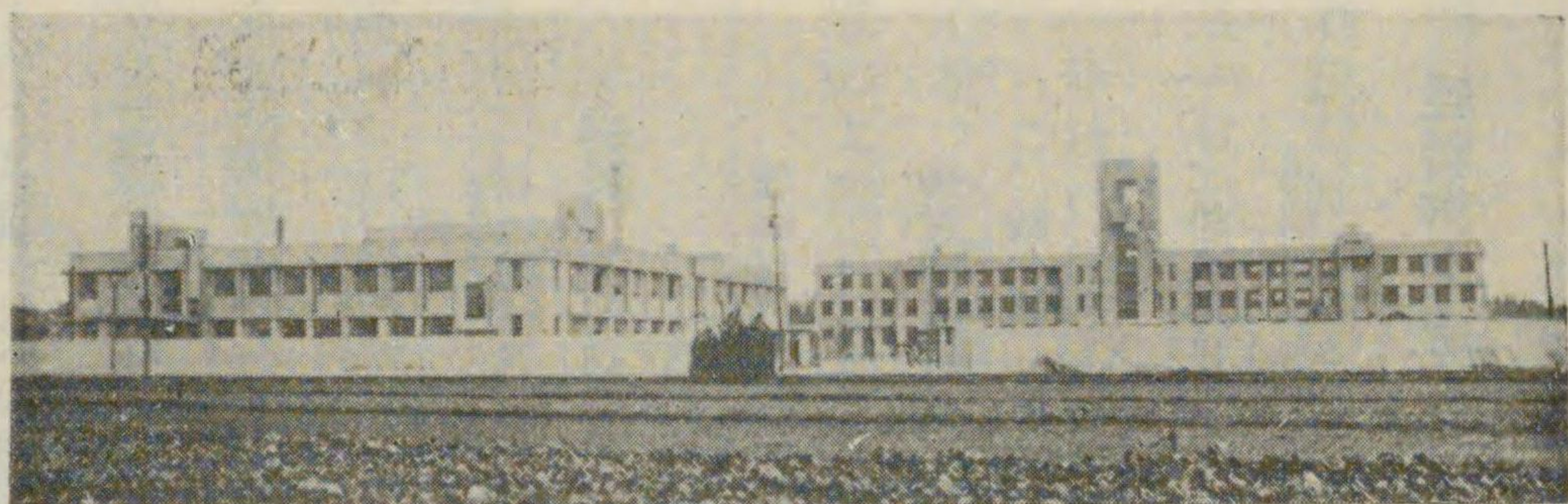
大學及專門學校



聾啞學校生徒の牙齒傳導に依るズリム訓練



時の有志者五代友厚氏等十數氏の發起によつて開設されたのであるが、爾來五十有餘年、時代の進運と本市の發展に順應して、漸次其の組織内容を充實すると共に、其の程度を高め、其の設備を改良し來た。明治十八年、大阪府立商業學校と改稱され、之によつて創立以來の經營上の不安は一掃されたが、本校が發展の基礎を確立したのは、明治二十二年市立大阪商業學校となつて、北區堂島濱通に校舎を新築した頃からである。明治三十四年には市立大阪高等商業學校と改稱され、高等教育を施すことゝなつた。明治四十二年北區の大火で校舎を全焼したので、同四十四年南區天王寺烏ヶ辻町に、當時としては實に堂々たる煉瓦造の新築大校舎を建築し其處に移轉し、第一次の市域擴張の後、高等商業學校となり、第二次市域擴張に引續いて遂に大學に昇格した。本學の昇格運動は大正十年から始まつたが、當時本學の昇格には大學令を改正しなければ設立が不可能であると云ふことであつた。此の昇格運動には市が主動的地位に立ち、殊に當時の池上市長は教育施設を重視し、又高級助役の關博士は、大學教育特に商科大學に就ては最も深い理解と同情とを有してゐたのに加へて、市會は絶対に市理事者を支持すると云ふ情勢にあつた爲めに事柄が總て順調に運んだ。従つて商工會議所、言論機關を始め、市民多數も皆此の運動を援けて、斯くて猛運動の結果は遂に地元として大に氣勢を揚げたのであつた。昭和三年一月十九日大學令第五



商 科 大 學

條中改正の件が公布せられ、市に於て大學を設立し得ることゝなつたのである。茲に於て關市長は、豫て調査準備せる議案大阪商科大學設立並に大學創設費二百五十萬圓支出に關する議案を市會に提案し、市會は二月七日満場一致を以て之を即時可決した。次いで三月十六日文部大臣より大學設立認可の指令があつたので、茲に愈々年來の輿論は實現し、同年四月より豫科を、翌昭和四年四月より學部を開設し、從來の高等商業學校は、高等商業部として大學に併設することゝなつた。大正十四年四月、接近町村を編入して大大阪となり、次いで我國唯一の市立大學を經營することになつたのは、大大阪として名實共に其の大を示すものであつて、市民の誇とするに足る所である。斯くして大阪商科大學は烏ヶ辻より阪南の杉本町に移り今や大大阪の一角、大和川河畔に市立の最高學府にふさはしき白聖の大殿堂が威容を正して聳立するのを見ることがなつたが、種々の事情で工事が豫定より遅延し、其の間に關市長他界のこゝとあり、爲めに本學の「生みの親」たる關市長の颯爽たる姿を今秋行は



るべき竣工式の壇上に見ることが出来なくなつたのは遺憾の極みである。

本學の新校舎は住吉區杉本町に建設され、昭和九年八月を以て移轉を完了した。今其の概要を左に掲げることとする（昭和九年十二月調）。

一、設 備

校 地 南校地は一一三、二二三平方米、北校地は六〇、〇一七平方米、計一七三、二五〇平方米である

校 舎 南校地内には學部本館、講堂、圖書館、研究室等があり其の面積一二、八五四平方米、北校地内には豫科校舎、

高商部校舎、體育館、道場等があり其の面積一二、〇七五平方米である

運動場 北校地には教練及び體操場、南校地には陸上競技場、蹴球場、庭球場、野球場等を設け、體育館、道場、艇庫等

と共に體育設備としては完全に近いものがある

備付圖書冊數 洋書八三、二〇〇冊、和漢書六九、三六五冊、計一五二、五六五冊がある

二、職 員 數

學部九十人、高商部五十九人、豫科三十六人、計百八十五人である、但し之は專任者のみで雇員は含まない

三、學 生 徒 數

學部四百四十九人、高商部五百四十七人、豫科三百四十一人、計千三百三十七人である

經濟研究所 昭和二年十月、本市實業家野村徳七氏から大阪市に對し、近く設立せらるべき大

阪商科大学の附設特別研究機關施設資金として金壹百萬圓の寄附申出があつた。仍て本市は同年

十月十一日の市會に於て議決の上之を收受し、其の後豫定通り大阪商科大学の設立を見たので、前記の寄附條件に基き昭和三年七月十四日の市會に於て、經濟研究所設置並に同規則制定の件を議決した。茲に於て同年七月三十日大阪商科大学長河田嗣郎氏に所長事務取扱を囑託し、同年八月一日から創設事務を開始した。

本所には調査部、編輯部、資料部、事務部の四部を置き、調査部は更に調査事項の種別に依り金融、企業經營、商品市場、證券市場、貿易、社會問題及び社會政策、財政、大阪市經濟史、景氣の九擔當に分たれてゐる。各部各擔當に夫々主擔者を定め、尙ほ大學教授及び幹事中から囑託として調査研究若くは事務に従事せしめてゐる。

本所の事業は、理論よりも實際に重きを置いた經濟に關する各種調査研究であつて、主として學界、實際界の調査研究、有用な辭典、文獻目錄、年表等の編輯、經濟資料の蒐集利用等にある。而して調査研究の公表機關としては、「調査彙報」及び「經濟時報」の二誌があり、調査彙報は不定期刊行物で、特殊問題の研究發表機關である。今日迄の發表としては、金輸出解禁問題、深夜業禁止問題、米穀法實績調査、我國最近の地租問題、本邦鐵鋼業と關稅、大阪市に於ける中小商業金融調査、都市失業保險の成立過程等があり、尙ほ近く不動産證券化問題、受益者負擔問題、



物價と景氣等の諸問題も發表する豫定である。經濟時報は月刊雜誌で、昭和四年四月から引續いて刊行して居る。其の他特別出版としては「經濟學辭典」(全六卷)「經濟學文献大鑑財政篇」、「大阪商業史料集成第一輯」があり、尙ほ近く「世界經濟大年表」、「經濟學文献大鑑金融篇」、「大阪商業史料集成第二輯」を編輯出版の豫定である。經濟に關する資料蒐集に就いては、曩に故福田博士の蒐集した文庫(約五萬冊)を購入した外、年々相當の費用を投じ各國の圖書資料を蒐集し、現在所藏圖書資料は約七萬四千冊に上つてゐる。

### 五 社會教育

健全なる市民精神の陶冶には、學校教育と併んで社會教育の普及發達が重大な關係を有してゐるのであつて、本市に於ても夙に其の重要性を認め、常に該施設の擴大、事業の振興を圖つて來たのであるが、今それ等事業の概略を示せば次の如くである。

**社會教育事業** 本市に於ける社會教育施設並に事業の主なるものは圖書館、市民博物館、美術館、心華婦人館、明治天皇記念館、市立運動場、大阪市音樂隊、大阪市教化委員制度、映畫教育、市民講演、市民體操會及び青年訓練所等であるが其の概要は次の通りである。

圖書館—市民の文化的要求に應ずべく、本市は大正十年清水谷、西野田、阿波座、御藏跡の四館を創設したが、其の後更に今宮、城東の新市域に二館を増設すると共に、其の内容の充實を圖つゝある。其の藏書數、閱覽人員は左表の通りである。尙ほ昭和八年中の閱覽人員は四十七萬七百餘人で其の中大半は學生、生徒、兒童で商工業者、勞働者が之に次いでゐる。

市立圖書館調 (昭和九年五月一日現在)

館名	設立年月	圖書冊數		計
		和漢書	洋書	
清水谷圖書館	大正一〇、一〇	一六、八三三	四二七	一七、二六〇
西野田圖書館	同 一〇、六	七、九二八	一六三	八、〇九一
阿波座圖書館	同 一〇、六	九、二三二	三二	九、二六四
御藏跡圖書館	同 一〇、一〇	九、〇九三	二五	九、一一八
今宮圖書館	同 一一、八	五、九〇四	一一	五、九一五
城東圖書館	同 一五、一一	九、四〇〇	二四	九、四二四
合 計		五八、三九〇	六八二	五九、〇七二

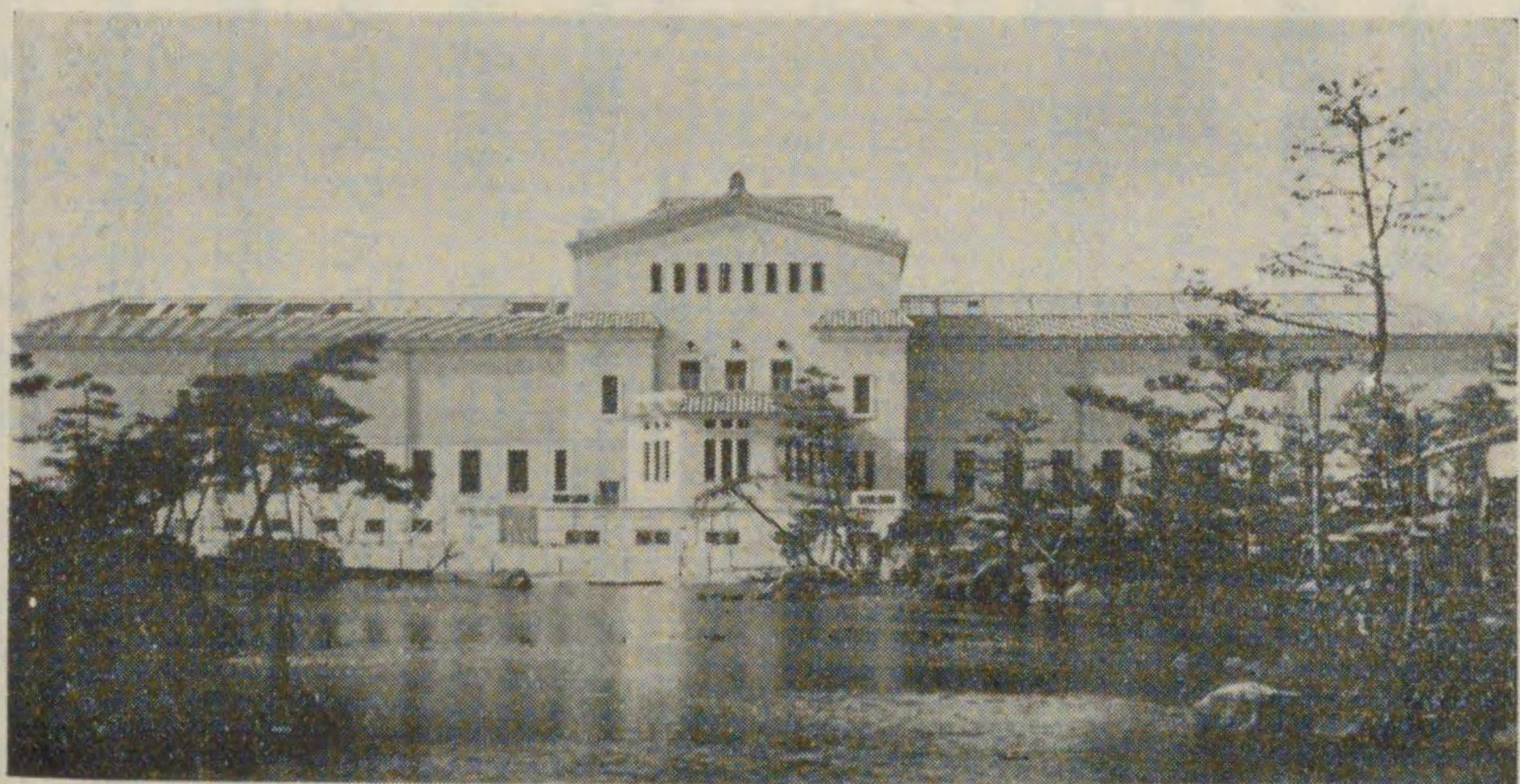
市民博物館—市民に對し市史及び現勢の紹介と通俗科學の智識の普及を目的とし、大正天皇御大禮記念事業として設立されたものである。昭和八年度に於ける入場人員は、一般人員は十五萬六千餘、團體人員は七千六百餘である。



美術館—市民の藝術的教養の向上普及を圖り、併せて専門家の參考に資する爲め、天王寺茶臼山舊住友邸跡に美術館の設立を計畫し、昭和五年度より工事に着手し、外装工事は既に完成し目下内装工事中であるが、本年十月には完成の豫定である。其の建物面積は延一萬一千五百八十平方米、經費總額は約百四十五萬圓、様式は東洋風の近代式鐵骨コンクリート建築である。

心華婦人館—本市婦人に對し實用を旨とする社會教化事業を行ひ、兼ねて婦人の諸集會に供する目的を以て、大正十五年六月、東淀川區北長柄町に設立したもので、爾來婦人の爲めの臨時講演會を開き、或は和洋裁縫、染色、割烹、生花、抹茶等の講習會を開催してゐる。

明治天皇紀念館—明治天皇御在世中、前後八回に亘つて我大阪市に行幸あらせられ、或は教育の振興に、或は産業の發



美 術 館

達に優渥なる叡慮を垂れさせ賜つた。仍て本市は皇恩の深厚に感泣し、皇澤に浴せし光榮を永遠に記念せんとする市民の切なる希望を實現する爲め、行幸に最も由緒深い泉布觀苑内に明治天皇紀念館を設立し、大阪行幸に關する資料並に大阪に御由緒深き歴代列聖の大阪に關係ある資料等を蒐集陳列して市民に拜觀せしめ、聖徳を景仰する聖堂に兼ねて、青年市民の國民精神陶冶の道場たらしめる目的を以て、目下之が建築を急ぎつゝあるのであるが、本年十一月竣工の豫定である。

市立運動場—大正十二年第六回極東選手權大會開催を機として設置されたもので、敷地面積三萬八千四百四十五平方米、永久的施設の主なるものはトラック、フィールド、水泳場、庭球場、觀覽席等であるが、學生、生徒は勿論各種團體及び一般市民の利用は年と共に増加し、市民體育振興上多大の貢獻を爲してゐる。昭和八年度に於ける入場者總數は二十萬六千八百名の多數を算した。

大阪市音樂隊—市民の情操教育の普及徹底を圖り、且つ音樂の研究指導をなす目的の爲め、昭和九年四月創設したのであるが、之は大正十二年第四師團音樂隊が廢隊の際、本市後援の下に一層其の機能を發揮せしむる趣旨に出でたものであつて、爾來公園に於ける演奏、作曲編曲、音樂



に關する講演講習、市の儀式に於ける演奏を通じて市民に親まれてゐる。

大阪市教化委員制度—大正十三年十一月十日、國民精神作興に關する詔書御下賜記念日をトして設置したもので、小學校通學區域内に於ける青年團、婦人會、宗教團體等の各種教化團體の協調連絡統一を圖り、小學校を中心とする社會教化事業を助成せんとするものである。

以上は社會教育施設の主たるものであるが、其の他に左記の如きものがある。

市民講座—晩近社會教育振興の叫び益々喧しきに鑑み、昭和三年三月創設せられたのである。爾來本市主催又は文部省の依囑を請け、各種學科に關し斯界の權威を聘して、毎年其の講座を開設してゐる。

映畫教育—本市は一般社會教育上講演の代りに映畫を利用し、優秀なる映畫を購入又は製作して、市内各學校は勿論、各種教化團體等に映畫及び映寫機の貸出をなすと共に、時々大映寫會を開催して教育關係者並に一般市民に觀覽せしめてゐるが、最近に於ては青年團、婦人會、學校、教育會、軍人會、教化委員會等の各種教化團體を始め、官公署、會社、工場に至るまで之を利用するものが益々増加しつつある。昭和八年度中に於ける映寫回數は二百二十六回、觀覽者總數は

二十四萬餘人である。

市民講演—本市は更に市民に時事問題に對して正しき理解を與へ、學術的興味を涵養せしめる目的を以て時々市民講演會を催してゐる。

市民體操會—本市は一般市民の健康増進を圖り、早起の美風を獎勵し、體育尊重、運動愛好の風を旺ならしめ、又大いに國民精神を作興せしむる爲め、本市聯合青年團、婦人聯合會、聯合處女會、學校體育研究會、軍人會大阪市聯合會等の教化團體と共同して市民體操會を主催し、市長を會長として昭和七年八月中、市内二百有餘の小學校々庭に於て、毎朝六時より約三十分間ラヂオに依る市民體操を開始したが、開設期間中出席人員は三百三十一萬餘人で、一日平均約十六萬人の多さに及び豫期以上の好成绩を擧げてゐる。

市立青年訓練所—青年訓練所令に依り青年の心身を鍛練し、國民たるの資質を向上せしむる目的を以て大正十五年四月、百三ヶ所の青年訓練所を市内小學校に併置せるに始まる。現在の組數職員數、生徒數の各區別を示せば左表の通りである。

市立青年訓練所調 (昭和九年四月末現在)



區名	訓練所數	組數	職員數			計	生徒數
			主事	學科指導員	教練指導員		
北區	一二	三〇	一二	四五	四二	八七	一、七六四
此花區	八	一五	八	二四	一七	四一	八三三
東區	一一	三六	一一	五五	五二	一〇七	二、七四九
西區	一〇	二九	一〇	三一	三八	六九	一、四五六
港區	七	一五	七	二六	一八	四四	七七二
大正區	四	一一	四	一八	一一	二九	四九七
天王寺區	五	一一	五	一九	一四	三三	四七六
南區	九	二六	九	三八	三五	七三	一、五九二
浪速區	八	二三	八	二七	二七	五四	一、五六七
西淀川區	七	一四	七	二二	一七	三九	六五八
東淀川區	一〇	一九	一〇	三四	二八	六二	八八〇
東成區	七	一六	七	二八	二〇	四八	九三八
旭區	七	一四	七	一八	一七	三五	八二八
住吉區	一	二三	一	三二	二八	六〇	一、一八七
西成區	五	一一	五	一九	一五	三四	五八七
計	一一一	二九二	一一一	四三六	三七九	八一五	一六、七八四

**本市獎勵社會教育團體** 以上に於て本市の社會教育施設並に事業の概要を示したものであるが更に此の外に本市獎勵の社會教育團體として、聯合青年團、婦人聯合會、聯合處女會、大阪遠足聯盟等がある。次に其の概略を述べることとする。

大阪市聯合青年團―市長を團長とし大正六年創立以來多年市内に於ける小學校を中心とする青年團體並に官公衙、會社、工場、商店又は同業組合の子弟、使用人等の團體の連絡統一を圖ることを目的としてゐるのである。大正十三年に加盟團體百四十五、團員數約六萬、同十四年には百七十八團體、團員十萬であつたが、現在では加盟團體二百五十二、團員十四萬五千に増加し、各團體提携して青年の指導教養に當つてゐる。之を表示すれば左の通りである。

**聯合青年團調** (昭和九年八月現在)

區名	團數	團員		計	各單位青年團經費		區聯合青年團經費	
		正團員	其他團員		收入	支出	收入	支出
北區	二四	七、六一	七、八三	一四、九四	五〇、七〇六	四三、五七	一、九一	一、六三
此花區	一八	五、〇六九	三、二七	八、九四	三〇、〇二八	二七、〇九一	一、五九	一、二五
東區	二七	九、六六四	五、二八〇	一四、九六四	六三、三二二	五九、七二六	三、〇〇〇	二、四五一
西區	三三	九、〇三三	五、八九五	一四、九二七	八二、五〇一	六六、六六〇	二、〇七三	一、九六
港區	一九	四、一四五	六、六八	一〇、七三三	二七、〇七三	二三、四六七	一、一七四	一、一七三
大正區	九	一、六六二	二、五八	四、二四〇	一〇、三三三	八、九九四	一、六四四	九四
天王寺區	一三	三、七五五	二、九七六	六、七三一	一五、二六一	一三、八二八	一、四三七	九二
南區	八	七、九〇九	七、四四一	一五、三五〇	四七、一七四	四一、六一	一、一六五	三五五
浪速區	二二	五、七五五	七、〇八〇	一二、八三五	二七、二一九	二五、四三三	二、三三〇	一、六五
西淀川區	一五	三、五六六	三、三六七	七、三三三	二二、六二四	二一、七一九	一、〇五八	一、〇六



區名	團數	團員		各單位青年團經費		區聯合青年團經費	
		正團員	其他團員	收入	支出	收入	支出
東淀川區	一六	四、六八〇	三、一九〇	一七、七五三	一五、九二六	一、六四四	一、五二二
東成區	八	三、一七〇	五、四九八	一三、三三五	二、八八三	一、八五五	一、六四八
旭區	九	三、三三三	二、一四七	一六、三三九	一五、〇八三	一、三四八	一、二七一
住吉區	三	四、八三三	二、九六〇	二二、一九三	二、一三〇	三、六四七	二、七五七
西成區	一〇	二、〇七〇	二、七六二	一七、四〇〇	一五、七一九	一、九〇〇	一、八九八
計	三三	七、八四七	六、一四三	四、四一三	四、〇〇八	七、八六三	三、九八五

大阪市婦人聯合會及聯合處女會—大阪市婦人聯合會及び聯合處女會は婦人の智徳を涵養して風教を敦くし、生活の向上進歩を期する爲め、本市各婦人會及び處女會相互間の連絡統一を圖り、其の發達進歩を助成するを目的として創立されたものである。

婦人聯合會及聯合處女會調 (昭和九年四月現在)

區名	會數	會員數	聯合處女會	
			團體數	正會員
北區	一五	六、八二九	八	二、一四八
此花區	一一	三、〇一〇	七	一、九四三
東區	一六	五、九四五	一〇	三、一〇二

區名	會數	會員數	團體數	正會員
西區	一一	二六、七〇二	三	一、一八七
港區	一三	七、九六〇	一一	三、六五四
大正區	九	二、七九六	三	一、三二八
天王寺區	一〇	六、〇八六	四	二、一八八
南區	七	二、八五二	—	—
浪速區	一〇	二、九〇五	一一	二、九二九
西淀川區	七	四、七五〇	一一	一、五六七
東淀川區	五	一、二一六	一〇	一、四二六
東成區	四	三、〇八一	八	一、八七一
旭區	一	五四九	五	九九四
住吉區	一五	七、一六一	一〇	一、八〇七
西成區	八	二、二〇五	三	七三七
合計	一四二	八四、〇四七	一〇四	二六、八一—
大正十三年度	四七	一六、二一五	—	—

大阪遠足聯盟—昭和七年五月の創設に係り、市民に山野を跋涉し自然に親しみ、併せて心身を鍛練せしむるの目的としたものであつて、現在加盟會數百六十八、會員數三千六百名を數へてゐる。



## 第六章 都市計畫及一般土木

### 都市計畫

#### 一 概 説

大阪の都市計畫區域は大阪市他十一ヶ町村を包含して、其の面積約二百二十七平方呎に及び、區域内用途地域は住居地域約三割、商業地域約一割四分、工業地域約三割七分、未指定地域約一割八分と指定されてゐるが、更に地區制では防火地區中絶對耐火構造を要求する甲種防火地區約五十萬五千平方米、準耐火構造地區たる乙種防火地區約十五萬四千平方米、風致地區合計二十五ヶ所、其の面積約一千九百五十四萬平方米、美觀地區は舊市域内に於て約百二十五萬平方米である。

大阪に都市計畫の議の起つたのは明治初年のことであつて、明治十九年十二月、大阪府會區部會議長は市區改正の建議を草し之を府尹に提出した。其の要旨は左の如くであつた。

第一、道路橋梁の位置を確定して橋數及び道幅を取り極むべき事

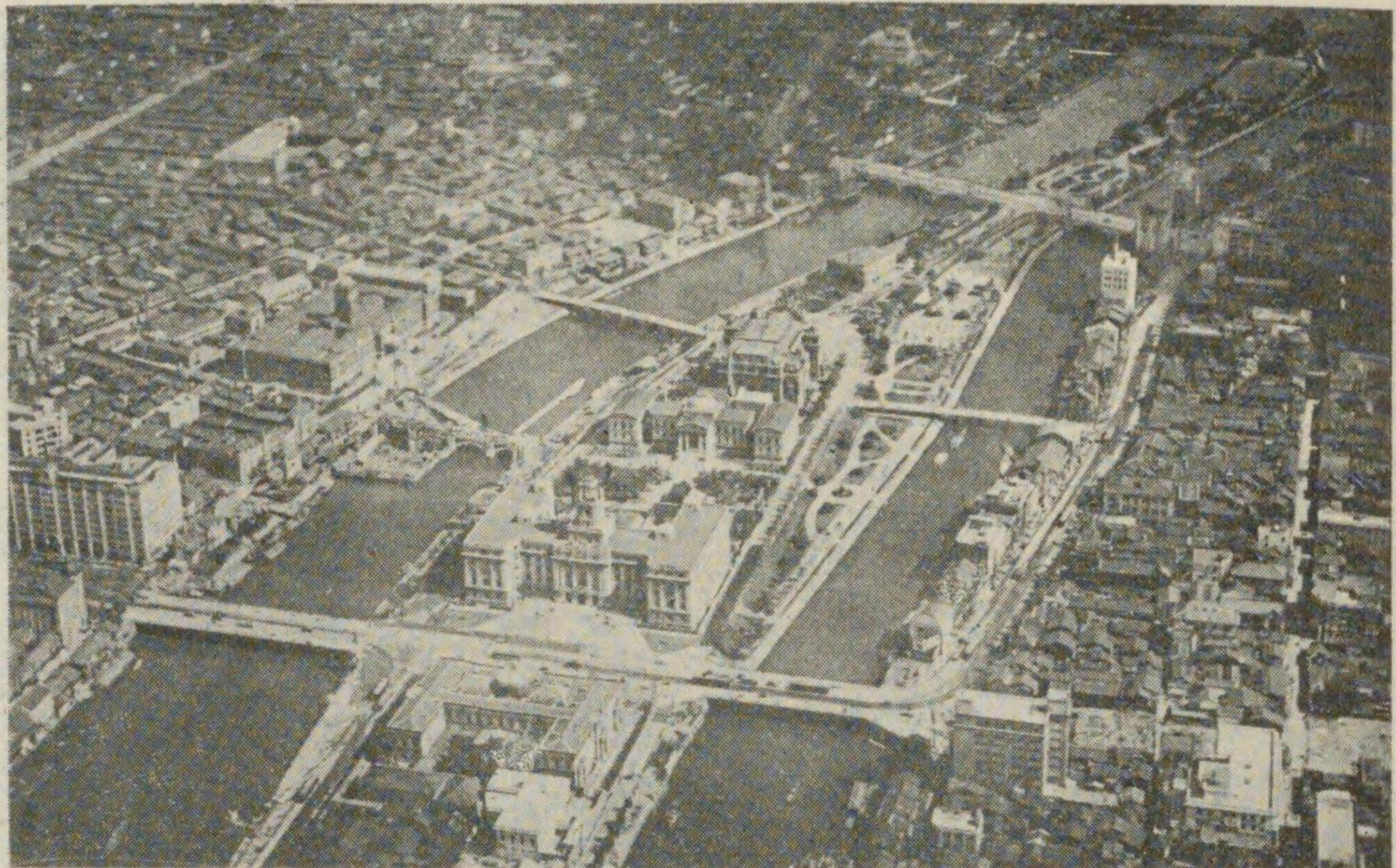
第二、蒸氣機關を使用して物品を製造する工業家屋を適當なる場所に移轉せしむべき事

第三、賤業者の區内に散在せる者を別に土地を撰して轉住せしむべき事

第四、花街の移轉地を下して該當營業者に準備を爲さしむべき事

即ち街路計畫の決定、用途地域の決定及び風紀地區の指定等の必要を説いたものである。

爾來長い歳月を経てそれが實現せられなかつたのであるが、大正八年四月都市計畫法が公布せらるゝに及んで、大阪市は他の五大都市と共に同法の適用を受くることとなり、翌九年一月一日同法の施行せらるゝや市區改正設計中緊急實施を要するものを選択し、都市計畫事業として執行することとなつた。此の事業計畫は大正十年三月十九日内閣の認可を得て確定、同年度



空中より見たる市廳舎

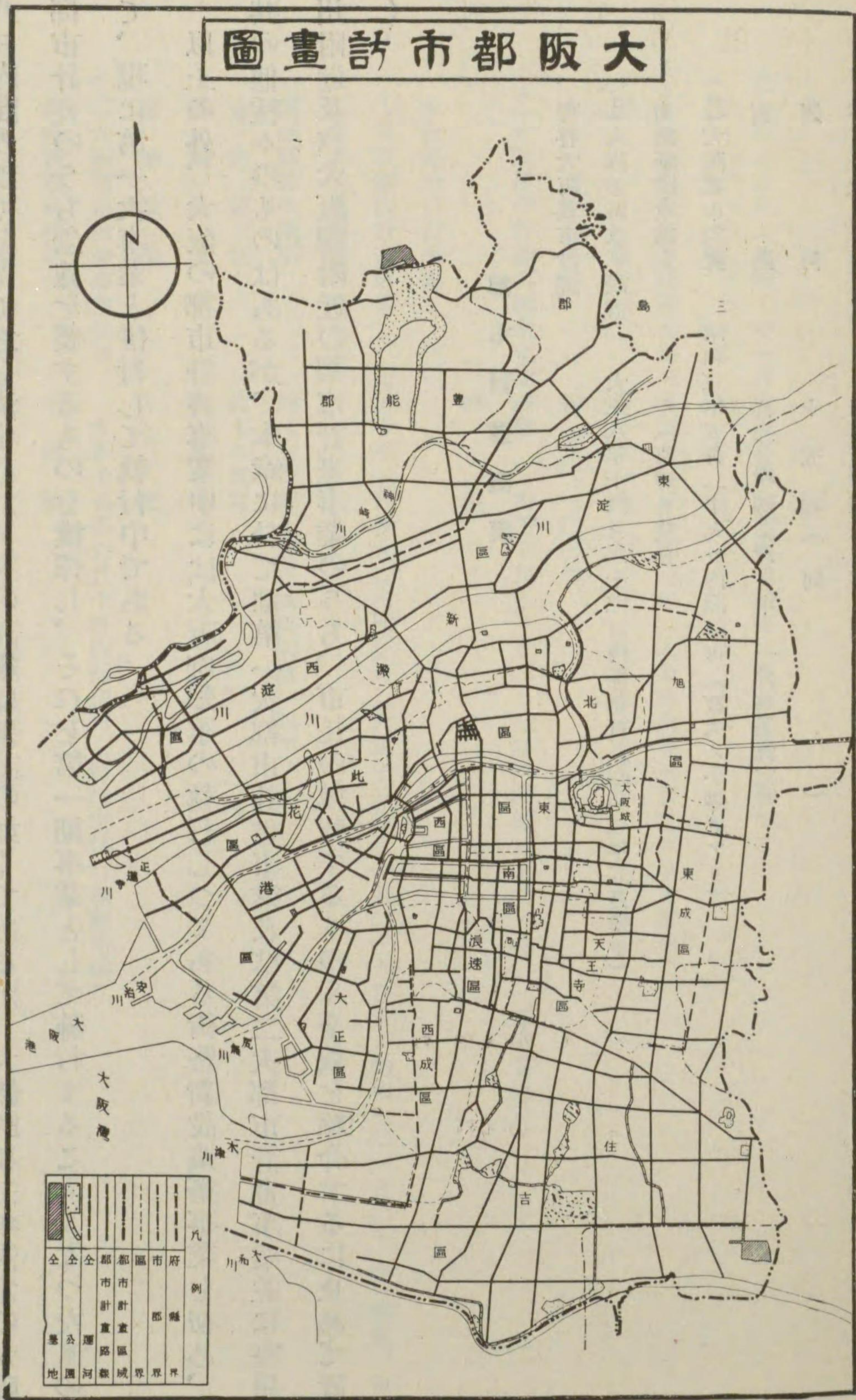


から着手されたが、執行の途中偶々大正十二年の關東大震災があり、事業改正の要を生じたので大正十三年十一月内閣の認可を経て第一次の更正を行ったのである。併し之は要するに市域擴張前に於ける大阪市の街路改造に過ぎなかつた。然るに其の後市勢の伸張、高速度軌道工事及び電車軌道工事其の他の交通機關の發展につれ、都市計畫事業上相當の變更を要するに至り又事業費財源中、國庫補助金、受益者負擔金、特別税等の收入に於て豫期に達せざるものを生じたので、昭和七年一月二十九日内閣の認可を経て再度執行年度の變更を餘儀なくされた。其の結果成立したのが現に更生第一次都市計畫事業の名によつて執行されつゝあるものである。

之より先、大正十四年四月、本市域の擴張成り新市の區域は勿論、全市に亘つて綜合的都市計畫を樹立するの必要を生じたので、街路、運河、公園、下水道及び墓地の五大項目に關する大阪都市計畫を確定し、昭和三年五月二十九日内閣の認可を得るに至つた。之は大大阪發展の基準を定めたものである。

第一次都市計畫事業は、主として舊市域内に於ける街路及び橋梁の新設又は改築であり、また新都市計畫も新市を考慮したものであるとは云へ、第一次計畫の修正に過ぎなかつた。茲に於てか主として新市部に適用さるべき第二次都市計畫事業を執行することとなり、昭和七年十月二十

大 阪 市 都 市 計 畫 圖





八日内閣の認可を得て之を決定した。其の詳細は別記の如くであるが、大體昭和三年決定の大阪都市計畫のうち急施を要するものを撰擇し、それを第一期事業として施行することゝなつたもので、現に第一次事業と併行して執行中である。

以上の外、大阪の都市計畫事業中には大阪府知事の執行しつゝある街路新設擴張事業を初め、其の他種々のものはあるが、本章に於ては第一次都市計畫事業及び第二次都市計畫事業並に寢屋川附近及び大阪驛附近の都市計畫事業のうち、市長の執行するものゝ全貌を紹介するに止めて置く。

都市計畫概要

- 一、現存大阪都市計畫
  - (イ)大阪市區改正設計 大正八年十二月二十三日内閣認可(昭和三年五月變更) 街路新設及擴張 十三路線を殘存
  - (ロ)大阪都市計畫 昭和三年五月二十九日内閣認可(數次ノ小變更アリ)
    - 街路 百一路線(此ノ中、一部事業決定)
    - 運河 十五線(同)
    - 下水道 五處理區(同)

公園 五十八ヶ所

墓地 二ヶ所

(ハ)同上追加(昭和七年一月大阪都市計畫事業變更ニ伴フ計畫ノ追加)

街路 三路線

(ニ)同上追加 昭和九年三月三十一日内閣認可(大阪驛前整理計畫ニヨル追加)

街路 八路線(此ノ中一部事業決定)

土地區劃整理之部 約一四、三〇〇坪

(ホ)大阪都市計畫高速度交通機關 大正十五年三月二十九日内閣認可(此ノ中、一部事業決定)

四線

二、大阪都市計畫事業

(イ)大阪都市計畫事業 大正十年三月十九日内閣認可(大正十三年十一月二十九日並、昭和七年一月二十九日變更、更正都市計畫事業ト稱ス)

街路新設及擴張 四十路線(他ニ阪神國道一線)

路面鋪裝 約十八萬坪

路幅整理 約六萬七千坪

橋梁改築 八十一橋

(ロ)大阪都市計畫事業追加 大正十五年六月十日内閣認可(府知事執行放射路線)

街路新設及擴張 十路線

(ハ)同 昭和二年四月十一日(寢屋川附近都市計畫事業)

概説



街路新設及擴張(廢川敷埋立及建築敷地造成) 一路線

(三)大阪都市計畫事業 昭和七年十月二十八日內閣認可(第二次都市計畫事業ト稱ス)

街路新設及擴張 二十八路線

既設街路の鋪裝 五十七萬坪

運河新設及擴張 二 線

(ホ)大阪都市計畫事業 昭和三年五月二十二日內閣認可(昭和九年三月三十一日變更大阪驛前整理事業)

街路新設及擴張(驛前ニ地積約四千二百坪ノ廣場ヲ設ケ、且地下道四路線ヲ附設ス)

九路線

(ニ)大阪都市計畫下水道改良事業

第一期 大正十一年六月內閣認可 市岡其他 約 二百三十萬七千坪

第二期 大正十三年五月內閣認可 善源寺其他 約 六百十八萬五千坪

第三期 昭和三年三月內閣認可 八幡屋其他 約 六百十八萬五千坪

(ト)大阪都市計畫事業下水道處理事業 昭和六年一月十三日內閣認可

中部及北部處理區ノ中 約 二、四〇九ヘクタール

(チ)大阪都市計畫事業高速交通機關 昭和四年六月十四日內閣認可(昭和七年十月變更)

二 線 延長一萬六千九百十二軒

(リ)大阪都市計畫事業神崎川改修(大阪府知事執行)

一 線 (延長約二軒八四)

## 二 第一次都市計畫事業

第一次都市計畫事業或は更正第一次都市計畫事業と稱する大阪市長執行の都市計畫事業は、大阪市區改正設計を基として大正十年三月十九日決定したものであるが、其の變更の經過は次表の通りである。

### 第一次都市計畫事業變更經過調

内	課 原 事業	大正十三年十一月變更	昭和七年一月再變更	現在執行中
街路新設及擴張	二五路線	四二路線	四一路線 <small>(道ニ線ヲ含メ)</small>	
既設街路の鋪裝	八五千平方公尺	五九千平方公尺	五九千平方公尺	
路幅整理	三三平方公尺	三三平方公尺	二二平方公尺	
既設橋梁改築	—	八二橋	八一橋	
建築敷地造成	—	五路線	—	
施行年度	自大正十年度至同十六年度	自大正十年度至昭和八年度	自大正十年度至昭和十一年度	
事業費 <small>(公債費ヲ含マズ)</small>	一、四〇、〇〇〇圓	三、三三、〇〇一圓	二、四、〇一、六四圓	

第一次都市計畫事業



御 堂 筋



**街路新設及擴築** 本事業は本市交通の大動脈たる御堂筋線を始め、其の他急施を要する重要街路合計四十路線を新設又は擴築するもので、別に阪神國道に對する工事費分擔金も此の中に計上せられて居り、實數四十一路線として實施中である。市域擴張前、即ち大正十三年度末の出來形歩合は約五%であつたが、昭和九年十二月末は約八二%に進捗した。路線別現況は次の通りである。

街路新設及擴築狀況調

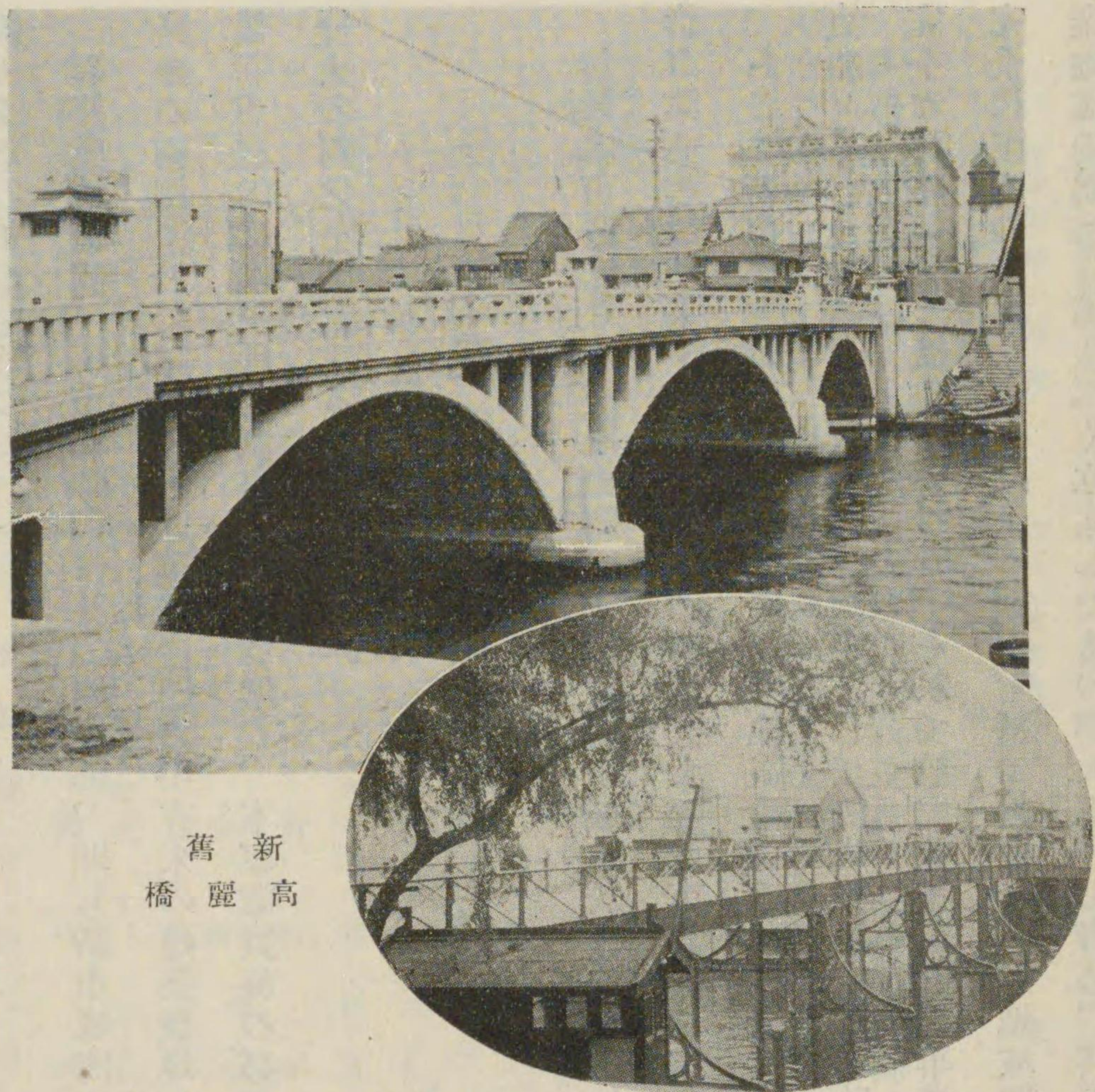
路線番號	路線名	區	幅員	工事着手	現況	摘	要
廣路一	御堂筋線	大阪驛前	二四間	大正五、一〇、三	工事中	長堀以南工事中	
一一一	梅田九條	九條通一丁目	六同	同	一五、六、五	同	渡邊橋以北工事未着手
一一一	西横堀	肥後橋南詰	元町三丁目	同	一四、八、四	同	深里橋以南工事中
一一二	松屋町筋	鳴尾	逢阪下ノ町	同	昭七、一、七	同	平野町以南本町迄工事中
一一四	梅田十三大	大阪驛前	十三橋南詰	同	三、一、五	同	北野中學校跡以南未着手
一一五	堂島十三	堂島大橋南詰	中津濱通五丁目	同	二、三、九	同	高架道路以南工事未着手
一一六	城	南谷町三丁目	森ノ宮東ノ町	同	大正三、二、〇	昭和三、二、三竣功	
一一七	鶴	橋上本町六丁目	大今里町	同	同	一三、一、二	同
一一八	紀州街道	日本橋筋三丁目	東今舟町	同	同	三、九、二〇	工事中
							省線以南工事中

一一〇	難波住吉	難波新地五番町	住吉公園	同	昭四、七、三	同	大黒町以北及省線附近一部工事中
一一一	大川	肥後橋南詰	淀屋橋南詰	同	同	四、三、二	同
一一二	長	堀	伯樂橋西詰	大今里町	同	二、三、六	同
一一三	逢	阪	惠比須町二丁目	寺田町	同	二、六、三	同
一一四	天神橋西筋	浪花	天神橋筋九丁目	同	大正五、二、三	昭和三、九、三竣功	惠美須町一松屋町筋線工事中
一一五	北	野角	扇橋南詰	同	同	一五、五、八	同
一一五	天満谷	扇橋南詰	空心中二丁目	同	未	着手	
一一七	泉尾市岡	大正通四丁目	尻無川左岸	同	昭和三、一、六	昭和二、一〇、〇竣功	
一一八	春日出傳法	四貫島大通三丁目	傳法町北四丁目	同	九、八、二〇	工事中	千鳥橋附近工事中
一一九	泉尾縦貫	泉尾梅ノ町	新千歳町	同	大正二、四、三、一	昭和二、二、六竣功	
一二〇	法圓坂	大手前ノ町	上本町二丁目	同	同	三、二、〇	同
一二二	阿部	逢阪上之町	阿部野町	同	同	三、五、〇	同
一二三	善源寺野江	澤上江町四丁目	野江町二丁目	同	同	八、六、六	同
一二三	玉造野江	東雲町一丁目	森之宮東之町	同	同	五、一、〇	同
一二四	天満蒲生	空心中二丁目	蒲生	同	同	二、九、三	同
一二五	猪飼野	勝山通四丁目	猪飼野東八丁目	同	同	七、三、六	同
一二六	梅ヶ枝	難波橋北詰	神山	同	未	着手	
一二三	大阪奈良	寺田	大道四丁目	同	二、二、〇	大正三、七、六竣功	
一二四	木津霞	宮津	南霞	同	未	着手	
一二六	澤上江	東野田町四丁目	澤上江町二丁目	同	大正三、三、六	昭和三、三、三竣功	



路線番號	路線名	區	幅員	工事着手	現況	摘要
二一三	九條市岡	本田三番丁	〇米	昭和七、一、九	工事中	市電境川線—九條北通線迄
二二一	北安治川通	上福島南一丁目	八間	大正四、一、〇	昭和三、六、三竣功	工事中
二二四	江戸堀十三	江戸堀上通三丁目	西梅田町	八間	昭和三、三、〇	同 七、五、三同
二二二	野町	唯喉場橋西詰	大手前之町	七同	同 四、三、六	工事中 唯喉場橋—西横堀線迄工事中
二二三	久寶寺町	立賣堀南通二丁目	玉堀町	七同	同 九、九、七	同上本町一丁目以東工事中
二二三	堀江玉造	千代崎橋西詰	南玉造町	七同	同 五、五、六	市電堺筋—西横堀筋線迄工事中
二二四	三休橋筋	梅檀木橋北詰	三休橋北詰	七同	昭和四、三、五	工事中 本町—三休橋間工事中
二二五	中橋筋	中橋北詰	阪町	七同	未着手	
二二六	玉江橋筋	玉江橋北詰	西長堀北通三丁目	七同	同	
二二七	富田屋橋筋	富田屋橋北詰	榮町二丁目	七同	同	
二二八	江戸堀西濱	江戸堀北通五丁目	西濱南通三丁目	七同	同	
二二九	御藏跡町	日本橋筋三丁目	高津五番丁	七同	昭和八、三、三	昭和九、五、五竣功
	阪神國道	上福島中五丁目	鷺洲町海老江	三同		(大阪府執行)

**路面舗装** 既設街路中、主要なるもの約五十九萬平方米につき、舗装を施工する計畫で着手したものであるが、設計當時に比して工事費等に一部餘裕を生じたので、計畫面積以上に亘つて實施し、昭和九年十二月末百六萬六千平方米を竣功して全事業を終へた。市域擴張前に於ける本事業の進捗割合は一割一分位であつた。



新高 舊橋

**路幅整理** 在來の街路で既定幅員

に満たぬもの約二十二萬千百平方メートルを整理して、街路を既定幅員とすると同時に、必要の個所に於て街角を切取るもので、市域擴張當時は漸く一割六分の進捗割合を見るに過ぎなかつたが、昭和九年十二月末には九割七分の十六萬五百六十五平方メートルまで竣功した。

**橋梁改築** 新設又は擴築せられ

る都市計畫街路に附隨して新架設又は改築せられるもの以外に、市内の主要在來橋八十一橋を耐震耐火構造に改築するもので、豫定の



通り全部の工事を終つた。

**建築敷地造成** 舊市域時代に其の周邊部、即ち新市域内に於て新設又は擴張せらるべき街路五路線の兩側に於て、約七十五萬二千四百平方メートルの建築敷地を造成する豫定であつたが、市域擴張後新市域内には土地區劃整理事業勃興し、本事業實施の必要を見なかつたので、昭和七年の事業變更の際之を削除することとなつた。

### 三 第二次都市計畫事業

新舊兩市域に亘る交通機關の完備、新市域に於ける工業地域の施設、其の他緊急實施を要する諸事業興起の結果、昭和七年所謂第二次大阪都市計畫事業の決定を見るに至つたのは上述の如くである。新市部方面に於ては既に五十地區約三千九百七十萬平方メートルに亘つて土地區劃整理事業が實施せられつゝあつたが、此等は主として既成集團宅地を除外して行はれた爲め、施行の道路は完全な連絡を欠く憾が多かつた。それで第二次都市計畫事業に於ては獨り區劃整理事業の効果を完全にするのみならず、以上の缺陷を補ふ趣旨から兩地域間の連絡に重きを置き且つ新市部の工業地域の爲めに備ふべく立案したものが大部分を占め、其の要領は左の如くである。

街路の新設及擴張	二 八 路 線	執行年度	自昭和七年度 至昭和十四年度
既設街路の鋪裝	約五七萬平方 米	事業費	四六、九一一、一九四圓
運河の新設及擴張	二 線		

**街路新設及擴張** 本事業に依る街路新設及び擴張の詳細は次の通で、昭和九年十二月末の出來形歩合四%であるが、此の中今宮平野線及び北野豊津線等は高速鐵道に對し併用となる。

#### 街路新設及擴張狀況調

路線番號 等類號	路 線 名	自 區	至 間	幅員	工事着手	工事竣功	摘 要
一二二	今宮平野	東四條三丁目	天王寺町	二五—四〇米			
一三〇	北野豊津	豐崎西通一丁目	西町	二五—四〇			
一三三	澱川北岸	國次町	十三南之町二丁目	二五			
一三五	新庄平野	上新庄町	北大道町	二五—三三			
一三五	古市清水	森小路町	別所町	二五			
一三五	森小路大和川	森小路町	蒲生町	二五—三〇			昭和五、九、二一京阪電鐵 ニ於テ一部施行
一三三	玉造左專道	森之宮東之町	深江町	二五			
一三三	平野柴谷	駒川町六丁目	播磨町西一丁目	二五—三三			
一三六	阿部野木津川	松田町一丁目	花園町	二五			
一三六	天王寺吾彦	天王寺町	我孫子町	二七—四〇			



路線番號	路線名	區	間	幅員	工事着手	工事竣工	摘	要
一三〇	難波河原町	難波新地五番丁	同	三	—	—	—	—
一三七	難波泉尾	芦原町	大正通四丁目	三〇	九、六、三五	—	—	木津川新橋架設工事着手
一一二	市岡	辨天町三丁目	同	二冊	—	—	—	—
二二五	辰巳橋筋	南境川町三丁目	西市岡町二丁目	八	九、七、三	九、二、〇	—	昭和三、五、鐵道省ニ委託一部工事施行
二二三	福町十三	福町地内佃町飛地	十三南之町二丁目	一五米	—	—	—	—
二二六	柴島	長柄橋北詰	南方町	五	—	—	—	—
二二九	傳法櫻島	高見町二丁目	四貫島大通一丁目	二	八、二、六	—	—	千鳥橋改築工事着手
二二三	野田西九條	朝日橋通二丁目	北安治川通一丁目	二一五	—	—	—	—
二二五	福島浦江	龜甲町二丁目	浦江北三丁目	二	—	—	—	—
二二四	天満友淵	天満橋筋四丁目	中野町一丁目	二	九、八、三	—	—	淀川新橋架設工事着手
二二四	赤川森小路	赤川町	森小路町	五	—	—	—	—
二二四	寢屋川北岸	相生町	新喜多町	二一三	—	—	—	—
二二五	夕陽丘猪飼野	下寺町二丁目	東桃谷町	二	九、三、三	工事中	—	—
二二五	阿部野杭全	阿部野筋三丁目	杭全町	五	—	—	—	—
二二六	難波下寺町	芦原町	下寺町三丁目	二	—	—	—	—
二二六	木津西濱	西濱南通三丁目	榮町五丁目	三	—	—	—	—
二二七	江戸堀福島	土佐堀通五丁目	下福島二丁目	三	—	—	—	—
二二八	安治川市岡	北安治川通一丁目	南安治川通二丁目	二一五	九、九、九	—	—	安治川河底隧道工事着手

既設街路の舗装 工事施行豫定面積五十七萬平方メートルの内、昭和九年十二月末までの實施工の面積は十二萬二千八百餘平方メートルで、出來形歩合は約五%である。

運河新設及擴張 大阪都市計畫運河三第一號城北運河及び六等五號堂島運河の二線を事業計畫中に採用したが、堂島運河の工事は失業應急事業として昭和七年十月十五日起工、八年六月三十日竣工、目下城北運河(幅員四〇米、延長三、〇八八米)の事業は實施中であり、昭和九年十二月末に於て一一%の進捗狀況を示してゐる。

#### 四 寢屋川及大阪驛前都市計畫事業

寢屋川附近都市計畫事業 寢屋川は遠く生駒山脈の麓に其の源を發し、府下農耕地の排水を蒐めて其の流末が市内に於て淀川に入るので河水の濁濁甚しく、殊に舊流末は東横堀川分流點の上流に於て濁水を東横堀川に流下せしめた爲め、市内枝川を汚濁すること一層大なるものがあつた。此等の弊害を除去する爲め、河口を附替へて河水を、淀川本流の比較的流速の急なる地點に於て合流せしむることとし、河身の浚渫及び護岸の整理を行ひ、舊流末を埋立て、建築敷地を造成した。昭和二年四月十一日内閣の認可を得た寢屋川附近都市計畫事業は即ち之であつて、途中執行



年度割の變更があつた爲め、昭和八年三月末日を以て事業を竣へた。事業大要は次の通りであつた。

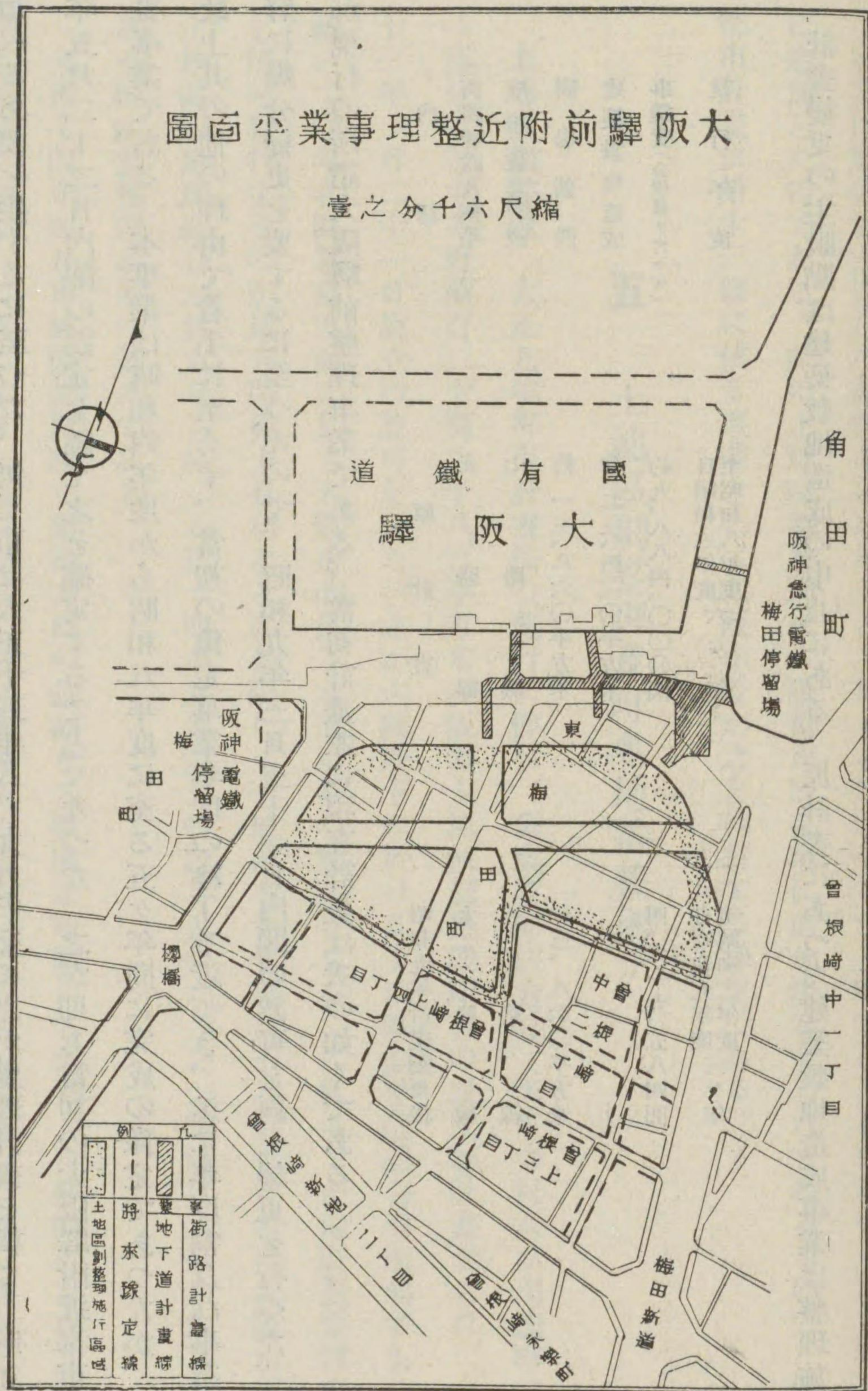
- (イ) 街路新設 寝屋川線一路線(幅員二・八二米、橋梁新設一橋)
- (ロ) 寝屋川河口の附替 一ヶ所
- (ハ) 建築敷地造成 約四八、八三〇平方米
- (ニ) 事業費 二、二二三、〇〇〇圓

**大阪驛前整理事業** 大阪驛は本市交通運輸の中心であり、省線の東海道、城東、西成の三線を始め、其處には阪神、阪急の二大郊外電鐵の起點も集り、更に市營高速鐵道梅田驛を控えて都市計畫事業街路御堂筋線、梅田十三線及び梅田九條線等の主要街路も多數綜合し、加之市域擴張後新市部の急激なる發展に伴つて貨客交通の増大を來たし、朝夕其の交通の錯綜實に名狀すべからざるものあるに至つた。

然るに驛前の現状は、既設街路が狹隘且つ不統一なるのみならず、腐朽に近い矮屋が密集して保安衛生上は勿論、美觀上にも遺憾の點多く、之が整理統制は目前の急務となつた。殊に鐵道省に於ては大阪驛擴張工事を具體化し、着々進行を急ぎつゝある一方、目下建設中の本市營高速鐵道も大阪驛の東南部に停留場を設置する關係上、既定都市計畫事業のうち、街路の一部に變更を

大阪驛前附近整理事業平面圖

縮尺六分一





加へる必要を生ずるに至つた。仍て市は大正十五年八、九月の交に之が整理計畫を樹て、昭和三年五月二十二日内閣の認定を経て之を確定することゝなつた。之が即ち當初の大阪驛附近都市計畫事業である。本事業は昭和四年度から昭和八年度に至る五ヶ年間に完成の豫定であつたが、財政上其の他の理由で着手に至らず、當初の豫定事業年度の終了も近づき、遂に年度割及び事業内容に幾分變更を要するに至つたので、昭和九年三月三十一日内閣の認可を経て變更を行つた。之が現行の所謂大阪驛前整理事業である。當初計畫並に現存計畫は次の如くである。

内 譯		原 計 畫	昭和九年計畫變更後
街路新設及擴張	五	路 線	九 路 線
地下道新設	七	路 線	五 路 線
廣 場 新 設	約 一三、八六〇	平方	一三、八六〇
建築敷地造成	約 二三、四三〇	平方	四、九一九、五八四
事業費(公債費ヲ含マズ)	約 九、八八四、〇〇〇	圓	自昭和九年 度 三ヶ年
執行 年 度	自昭和三年 度 六ヶ年		至昭和七年 度

計畫變更の主眼點は建築敷地造成の中止にある。原計畫にあつた建築敷地造成事業は整理施行後の土地處分も容易でなく、従前の土地所有者が換地を收得する上に於ても困難が尠くないので、

本事業は關係地主をして施行せしめることとし、之に適合すべく既定計畫及び其の一部を變更並に追加したのである。此の土地區劃整理は大阪都市計畫中に追加決定せられてゐるもので、近く都市計畫法第十三條に依る事業として大阪市長が之を執行する豫定である。

### 五 土地區劃整理及町名地番整理

**土地區劃整理** 大正九年都市計畫法の施行に伴ひ、舊東成郡住吉村、天王寺村及び田邊町の各一部を包含する面積百三十萬六千八百平方メートルの阪南土地區劃整理組合の設立が計畫せられ、大正十三年一月二十一日設立の認可を得た。之が大阪府下に於ける土地區劃整理組合の濫觴である。續いて同年北區都島方面に於て大阪市政改良下水道事業の實施せらるゝに當り、土地區劃整理事業を併せ執行するのが地方開發上有利なるに著眼して、地積七十七萬八千八百平方メートルの大阪市都島土地區劃整理組合が設立せられ、大正十四年五月設立の認可を得た。之が當時の大阪市内に於ける土地區劃整理事業の始めである。

大正十四年四月市域擴張以來、新市方面の急激なる發展に順應する爲め、自發的に本事業の執行を企圖するもの次第に多きを加へたが、之を無統制に實施せしめることは大大阪の健全なる發



展を阻害することゝなるので、大阪市は昭和二年四月、土地區劃整理助成規程及び土地區劃整理受託規程を制定し、事業の完全なる達成を期する爲め、毎年助成費を支出することゝした。助成乃至受託の事務は土地の測量、設計、工事監督、一般事務、換地處分、賃賃價格の配賦、登記手續等である。

尙ほ本市は近年失業應急事業として、土地區劃整理事業の助成を兼ねた道路工事を興し、地區の内外連絡に必要な道路及び水路の新設、改修等を行つてゐる。

區劃整理助成費支出額調

年 度	金 額	年 度	金 額
大正十四年度	三九、四三〇円	昭和六年度	八三、五五三円
同十五年度	八七、八三四	同七年度	七二、七六六
昭和二年度	九七、七九六	同八年度	五四、〇〇九
同三年度	九三、九〇六	同九年度	七五、二八八
同四年度	一一二、一二七	合 計	八一九、〇五六
同五年度	一〇二、三四七		

土地區劃整理事業一覽表 (昭和九年十二月末日現在)

内 譯	組合(又ハ地區)數	地 積
		千平方米
事業完成済ノ組合	一	一、三〇七
設立認可済ノ組合	五一	二九、六六〇
設立認可申請中ノ組合	六	三、三四九
設計完了ノ組合	三	七七九
設計中ノ組合	一〇	五、九三三
準備中ノ組合	一三	一五、五一七
合 計	八三	五六、五四六

(大正十三年設立、昭和六年解散)

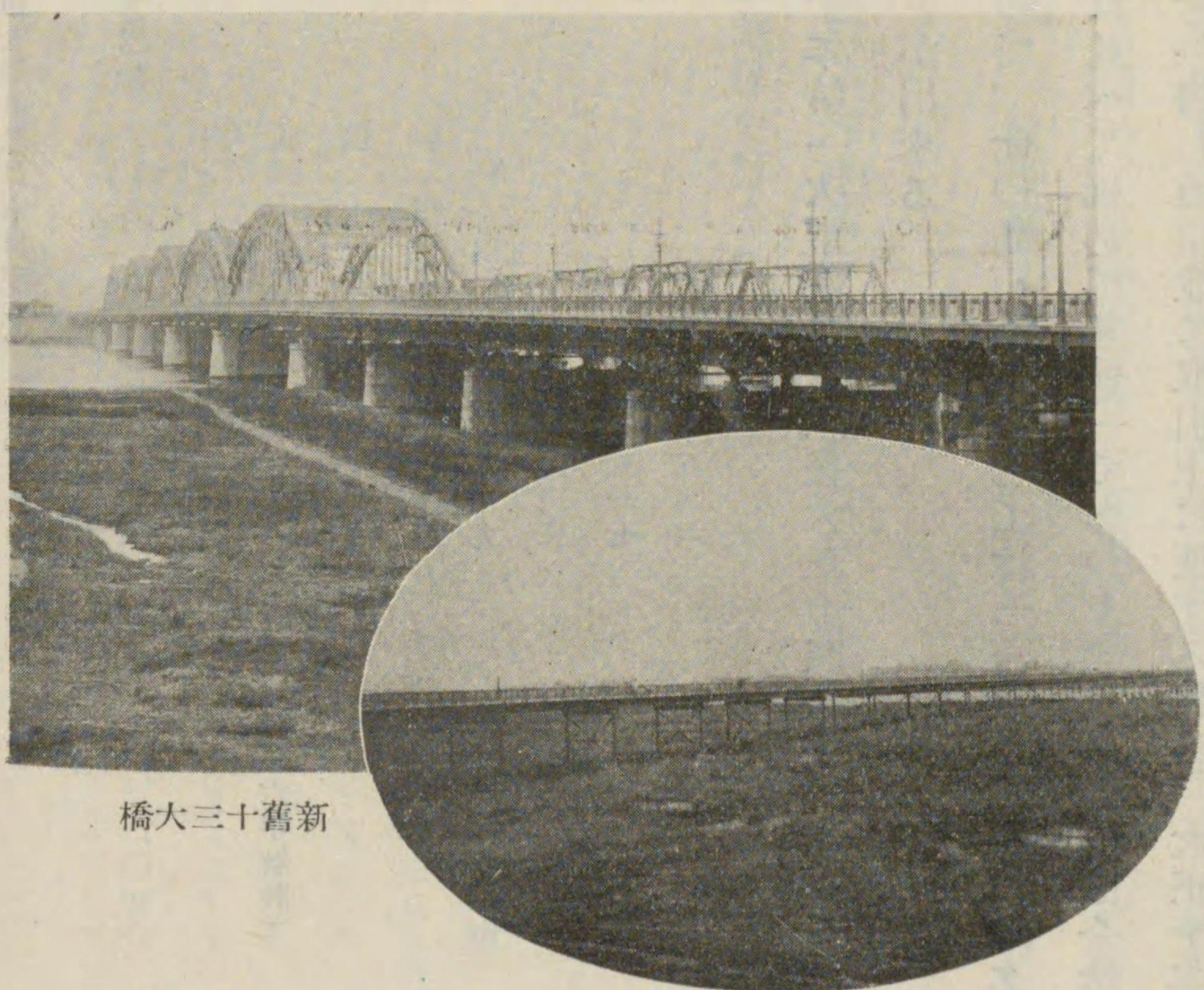
**町名地番整理** 町名及び地番の整理は明治三十年第一次市域擴張以後大正十四年第二次擴張に至る迄と、爾後現在に至る間との二期に分つことが出来る。

第一次市域擴張は隣接二十八ヶ町村を加へたので、此の新市域に對しては三百六十ヶ町の町名整理を行つたが、整理の結果は舊市部の町區域に比べて極めて無統一であつた。且つ地番は全然整理せられてゐなかつたので、此等諸種の不便を一掃し通信並に取引上へ便する爲め、大正十年



度以降引續き此の方面の町區域變更、町名整理及び地番更正を行つた。

大正十四年第二次市域擴張成るや、此等四十四ヶ町村に對しても整理を行ふこととし、擴張直後の暫定處置として各大字毎に町名を附し、三百七十九ヶ町を設定した。然るに右地域内の状態は正に無統制且つ錯雜であつたのみならず、前述土地區劃整理事業の進展に伴ひ、町名及び地番の整理は一層急務となつたので、大正十五年度以降に於ては主として新市部を對象とする整理計畫を樹て、併せて舊市域内の要整理地區をも整理することゝして現に執行中である。



橋大三十舊新

### 町名及地番整理實績

方 面	整理前町數	整理後町數	地 積	土地筆數
舊市此花區西九條他三十一方面	二七九	五六八	二三、八八八、八八五	三七、九〇二
新市西成區玉出他三十方面	二七九	六八八	三一、三九五、五五〇	四八、九〇一
合 計	五五八	一、二五六	五五、三八四、四三五	八六、八〇三

## 六 府知事執行の都市計畫事業

**都市計畫街路** 市内外の交通連絡に備ふる爲め、都心部から遠く郊外並に他府縣に通ずる放射状道路を新設するのは、本市外邊部の急激なる發展に鑑みても、交通上並に保安上極めて必要なことであるので、大正十五年六月十日第一次都市計畫事業中に左記十路線が追加決定せらるゝことになつた。此の十路線は何れも本市の所謂新市部を貫通して、當該地方の幹線道路となるものであるが、多くは遠く府下の諸地方にまで亘る道路である爲め、大阪市長に於て之を執行することは困難な事情もあり、仍て之は大阪府知事が執行することゝして、現に大阪府に於て着々其の工を急ぎつゝある。

該事業は府財政の都合並に經濟界の情勢に従つて數次の變更を經、現在の計畫に依れば昭和元



年度より昭和十三年度に至る十三ヶ年間繼續事業となつてゐるが其の大要左の通りである。

府知事執行都市計畫街路一覽表

路線番號	等類	路線名	區間		幅員	摘	要		
			自	至					
一三二七	一	國道十六號線	住吉	公園	大和川	一五	昭和八年度竣工		
一三二八	一	大阪池田線	十三橋	南詰	中豊島村	一〇一五	同		
一三二九	一	大阪伊丹線	十三西之町	二丁目	加島	町	一三	昭和十一年度竣工豫定	
一三三〇	一	大阪吹田線	長柄橋	南詰	吹田	町	八一三	昭和十二年度竣工豫定	
一三三一	一	大阪枚岡線	大今里	町	深江	町	一三一五	昭和八年度竣工	
一三三二	一	阿部野堺線	阿部野筋	六丁目	遠里小野町	大和川	一三	昭和六年度竣工	
一三三三	一	傳法尼ヶ崎線	傳法町	北四丁目	佃町左門殿川	左岸	一二	昭和十三年度竣工豫定	
一三三四	一	國道二號線	野江町	二丁目	守口	町	守口	八一五	昭和七年度竣工
一三三五	一	大阪住道線	蒲生	町	鶴見	町	一二	昭和九年度竣工豫定	
一三三六	一	大阪奈良線	平野元町	六丁目	平野本町	一丁目	一二	昭和八年度竣工	
計		十路線						二六、五七三、〇一五圓	

神崎川改修 神崎川は三島郡味生村に於て淀川より分流し安威川、猪名川及び藻川を合せて西

南下し、下流に於て右門殿川を分流して大阪灣に注ぐ。其の流域が廣大なものと、場所が地理的に恵まれてゐる爲めに、此の沿岸一帯は近時絶好の工業地域として異常の發達を遂げしのみならず將來都市計畫阪北運河、川北運河等の開設に伴ひ、神崎川の使命は愈々重要性を加ふることゝなるが、現在のところ其の地形極めて亂雑で水深も淺く、且つ堤防は地盤より隆起甚だしく、貨物運輸の便を缺くこと多く、年々の出水と共に堤防の崩落缺壞相次ぎ、維持上甚だ困難を感じつゝあるので、差當り其の流末を整理し、平水面を擴大し、河床及び堤防を低下して就航に便する計畫の下に工事を進めつゝある。河川は府知事の管理に屬する關係上、本事業は大阪府知事を執行者とし府に於て現に施工中である。事業の要項は左の如くである。

- 一、大阪都市計畫事業神崎川改修 昭和七年十月二十八日内閣認可
- 西淀川區出來島町ヨリ海ニ至ル 延長約二、八四〇米 幅員 七四—二七〇米
- 一、執行年度 昭和七年度（一ヶ年延長シテ八年度迄トス）
- 一、事業費 八八八、二七七圓



一般土木

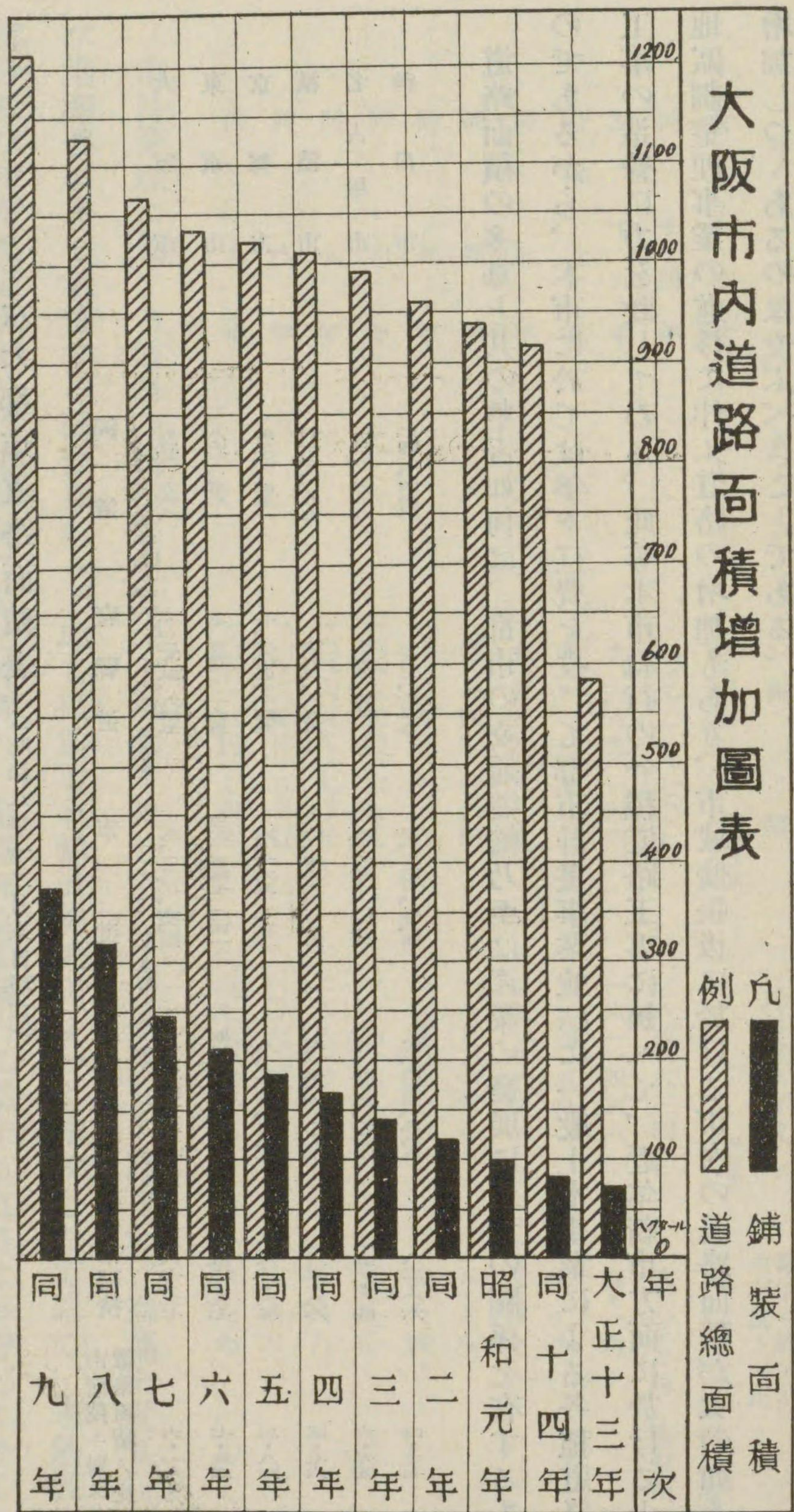
一 道路及橋梁

道路の概況 國道、府縣道及び市道は道路法の定むるところに依り、大阪市に於ては市長が之を管理してゐる。而して新に建設若くは擴張する事業は都市計畫事業を主なるものとし、一般土木事業としては小街路改良事業が重要な部分を占める。此の他土地區劃整理事業及び失業救済事業によつても可成多くの道路が生れつゝある。昭和九年十二月末日に於ける市内道路は次表の通りである。

市内道路調 (昭和九年十二月末現在)

種別	路線數	延長	面積
國道	三	三二、一〇一	七三六、六六八
府道	五五	一八二、四〇九	一、四三五、四四三
市道	九、四四七	二、二六三、一五四	九、九六二、六三六
計	九、五〇五	二、四七七、六六四	一二、一三四、七四七

大阪市内道路面積増加圖表





之を他の五大都市に於ける道路面積と對比すれば次の如くである。

六大都市道路面積表 (昭和八年十二月末日現在)

市	國道	府縣道	市道	合計	市面積	市面積ニ對スル道路面積ノ比
大 阪 市	七五、六八	一、九五、九四五	九、三三、六〇四	一一、二五、五二七	一八七・二七	六・一九%
東 京 市	一、八六、五三	七、三四〇、一六五	三三、五四七、〇四一	四二、七四九、七七七	五五・九七	七・五四
京 都 市	五五、四一	一、〇〇五、一四九	六、六五、七三三	八、二〇七、三三三	二八・八五	二・八四
横 濱 市	六七、〇七	六三、八九五	六、四六、〇二五	七、七六、〇〇七	一三三・八	五・七六
名 古 屋 市	三九、三九	七四、五九	九、六二、〇六六	一〇、五五、〇〇四	一五・〇四	六・九五
神 戸 市	二四七、四三	一三、五九	三、二五、七六四	三、六三、八八五	八三・六	四・七

道路面積の多寡と其の整否如何は、都市の交通運輸乃至は産業の發展に至大の關係を有するものであるから、本市に於ては年々巨費を投じて都市計畫事業並びに一般土木事業による各種道路工事の造営に力を致してゐる。此等本市執行の各種道路工事に加へて、近年新市方面に於ける土地區劃整理事業の進捗に伴ふ道路の増加もあり、市域擴張後に於ける市内の道路面積が次の如く増加しつつあるのは悦ぶべきことである。

大阪市内道路面積逐年増加表 (各年末現在)

年 次	面 積	比年増加面積	毎年ニ於ケル市面積トノ比
大 正 十 三 年	五、八四三、一七三		九・九九(市域擴張前)
同 十 四 年	九、二二七、七〇七	三、三八四、五三四	五・〇七(同 擴張後)
同 十 五 年	九、三八九、一四三	一六一、四三六	五・一六
昭 和 二 年	九、六一三、七三三	二二四、五九〇	五・二九
同 三 年	九、九五四、八七六	三四一、一四三	五・四七
同 四 年	一〇、一四〇、〇二四	一八五、一四八	五・五八
同 五 年	一〇、二五〇、〇〇〇	一〇九、九七六	五・六四
同 六 年	一〇、三六〇、六九九	一一〇、六九九	五・七〇
同 七 年	一〇、六四八、九〇五	二八八、二〇六	五・八六
同 八 年	一一、二五五、二一七	六〇六、三一二	六・一九
同 九 年	一二、一三四、七四六	八七九、五二九	六・六七

市長管理に屬する道路の維持修理は、土木部に於て主として擔任してゐるが、沿革上電気局及び港灣部に於て主管する部分もある。即ち従前電気鐵道經濟によつて建設した道路で、未舗装の部分及び市電軌道敷部分は電気局に於て管理し、築港埋立区域内に屬する道路は港灣部に於て主管する。昭和九年六月末日に於ける各部所管道路面積は土木部所管部分が一千萬二百七十七平方米、



電氣局所管部分が百萬八千七百七十二平方米、港灣部所管部分が四十八萬七千八百七十一平方米、計一千百四十九萬六千八百六十平方米である。

**小街路改良事業** 明治三十年の市域擴張によつて市に編入せられた舊市の外邊部地方は、市勢發展の趨勢に任せて無秩序に市街化されて行つた區域である爲め、街路は概ね狹隘且つ錯綜し、交通上、保安上或は保健衛生上憂ふべき状態にある。其の後都市計畫事業の進むるに従ひ街路が新設又は擴張せらるゝに至つたけれども、此等は幅員六間以上の幹線街路に限られてをり、其の數に於ても不充分なるものがあるので、大阪市に於ては全市に亘つて都市計畫事業として執行の選に洩れた道路を撰擇し、之を一定計畫の下に都市計畫事業と併行して改良工事を執行することとした。之が所謂小街路改良事業である。

最初の事業は大正十一年度以降十四年度に至る四ヶ年繼續の事業とし、經費七百萬圓を以て幅員三間乃至四間の小街路八十九路線の改良工事を執行するものとし、毎年度所要經費を當該年度の豫算に計上したのであつた。第一次街路改良事業と稱するものは之であつて、大正十四年第二次市域擴張が實施せられるまでに五十八路線の改良事業を竣功した。

市域擴張によつて東西兩成郡が大阪市域内に編入せられると共に、小街路改良事業は之を新市

部に向つて擴大實施せねばならなくなつたので、第一次事業計畫八十九路線の中、工事中止と決したものの十一路線を除き、工事未済の二十路線及び一部工事未施行の二路線に新たに九十路線を追加計上する事業計畫を樹て、合計百十二路線、總延長約四萬米に上る小街路を幅員三間乃至六間に擴張することとした。其の事業費總額九百七十餘萬圓、昭和三年度乃至九年度に亘る七ヶ年繼續事業であつて、第二次街路改良事業と稱し、現在執行中のものである。

然るに昭和七年第二次都市計畫事業の決定及び第一次都市計畫事業の變更があり、之と關聯して更に小街路の改良を要すべきものが續出して來たので、第二次街路改良事業と併行して施工せらるべき第三次の街路改良事業樹立の必要が起り、茲に所謂第三次事業が決定せらるゝに至つたのである。本事業は市の全區域に亘り、五十一路線を幅員六米乃至十一米に擴張せんとするもので、事業費總額三百二十二萬七百餘圓、昭和八年度乃至十年度に亘る三ヶ年繼續事業として目下執行中である。

前述三事業の昭和五年十二月末日現在の進捗状況を表記すれば左の如くである

第一次街路改良路線 (計畫路線八十九路線)

(イ) 工事竣功路線 (五十六路線)



路線名	幅員	路線名	幅員	路線名	幅員
東雲町蓮久寺北横線	三・〇	本庄大阪座前通線	自三・〇 至四・〇	西野田大開町南北線	三・〇
清水谷東西九號線	三・〇	天神橋筋六丁目東西線	二・五	聖天川南岸線	三・〇
清水谷小公園前通線	三・〇	天満橋筋線	三・〇	西野田戎神社前通線	三・〇
清水谷南北九號線	三・〇	北辰橋筋線	三・〇	西野田極樂寺北横筋線	三・〇
高津中學校西側線	二・五	太融寺表門線	三・〇	西九條二號線	三・〇
八丁目中寺町線	三・〇	東野田町鼓橋筋線	三・〇	西九條七號線	三・〇
長池筋線	三・〇	櫻之宮小學校東横通線	三・〇	永樂橋筋線	三・〇
北野堂山町東西線	三・〇	本田阿部橋筋線	三・〇	市岡町南北線	三・〇
本庄南北二十二號線	二・〇	瀧津橋筋線	三・〇	花宮橋九條南通線	三・〇
第五濟美小學校南横筋線	自二・〇 至三・〇	西野田今開町南北線	二・五	九島院前通北六橋線	四・〇
九條公設市場西横筋線	三・〇	北山町南北線	二・五	松之宮前筋線	三・〇
九條公設市場東横筋線	三・〇	生玉東西三號線	三・〇	船出橋筋線	三・〇
茨住吉西門筋線	三・〇	高津宮跡天王寺線	四・〇	本津南北五號線	三・〇
中津橋筋線	二・五	脈戒寺横手線	三・〇	西濱北通南線	三・〇
國津橋筋線	三・〇	佛足寺前通線	三・〇	西濱北通線	三・〇
本田三番丁東西線	三・〇	天王寺南門筋線	二・五	外島橋筋線	三・〇
生國魂神社表門筋線	三・〇	増井橋筋線西線	自三・〇 至四・〇	木津川町線	三・〇
天王寺石ヶ辻町南北線	二・五	東來寺南手線	三・〇	櫻川町線	三・〇
赤十字社南線	三・〇	木津勘助町三丁目線	三・〇		

(ロ) 一部竣功し殘部を第二次に繰入れたる路線(二路線)

三軒家濱筋及木津川西岸線

三・〇

難波元町線

四・〇

備考 本計畫は大正十一年十一月十一日決定に係り、此の外に工事を中止したものの十一路線、第二次計畫へ繰延のもの二十路線がある

第二次街路改良路線 (計畫路線百十二路線)

(イ) 工事竣功路線 (六十路線)

路線名	幅員	路線名	幅員	路線名	幅員
大和田町線	三・〇	母恩寺東手線	三・〇	猪飼野一條新道線	三・〇
姫島町	三・〇	大長寺東横筋線	三・〇	御幸橋筋線	三・〇
神津橋筋線	三・〇	住道大阪線	四・〇	法樂寺南横線	三・〇
池田大阪線	四・〇	守口平野線	三・〇	庚申街道線	自四・〇 至四・〇
柴島神社前通線	三・〇	城東大阪線	三・〇	天王寺中道線	三・〇
豊崎菅原町線	三・〇	大今里東西線	三・〇	高等學校北横線	四・〇
住吉神社南横線	三・〇	堀越町線	三・〇	浪速區役所前通線	六・〇
合同紡績南横線	三・〇	谷町筋線	四・〇	元關西鐵道四番踏切線	三・〇
玉出本通線	四・〇	日本橋筋三丁目東西線	三・〇	難波元町線	四・〇
南神台町東西線	三・〇	深田橋筋線	三・〇	反物町線	四・〇
菖ノ茶屋驛北通線	三・〇	愛染橋筋西部	三・〇	三軒家濱筋及木津川西岸線	三・〇



路線名	幅員	路線名	幅員	路線名	幅員
玉造町線南部	三〇	增井橋筋線東部	四〇	半田綿行南橫線	三〇
内久寶寺町東寺町線	三〇	廣田橋筋線	三〇	九條繁榮座南橫線	二・五
上ノ宮中學校前通線	三〇	貝柄町線	三〇	本田通三丁目一號線	三〇
上ノ宮町南北線	三〇	星池橋筋線	三〇	北六橋筋線	四〇
庚申地東手線	三〇	芦柳橋西筋線	三〇	八雲町五丁目線	六〇
千鳥橋筋線	四〇	本庄木幡町線	三〇	網敷天神南橫筋線	三〇
妙見筋線	三〇	北野第二小學校前通線	三〇	梅ヶ枝町線	三〇
西野田或神社前通線	三〇	濱崎町線	三〇	岩井町筋線	三・三
西野田圓満寺橫筋線	三〇	茶屋町東西線	三〇	天神橋筋西線	三〇
(イ) 工事中 止路線 (五路線)		(ロ) 工事中 止路線 (五路線)		(ハ) 工事中 止路線 (五路線)	
中川町線	三〇	津守堺線	三〇	元樋ノ口橋筋線	三〇
元樋ノ口橋筋線	三〇	聖天川南岸線	三〇	(ニ) 工事中 執行中ノ路線 (五路線)	
中野餘慶橋筋線	三〇	山田街道線	三〇	大仁浦江線	三〇
平野餘慶橋筋線	五〇	平野停留場前通線	三〇	大坂八尾線	三〇
第二川上橋筋線	三〇	天王寺町丸山通線	三〇	下高野街道線	三〇
海老江新家線	三〇	玉造稻荷裏通線	三〇	住吉小學校南橫線	三〇
櫻之宮學校表通線	三〇	家敷前筋線	三〇	瓦屋町一番丁線	三〇
中本第二小學校前通線	三〇	舟橋町線	三〇	八丁目中寺町東線	三〇
		今宮中學校橫手線	三〇	愛染橋筋東部	三〇
		難波第二小學校前通線	三〇	稻荷町線	三〇
		南市岡町一丁目南北線	四〇	北堀江御池通線	三・三
		十三橋筋線	三〇	大野町南北線	三〇
		露天神西橫筋線	三〇	豐崎第一小學校前通線	四〇
		金露寺南橫筋線	三〇	野崎町線	四・三
		富田林平野線	三〇	備考 本計畫は昭和三年三月二十二日の決定に係る	
		相生通線	三〇		
		玉造町線北部	三〇		
		瓦屋町三番丁	三〇		
		蘭坪橋筋線	三〇		
		芦柳橋筋線	三〇		
		南堀江橋通線	三・三		
		開昇渡筋線	三〇		
		豐崎第三小學校南通線	三〇		
		太融寺表門通線	三〇		
		北辰橋筋線	三〇		

第三次街路改良路線 (計畫路線五十一路線)

路線名	幅員	路線名	幅員
赤十字病院前通線	自九〇〇 至一一〇〇	(イ) 工事竣功路線 (二路線)	
十三停留場前通線	八〇	(ロ) 工事中ノ路線 (二路線)	
姫島大和田町線	六〇	(ハ) 工事未着手路線 (四十九路線)	
道 路 及 橋 梁		姫島中橋筋線	六〇
		十三東之町南北線	六〇
		道 路 及 橋 梁	六一一



路線名	幅員	路線名	幅員	路線名	幅員
東淀川郵便局前通線	六・〇*	三國本町東西線	六・〇*	三國宮原町線	六・〇*
崇禪寺前通線	六・〇	小松町線	八・〇	中宮町東西線	六・〇
江野町一號線	六・〇	江野町二號線	一一・〇	大宮町一號線	六・〇
大宮町二號線	八・〇	深野大阪線	六・〇	關目町東西線	一一・〇
野江水神社南通線	一一・〇	野江町東西線	八・〇	善源寺町東西線	六・〇
鯉江第二小學校東橫筋	六・〇	今福警察署西筋線	六・〇	中本西今里線	八・〇
舟橋町東西線	八・〇	生野舍利寺前筋線	五・〇	師範學校裏通線	六・〇
桑津町東西線	八・〇	聖天阪線東部線	六・〇	田邊西之町南北線	六・〇
鷹合町東西線	六・〇	住之江驛前通線	六・〇	黒江町東西線	六・〇
宮ノ下停留場前線	六・〇	岸之里驛前線	六・〇	大流川東部線	八・〇
三軒家町線	六・〇	永樂橋筋線	一一・〇	泉尾東西四號線	六・〇
千代見町線	六・〇	魁町線	六・〇	本田通二丁目線	六・〇
傳法町線	六・〇	高見町線	六・〇	恩貴島橋筋線	六・〇
龜甲町南北線	六・〇	大野町東西線	六・〇	鉾流橋筋線	九・〇
冷雲院東橫筋線	六・〇	市立高等女學校東橫筋線	六・〇	天神橋筋西線北部	六・〇
豊崎第二小學校前通線	六・〇				

備考 本計畫は昭和八年三月三十日の決定に係る

其他の道路改修

一般の土木事業として施工せられる道路の改修は局部的のもので、現在のところ量的にも大なるものはない。大正十四年、十五年頃は新市部の在來道路中不完全なものを改

修する爲め、十四年度に於ては二十萬圓、十五年度に於ては十八萬六千餘圓を本事業費に計上したが、前述小街路改良事業が組織的に施行せらるゝに及んで、本工事は次第に減じ、昭和九年度に於ては六萬圓内外を計上するに過ぎぬ。而して此等の工事も舊市部には殆んど無く、新市域に於て僅に行はれてゐるに過ぎない。

路面舗装

都市の街路は單に其の路幅の擴大整理を以て其の効用を完うし得べきものではなく路面舗装が之と併せ行はれなければ交通能率の増進、都市の美觀の整備、日常生活の利便は期し得るものでない。然るに大阪市に於ける大正初期の市内舗装道路は、殆んど見るに足るものがない。幸ひ大正八年市區改正設計の實施以來、其の必要が漸く高調せられ、第一次都市計畫事業の着手と共に、其の面積を漸増することゝなつたが、輓近自動車交通の發達と共に路面の損傷率が次第に高まり、舗装の完備は緊急事となつたので、大阪市は都市計畫事業による各種工事、街路改良事業、失業應急事業、受託事業等に依るは勿論、機會ある毎に之が施工に力を注ぐことゝなつた。之が爲めに市内舗装路面面積は大正十三年末には六十七萬餘平方米に過ぎなかつたものが、昭和九年末に於ては三百七十九萬餘平方米となり、大正十四年の市域擴張後十ヶ年間に約三百十三萬平方米を増加し、約五倍六分の躍進振りを示した。此の數字は電氣局主管の舗装軌道敷を合

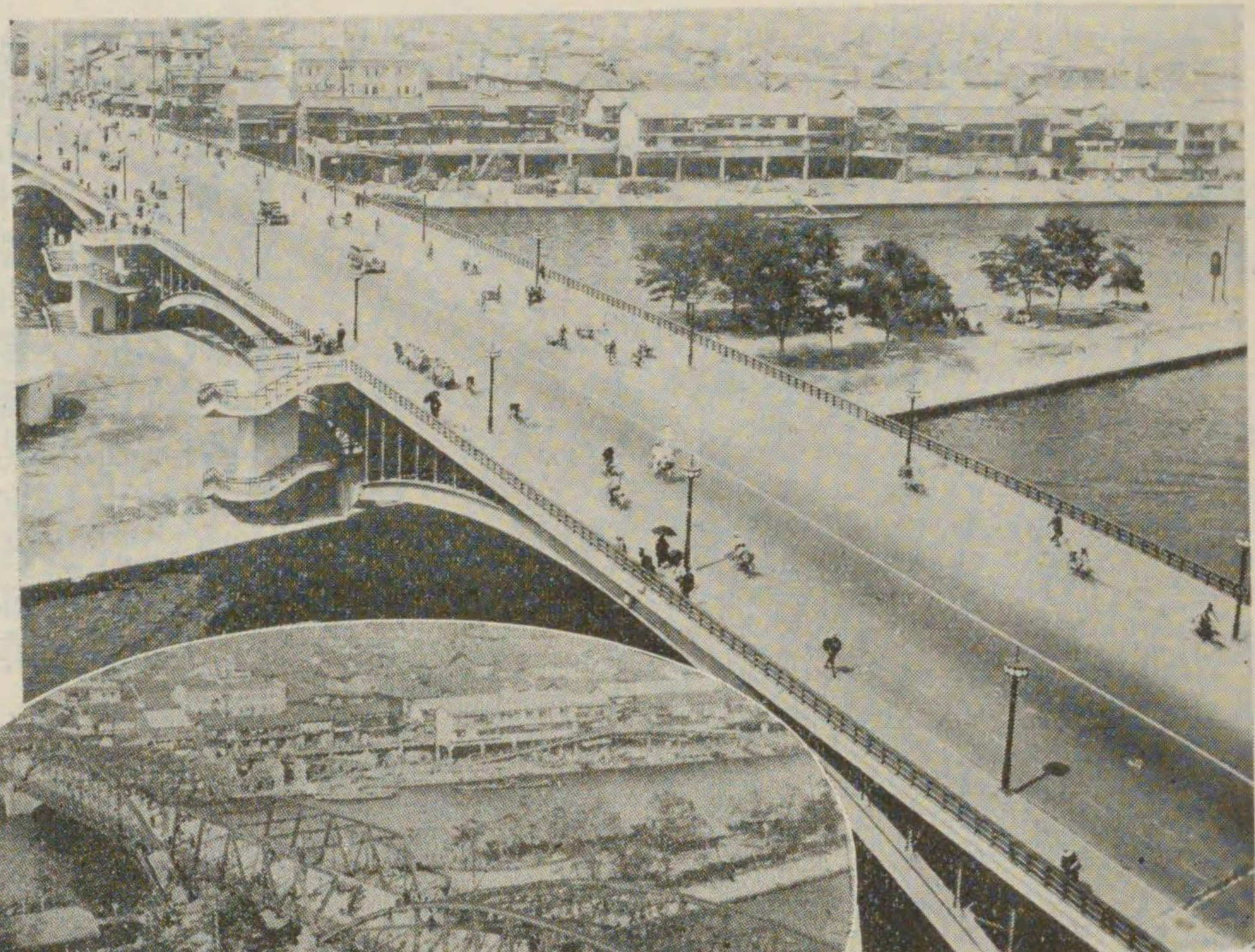


んでゐないから、其の面積五十八萬七千二百三十三平方メートルを加へると、合計四百三十八萬三千六百九十四平方メートルとなり、市内道路の約三割六分までが舗装せられたこととなる。此等工事施行の財源は主として特別賦課金たる受益者負擔金により、別に些少ながら道路損傷金を昭和六年度から徴收することゝなつた。

舗装面積の逐年増加状況は次表の通りである。

舗装面積逐年増加表（各年末現在）

年次	舗装面積 平方メートル	比年増加面積 平方メートル	毎年ニ於ケル道路面積トノ比 %
大正十三年	六七〇、四〇三	一五五、四三六	一一・四
同十四年	八二五、八四〇	一五九、〇六九	八・九
同十五年	一、〇〇四、九〇九	二五三、九八八	一〇・七
昭和二年	一、二五八、八九八	一八四、九〇九	一三・〇
同三年	一、四四三、八〇八	二二〇、八一七	一四・五
同四年	一、六六四、六二五	二一三、四四七	一六・四
同五年	一、八七八、〇七三	一九二、四五九	一八・三
同六年	二、〇七〇、五三二	四一七、四二六	一九・九
同七年	二、四八七、九五八	四一七、四二六	二二・三
同八年	三、二三一、七一一	七四三、七五五	二八・七
同九年	三、七九六、四八一	五六四、七六七	三一・二
備考			
一、昭和九年度は概數である			
二、電氣局主管軌道舗装を除く			



新天橋

**橋梁** 橋梁は道路法第二條の定むるところにより、道路の附屬物となつてゐるから、市長管理道路に附屬するものは主として土木部に於て、一部分は電氣局及び港湾部に於て維持修繕に當つてゐる。大正初期には橋梁は府及び市が分轄管理してゐた爲めに、之が維持修理の經費も府市兩費支辨によつてゐたが、道路法施行以來此の區別は無くなつた。

新架設及び改築は主として都市計畫事業によつて行はれる。失業應急事業、一般土木事業等によつて施工せられるものもあるが其の數も少く、重要なものも多くはない。四ッ橋の俗稱で知られてゐる西横堀川及



び長堀川交會點の四橋の中、上繋橋は都市計畫街路擴築事業に附隨して改築、炭屋橋及び下繋橋は都市計畫事業橋梁改築事業として改築、吉野屋橋は一般土木事業によつて改築された。淀川大橋、十三大橋は都市計畫事業として大阪府が改築したもの、一例である。市域擴張後に於ける市内橋梁の増減、昭和九年十二月現在の橋梁區域別、主管別を表示するに左の如くである。

大阪市橋梁逐年増減表

年次	鐵橋	鐵筋混凝土橋	木橋	石橋	木鐵橋	合計
大正十三年末	?	?	?	?	?	五三三
同十四年末	?	?	?	?	?	一、六二九
昭和三年末	一七九	一八二	五二〇	四四四	(土橋) 一八五	一、五一〇
同五年末	三〇八	一六五	六八三	四〇三	?	一、五五九
同六年末	三二一	一六六	六五三	三七一	?	一、五一一
同七年年末	三二六	一六四	六〇〇	三二九	?	一、四一九
同八年年末	三三二	一六〇	五七七	三〇四	?	一、三七三
同九年年末	三一九	一四七	五四二	二四六	?	一、二七四

備考 從來の鐵橋の中脚及び桁に木材を使用するものを木鐵橋とす

橋梁新舊市域區分表 (昭和九年十二月末現在)

新市域	舊市域	合計
二二八	三二	一〇五
九一	一一五	四三七
三一九	一四七	五四二
		二四六
		二〇
		一〇
		八九七
		一、二七四

橋梁主管別一覽表 (昭和九年十二月末日現在)

主管	鐵橋				鐵筋混凝土橋				木橋				石橋				木鐵橋				合計
	鐵橋	鐵筋混凝土橋	木橋	石橋	鐵橋	鐵筋混凝土橋	木橋	石橋	鐵橋	鐵筋混凝土橋	木橋	石橋	鐵橋	鐵筋混凝土橋	木橋	石橋					
土木部	二六七	一一九	四三五	二三二	一六	一、〇六九															
電氣局	三〇	八	一八	一	一	五七															
土木部電氣局共同	一一	一	一	一	一	一〇															
港灣部	二	一	七	一	一	三															
電氣局港灣部共同	一	一	一	一	一	一															
非認定橋	六	一九	七七	一三	一	一一六															
計	三一六	一四七	五四〇	二四五	一九	一、二六七															
大阪府主管	二	一	二	一	一	六															
兵庫縣主管	一	一	一	一	一	一															
合計	三一九	一四七	五四二	二四六	二〇	一、二七四															

備考 此の他に非認定橋が三十八橋ある

失業應急事業

大正十四年政府は大戦終了後の經濟恐慌に基く夥しい失業者救済の爲め、土木事業を各都市に立案せしむることとし、之に對して國庫補助を行ふこととなつたので、本市も其の方針に従つて冬期の失業日傭労働者給職の事業を興した。爾後失業者漸増の傾向に鑑み、昭和四年度以降は冬期のみならず、四期を通じて之を執行することとなつたので、大阪市に於ても引



續き之を立案執行して今日に至つてゐる。失業者救済の土木事業は道路橋梁等土木部に於て執行するもの、外、水道部及び電気局に於て主管するものもあるが、本項に於ては土木部主管の部分のみを擧げることとする。此等の事業は大部分新市部に向つて実施せられ、延約二百四十萬人に上る給職の實を擧げることが出来た。其の事業は道路修築、橋梁修築、水路浚渫等多様に亘つてゐるが、便宜上本節に概要を掲げるに左表の通りである。

失業應急土木工事實施一覽 (昭和九年十二月末日現在)

名 稱	執行年度	事 業 種 別	事 業 費 額	使役勞働者數	工 程
第一回	大正十四年度	道路修築、橋梁修築、水路浚渫及修築	一、七六九、八五〇 <small>円</small>	三四五、六九四 <small>人</small>	竣功
第二回	昭和元年度	道路修築、水路浚渫及修築	四五七、一六九	九六、八九一	同
第三回	昭和二、三年度	同	四五七、七四六	一〇三、九一三	同
第四回	同 三年度	同	四二二、七二〇	八五、四八七	同
第五回	同 四、五年度	道路修築、道路築造、水路開鑿、水路浚渫及修築	五二六、五四一	一三八、八八五	同
第六回	同 五、六年度	鯉江川改修	二二三、二二二	五一、八七六	同
第七回	同 五、六年度	道路築造	八〇一、二一一	一五一、二〇八	同
第八回	同 五、六、七年度	鯉江川改修	六五二、二六三	一二四、五三〇	同
第九回	同 五、六年度	道路修築、小公園建設、水路浚渫及修築	三四六、六七六	七三、九四六	同
第十回	同 五、六年度	路面鋪裝	三七四、四二八	六三、一八八	同

第十一回	同 六、七年度	路面鋪裝、道路修築、水路埋立、小公園建設、水路浚渫及修築	六三七、五五七	一二五、四七七	同
第十二回	同 七年度	道路改修	二四四、八二八	四九、〇五六	同
府縣道修	同 七、八年度	府縣道路路面鋪裝	三七六、七三六	七〇、八〇一	同
第十三回	同 七、八年度	街路鋪裝、道路修築、運河改修、河川浚渫	一、〇七六、六四三	二三三、六〇六	同
第十四回	同 七、八年度	公園設備、河川改修	三三二、七八九	一二六、九九三	同
第十五回	同 七、八、九年度	街路鋪裝、道路修築、河川修築、橋梁改築	一、四〇五、七四五	二六三、五七三	工事中
第十六回	同 八、九年度	街路鋪裝、道路修築	二四八、五〇〇	四九、〇八六	同
第十七回	同 九年度	街路鋪裝、道路修築、河川改修、橋梁改築	九九四、四〇〇	一八四、二四九	同
第十八回	同 九年度	河川改修	一九八、七四〇	四三、八四五	未着手

備考 第一回より第十四回迄は事業費額は決算額を、使用勞働者數は實數を示し、第十五回以後は前者は豫算額を、後者は豫定數を示す

## 二 河 川

河 川 河川は大阪市の生命線であつて、大大阪發達の基も此處にある。現在市内を貫流する河川運河の數は六十八、此の總延長十八萬米、總面積二千百萬平方米、市面積の約一割一分に該當する。大正十四年市域擴張前に於ける市内河川と比較すれば延長に於て二倍、面積に於て三倍半を示してゐるが、之は主として淀川、新淀川、神崎川、寢屋川及び大和川等の大河川が本市域



内に加へられた爲めである。今之を表示するに左表の如くである。

市内河川調

河川	大正十三年末		昭和九年末		増加	
	延長 數	面積 平方米	延長 數	面積 平方米	延長 數	面積 平方米
河川法適用河川	三	四、六〇〇	三〇	九、一六九	二七	四、五六九
河川法準用河川	一〇	一七、七九	二二	二〇、三〇〇	一二	二、五〇一
一般河川	三〇	一八、七三	三	五、六三三	二七	一三、一〇〇
運河	九	三、九七	一〇	一、八七九	一	一、〇九二
合計	五二	三六、一七〇	六五	二〇、七四七	一三	五、五七七

備考 河川法適用河川及び準用河川の數は總て昭和九年末現在のもので「大正十三年末」及び「昭和九年末」の兩欄の數字は之を當該年現在に割り當てたものである

前記諸河川は大阪市内の河川總數である。河川は法律の定むるところによつて、地方長官が管理の權限を有してゐるが、六大都市中本市のみは明治二十三年四月より市内諸川の浚疏費負擔の代償として使用料徴收の權限を認められ、河川取締の任に當ることとなつた。大阪市が維持修理を行ひつゝあるもの乃至は之を行ふべきものとなつてゐる市内河川は、河川法準用河川十一線中の十線並に一般河川及び運河四十線中の三十線、合計四十線で次の通りである。

大阪市維持河川調

河川	大正十三年末		昭和九年末		増加	
	延長 數	面積 平方米	延長 數	面積 平方米	延長 數	面積 平方米
河川	三七	三、四三六	三七	三、四三六	〇	〇
運河	三	五、三六三	三	五、三六三	〇	〇
合計	三〇	八、八〇〇	三〇	八、八〇〇	〇	〇

明治二十九年四月河川法の施行あり、本市に於ては先づそれが淀川（大川、堂島川、土佐堀川及び安治川）に適用され、更に府知事は同年十月木津川、尻無川を淀川の派川として認定、同法を施行することとなり、工作物の新築、改築及び除却に關する準則が定められた。併しながら河川法適用以外の河川に對しては明治十八年二月制定の水路取締規則に據るの外無く、爲めに明治三十一年十月淀川及び其の他の河川と認定したるものにして、市町村其の他公共團體に於て費用を負擔する堤防及び河川の敷地流水占用處分に關する府令を發し、占用處分權を大阪市長に委譲した。大正十四年市域擴張に際し、河川法適用及び準用河川其の他多數の河川運河が市域内となり、昭和四年十月江戸堀川外六河川が河川法の準用を受けることとなつた。現在に於ては河川法適用



河川は大阪府に於て直接維持に當り、準用河川及び一般河川、運河は大阪府及び大阪市が取締に當る建前とし、此の中大阪市が維持費を負担してゐるものは前述の如くである。

本市が現に河川占用を認めてゐる用途は大體各種棧橋、材木置場、料理船繫場、建物掛出、通路、盜難豫防柵、物置、廣告物等であつて、占用料及び使用料年額約十萬圓を上げつゝある。

**河川改修事業** 市内諸河川は市勢の發展に伴ひ次第に汚濁の度を加へ、一方毛馬洗堰の設置と淀川低水工事の施行によつて市内大川筋の水位低下を來し、爲めに之が分派枝川たる市内河川に於て著しく流量を減じ、汚染の度を高め、舟筏の便を缺くのみならず保健衛生上に於ても看過し難き状態を呈するに至つた。茲に於て本市は之が改修計畫として東横堀川他二十六ヶ川の事業を大正四年決定、翌五年度以降實施、大正十三年末迄に十八川の改修及び埋立を完了、爾後昭和九年末迄に八川の改修を完了した。残る一川は近く改修施工の豫定である。

敍上は舊市内の河川改修事業であるが、市域擴張後は新に加へられた河川に對しても改修事業を急施することとし、都市計畫事業或は失業應急事業として着々完成中である。其の中主要なるものは次の通りである。

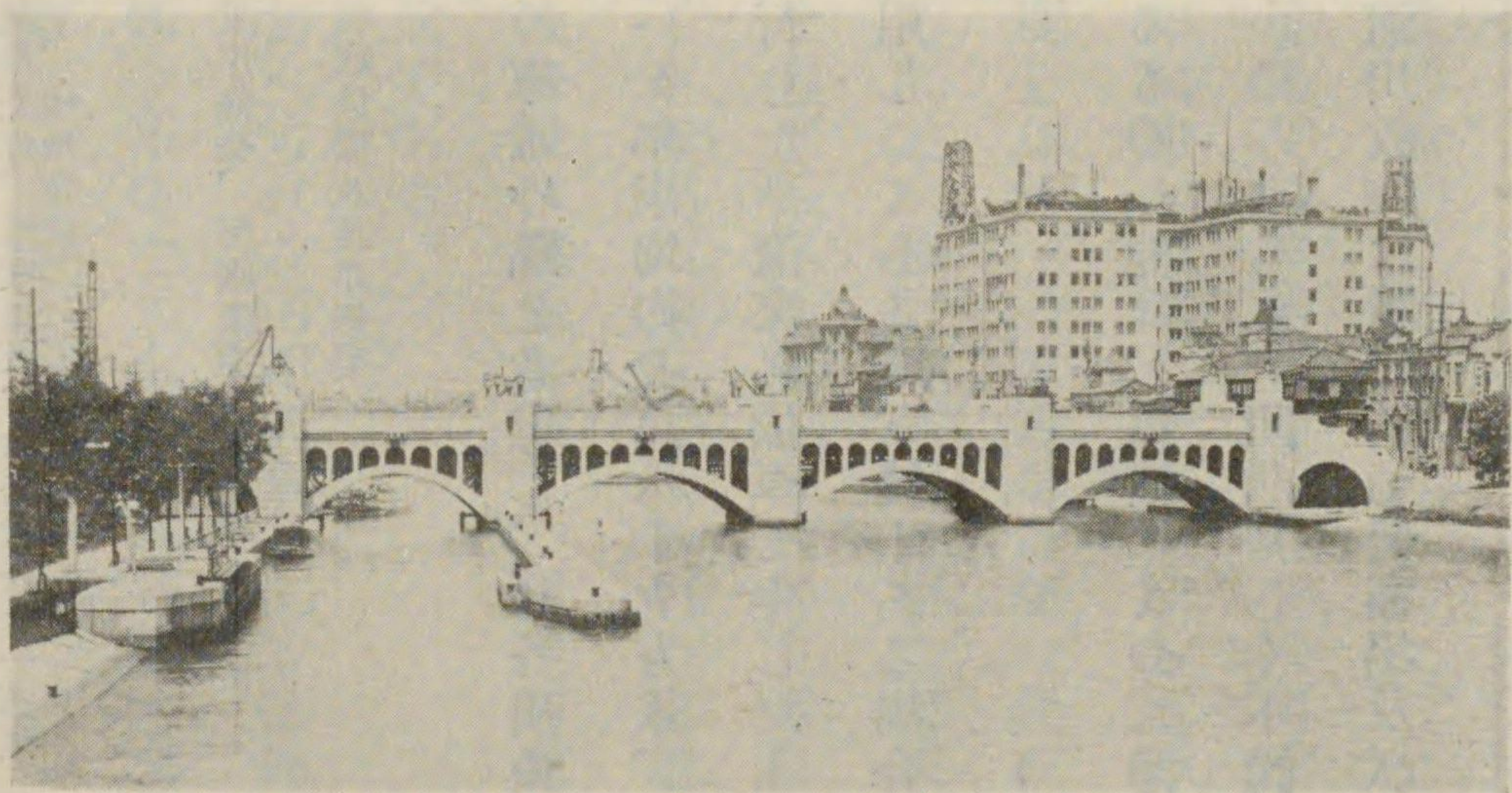
寢屋川改修	別項寢屋川附近都市計畫事業による	新喜多橋より京橋附近まで	護岸整理、河底浚渫、水路附替及一部埋立、宅地造成
鯉江川改修	失業應急事業による	三郷橋より寢屋川合流點まで	同上
十三間川改修	同上	大和川分流點以上	護岸修築、河底浚渫、樋門築造
平野川改修	同上	新舊平野川合流點より玉造左専道線附近まで	河底浚渫及護岸修築

河底の浚渫に就いては各河川を航行する舳舟の吃水及び河水の疎通の點を考慮し、又各川使用の狀況及び幅員をも參酌して一定標準の下に大正十三年までは一ヶ年平均約七萬八千立方メートル、市域擴張後昨年末までは一ヶ年平均約九萬六千立方メートルの工事を施行した。浚渫に依つて生じた土砂は主として築港埋立工費用、或は本市の道路新設用盛土等に利用しつゝあるが、残土ある場合は私人の希望に應じて交付することもある。

護岸に就いては在來の護岸中官有道路及び官有河岸地に接するもの、他は、舊慣によつて悉く私人の築造にかゝり、其の基礎脆弱にして河床の浚渫に堪へないのみならず、凹凸甚しく不體裁極まるので、本市は一定標準下に之が改築を行つた。又前述の河川改修に附隨して船溜場及び共同荷揚場の新設、改築並に公設下水溝落口の設置を施行した。



**可動堰** 市内河川の汚染並に水深の減少は前項に述べた如く河川改修工事によつて之が改善を行ひつゝあつたが、大川筋の水位低下に伴ふ枝川水量の減少は汚水の停滞と沈澱の堆積を招き、舟運並に保健上看過し得ざる状態を招致するに至つた。茲に於て明治四十四年三月、本市は内務省大阪土木出張所及び大阪商業會議所と協力して調査の結果、淀川本流の流水が毎秒百四十立方米以上の時、之から分流する水を斷續的に派川に流下せしむることによつて枝川の汚濁を洗ひ得ることを知つた。但し自然の儘に於ては本流量を受くることは一年を通じて極めて少日數に過ぎない爲め、堂島川及び土佐堀川に可動堰を設けて大川筋の水を東西兩横堀川に導き、尙ほ長堀川及び道頓堀川にも之を設置して兩横堀川の水を高津入堀川、難波新川及び鮎川に、更に江戸堀川及び京町堀川に設置することによつて河波堀川以下の水量を適當に分布する



堂島川可動堰

こととした。之が所謂枝川導水工事であつて、大正十五年度より着手、既に四堰は竣工して運轉中、一堰は施工中、一堰は近く起工の見込である。此の竣工四堰の成績に徴するに、各川の流量は著しく増大し、河水淨化の目的は豫期以上に達せられつゝあり、特に西横堀川筋の流速は豫期以上であり、道頓堀川筋に於ても多年沈積せる塵芥、汚泥等が洗去られつゝあるのを認めるのである。將來、淀川流域河川改修の完備と、工場悪水放流の取締とを勵行、市内外下水處理の完成等と相俟つて可動堰は愈々其の効果を擧げるに至るものと推せられる。

可動堰調

名	稱	位	置	扉門明細			工事費	着手年月			
				種	類	經間					
堂島川可動堰		大江橋上流約一七一米		ティンターゲート	同	一五・二	四・三	一三枚	一・八	七九、三元	大正十五年着手
土佐堀川可動堰		肥後橋上流約六三米		ティンターゲート	同	一五・二	四・三	一三枚	一・八	七九、三元	昭和三年着手
道頓堀川可動堰		大黒橋上流に併設		ティンターゲート	同	一五・二	四・三	一三枚	一・八	七九、三元	昭和五年着手
				ティンターゲート	同	一五・二	四・三	一三枚	一・八	七九、三元	昭和四年着手

河川



長堀川可動堰	安綿橋下流約二十九米	ローランターゲート	五・五	三・九	一・五	二七、九三	昭和七年着手
江戸堀川可動堰	江戸橋下流約百三十米	ローラーゲート	三	三・四	二	〇・六	昭和九年着手
京町堀川可動堰	羽子板橋に併設	ローラーゲート	三	一	一・〇	六五、〇〇	昭和九年着手 同年三月竣工ノ豫定
						九七、〇〇	昭和十年着手 昭和十一年竣工ノ豫定

**渡船事業** 本市内渡船事業の起源は遠く萬治、貞享の頃まで遡るものさへあり、子々孫々に傳へて家業と爲してゐたが、明治の末期を境として請負經營となり、大正、昭和と世の移るに伴つて請負は市直營、櫓權船は機械船に、有料から無料へと改善の途を辿つて來た。往昔渡船事業が個人經營であつた時代の設備の不完全と、市民の享けた不便は想像に餘りある。

明治三十八年、天保山渡船場が初めて市營となり、次いで翌年市内全渡船場市直營計畫が樹てられたが成らず、翌四十年安治川、木津川、尻無川及び淀川筋の二十九渡船場が市設渡船場としての經營認可を受け、土木課主管として一定報償金制度の下に請負經營を開始した。當時二十九渡船場の用船は四十九隻、船夫五十六名位で、一ヶ年一千三百五十萬餘の人及び車を渡し、四萬六千五百圓餘の使用料を擧げてゐた。大正九年道路法の實施とともに十年四月から使用料の徴收を廢し、一方設備の改善を計り、大正十三年には二千九百七十萬に達する人及び車を扱ふに至つた。

此の傾向は大正十四年四月隣接町村の編入に伴ふ市勢の著しい發展と、川筋沿岸地方の開発とによつて拍車を加へ、請負契約による經營の不備缺陷が痛感されるに至り、昭和七年四月一日を期して多年の懸案であつた市直營を斷行した。只、新淀川筋に於ける三渡船場のみは從來の關係上請負としてゐる。市内渡船場概要は次表の通りである。

河川	筋	渡船場名	機械船用		手漕船		計	従業員數
			船	數	船	數		
安治川		富島	二	一	一	二	一〇人	
		西九條	一	一	三	二	三	
		源兵衛	二	一	二	三	一二	
		荷車専用	一	一	二	二	六	
		二丁目	一	一	二	二	七	
		三丁目	一	一	二	二	五	
		開丁	一	一	一	二	〇	
		松ノ鼻	一	一	一	二	六	
		築地	一	一	一	二	七	
河川			二	一	一	二	九	







年	度	波用船數		當該年度 經常費	一ヶ年交通量			計
		場	手漕機械		人	自轉車	諸車	
明治四十年(有料時代)	元	〇	一	一、八四〇	—	一、八四〇	—	九〇、七一一
大正十四年(編入時代)	元	一	一	一、八四〇	—	一、八四〇	—	—
昭和七年(直營當時)	三	一	一	一、八四〇	—	一、八四〇	—	—
同	九年(編入十週年前)	三	一	一、八四〇	—	一、八四〇	—	—

### 三 公園及動物園

**公園** 近世的大都市の發展と公園計畫の確立とは、都市の美觀、市民の保健の兩見地から不可分の關係にある。大阪市に於ても時代の推移に鑑み、市民の要望に應じて逐年公園の増設を計りつゝあり、明治二十四年中之島假公園を開設して以來四十五年、公園の發達は年と共に盛大に赴き、加之所謂第二次都市計畫により公園計畫の決定と共に、本市の公園計畫は漸く其の基礎の確立を見ることゝなつた。

明治二十四年現市廳舎の位置に開設された中之島公園は、翌二十五年以降數次隣接地を併合して公園地たるの形態を整へ、大正四、五、六、十年の四回に亘つて隣接河川敷を加へて現在の體

容を完成した。天王寺公園は明治三十六年起工、三十七年一時中止、四十一年再度起工、四十二年竣工開園した。大正四年の御大禮記念事業として設置された阿波座其の他の小公園合計七ヶ所(自大正六年至大正十一年)及び西九條他一ヶ所、計二ヶ所の小公園(大正八年)、第六回極東オリムピック大會を機として設置された市立運動場、並に街路工事に附隨して生れた日本橋他二ヶ所の街園も同期の産物である。斯くて大正十三年末の市營公園總面積は四十五萬七千八百平方メートルとなり、市面積(舊市面積)との比は〇・八二五%、市民一人當り〇・三二二平方メートルとなつた。

大正十四年の市域擴張後、新市部に對して新設せられた公園の中、主なるものは北中島、平野及び田邊公園等である。第二次都市計畫に於ては、主として編入後の新市部に於ける各種公園計畫を別項記載の如く定めたが、土地區劃整理事業としても別に約六十ヶ所の小公園を新設する筈であるから、今後十四、五年にして大阪市内公園面積は約八百二十六萬平方メートルとなるであらう。昭和九年末の市營公園總面積は九十六萬四千六百餘平方メートルとなり、市面積(新市面積)との比は〇・五二%、市民一人當り〇・三五平方メートルとなつた。此の他に大阪府經營の住吉、住之江兩公園も市域内にあり、之を合すれば昭和九年末の市内公園面積は約百二十三萬六千平方メートルとなり、市面積との比は約〇・六六%、人口一人當り約〇・四五平方メートルとなる。

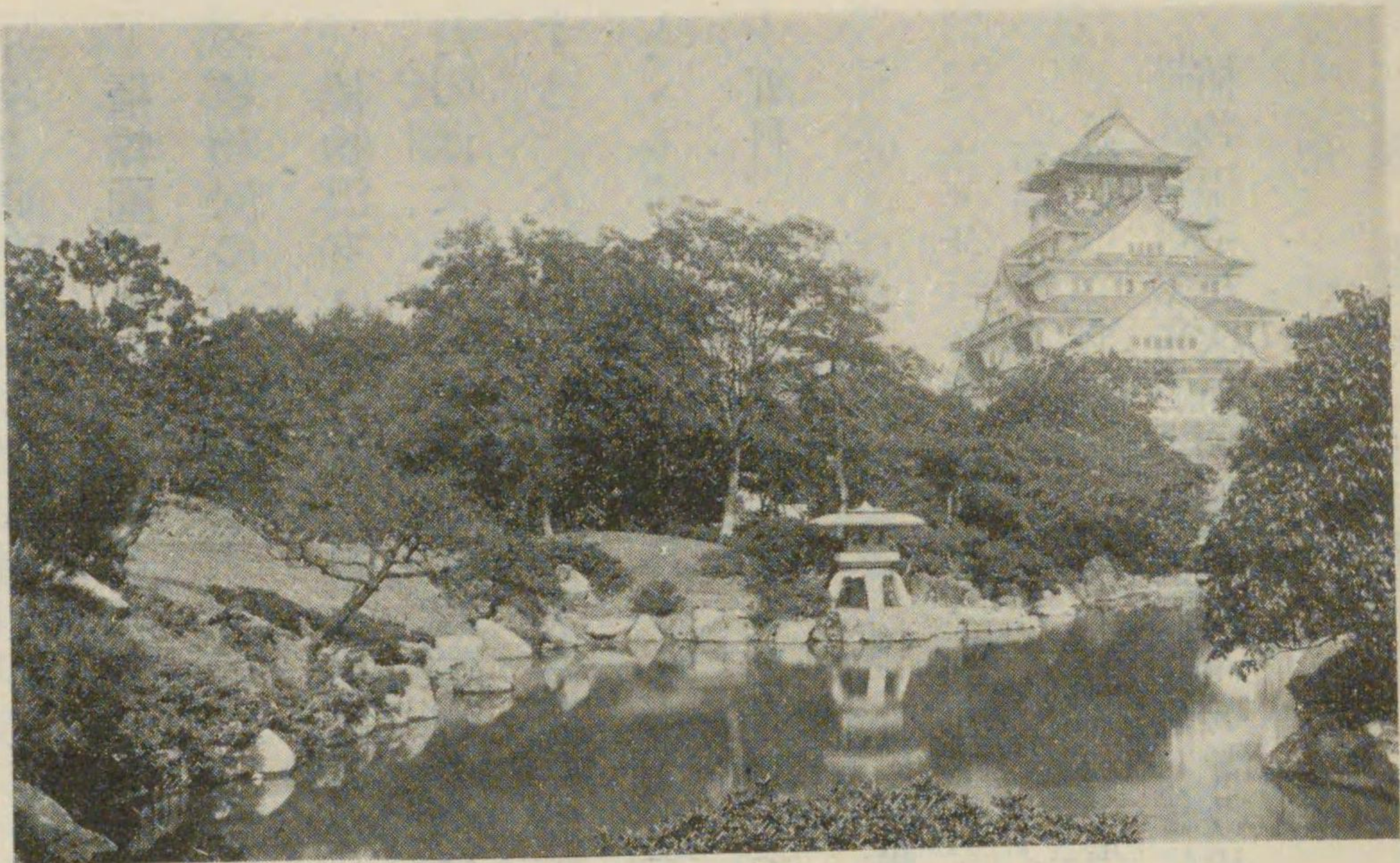


大阪市公園調

經營者別	種別	舊市		新市		計	
		箇所數	面積 <small>平方米</small>	箇所數	面積 <small>平方米</small>		
大阪市	公園	五	五六五、六四六	七	二六八、一二五	一二	八三三、七七七
同	小公園	一二	三五、八一三	七	二五、七八三	一九	六一、五九六
同	街園	六	三、九三五	—	—	六	三、九三五
同	遊園地	二	二七、一二三	—	—	二	二七、一二三
同	運動場	一	三八、二一一	—	—	一	三八、二一一
計		二六	六七〇、七二八	一四	二九三、九〇八	四〇	九六四、六三六
大阪府	公園	—	—	二	二七一、二九五	二	二七一、二九五
合計		二六	六七〇、七二八	一六	五六五、二〇三	四二	一、二三五、九三一

現存公園中特記すべきものとして大阪城公園、天王寺公園及び城北公園がある。

大阪城公園は昭和御大禮記念事業として、市民の特志寄附金により之を財源として昭和四年八月起工、同六年十一月竣工したものであつて、天守閣の再建、師團司令部の改築、公園内外施設及び櫻宮公園の擴張等を併せ施行した。後昭和八年城外地域の擴張を行ひ、現在總面積十一萬五千平方メートルに及ぶ。天守閣は高さ四十一米八、南北三十六米四、東西三十二米七、外觀は五層なるも内部は八階とし、構造は鐵筋コンクリート建、銅瓦葺で高さ七尺の阿吽の二金鯨は海拔八十九



大阪城公園

米の中空に燦然として輝き、結構の壯、輪奐の美、桃山時代の豪華の跡を偲ばしめるものがある。工事費約四十七萬圓、現在大阪市の郷土歴史館として供用してゐる。

天王寺公園は昭和元年住友家から寄附を受けた慶澤園及び昭和三年買収した茶臼山附近を加へて大擴張を行ひ、之と同時に在來の公園の改造を計畫して、之を昭和七年度の失業應急事業として施工した。茶臼山、慶澤園、植物温室、沈床花壇、日本式庭園、動物園、美術館等があり、南大阪の歡樂境新世界また本公園内に在る。

城北公園は昭和八年失業應急事業として起工、翌九年五月供用を開始されたもので、貸農園、教材植物園、魚釣池及び舟遊湖などを備へた異彩ある近代的公園で



ある。面積約十一萬平方米に及んでゐる。

**植物園及農園** 植物園には天王寺公園内の植物温室及び「ロック・ガーデン」並に城北公園内の植物園の二種がある。

植物温室は天王寺公園の東北隅約七百四十平方メートルの地に設けられてゐるもので、最初公開されたのは大正九年、後昭和八年擴張を行ひ、現在熱帯亞熱帯の植物八十一科、六百三十一種を植栽する。大正九年附近に小學兒童の爲めの教材植物園を設置したが、之は昭和八年城北公園の竣功とともに此處に移し、其の跡凡そ九百五十平方メートルを以て「ロック・ガーデン」を設置、高山植物五十五科、七十四種を栽培する。温室の利用状況は左の通りである。

年 度	入場人員	入場料収入	植物分譲収入
大正十三年度	三一、三五九 <sup>人</sup>	一、二九六 <sup>円</sup>	二〇七 <sup>円</sup>
昭和四年度	二〇、五九五	八五二	三七八
昭和八年度	一九、二一九	八〇九	三六八

植物温室及び動物園共通入場者數及び入場料は次の通りである。

年 度	入 場 者	入 場 料
大 正 十 三 年 度	一六、八八八 <sup>人</sup>	一、五七八 <sup>円</sup>

昭 和 四 年 度	昭 和 八 年 度
一〇、〇七八	一〇、〇七七
九七六	九七二

植物園は城北公園東南隅凡そ一萬六千平方メートルの地域に設置されてゐるもので、中央に大芝生を設け、北方に蔬菜畠を造り、東側及び南側を學校園式に區劃し、之に教材植物を植栽し各學年別に區分して理科實物教授の資料としてゐる。教材植物は花卉、草木各般に亘り、教材園のみならず公園内全般に亘つて之を栽培しており、其の數左の通りである。

針 葉 樹	常 綠 潤 葉 樹	九、八一八本
五〇種	一三五種	
竹 類	落葉潤葉樹	四、一六七本
二五種	四二五種	
草 本 類	花 卉 類	二、三六種
一五〇種	七八九本	

農園は市民の園藝趣味涵養と保健増進の目的を以て開園せられたものである。歐洲大都市に於ける「アロットメント・ガーデン」の例に倣ひ、大正十五年大阪市農會が山口及び湯里兩農園に設置したるものを昭和六年本市に繼承、後昭和九年城北公園に移して經營したのである。一區劃約五十二平方メートルの貸農園七十區、温室、會館等合せて約一萬平方メートルの地域を占めてゐる。

**街路樹** 本市の街路樹は明治二十年頃市内河川の沿岸に柳、ポプラ等を植栽したに始まる。明



治四十年頃より堺筋其の他の町内組合が街路樹としてプラタナス、ポプラ等を植付け、大正八年之を市に於て管理するに及んで今日の如き普及を見るに至つた。當時樹木数は五千本を出でなかつたが、大正十三年には一萬百餘本となり、昭和九年末にあつては二萬六千餘本、其の植付路線延長百二十軒に及ぶ。之は主として大正十一年以降に於ける第一次都市計畫事業の進捗に伴つて著しく増加したものである。此等樹木は都市計畫事業に關する分は豊里苗圃に於て、其の他に關するものは平野及び刀根山の兩苗圃に於て育成中で、其の苗圃總面積は五萬六千平方メートル。

**動物園** 動物園の前身は大阪府立博物場内動物園である。大正三年大阪府より動物及び所屬品一切の無償下付を受け、天王寺公園の一隅に於て天王寺動物園として大正四年一月一日より公開した。爾來收容動物の増加、關係施設の改良を行つたが、近年入場者の激増と共に、園内狹隘を告ぐるに至つたので、昭和七、八兩年度事業として擴張工事を行ひ、其の内容外觀共に大都市の動物園としての面目を發揮するに至つた。敷地面積五萬七千二百四十平方メートル、關係建物八十六件、收容動物三千點に及ぶ。

動物園施設概要及利用狀況調

年 度	地 積	建 物	收容 動物	標本 數	有料入場者	同上料金
大 正 四 年 度	二六、一五 <sup>平方</sup>	三五棟	一八點	二五點	五七、〇七六 <sup>人</sup>	二五、九〇五 <sup>円</sup>
大 正 十 三 年 度	二六、一五	五	九〇	二六	一、二七、三七一	一一、六九一
大 正 十 四 年 度	二六、一五	五	八五	一三	一、一四、九五	一〇、四九八
昭 和 八 年 度	二六、六五	七	一、三五	一八	一、六五、六〇四	一四、八五七
昭 和 九 年 度 (自四月至三月)	二七、二四〇	六	二、九〇	一九	一、九〇、五四九	二八、〇八四

動物園に於ては、市民の慰安觀賞に資する爲め、毎年春季約二週間に亘る夜櫻開園、夏季約七、八週間に亘る納涼夜間開園を行ひ、相當好成绩を擧げてゐるが、別に動物園經營上の單調を破る爲め、菊花品評會、杜鵑、鶯等の鳴合せ會、金魚品評會、動物寫生會、斃死動物追弔會等時宜に即した臨時の催を行つて動物園の社會教育的使命を完うせしめることとしてゐる。

#### 四 水 利 組 合

水利組合は普通水利組合と、水害豫防組合の二となる。普通水利組合は農耕地の灌漑及び排水を目的とするが故に、市が純農耕地を廣面積に亘つて有してゐた大正十四、五年頃には此等組合



は農耕地域の爲めに存置の要があつたので、市長の管理に屬するもの十三あり、其の事業費も十餘萬圓に達してゐた。爾後急激なる市街化と土地區劃整理事業の普及に伴ひ、耕地は次第に宅地化して組合の要を見なくなつたので、現在では七組合を残すのみである。而も此の中過半數は目下解散準備中である。

大阪市内普通水利組合調 (昭和九年末現在)

組合名稱	組合地區面積	組合員概數	昭和九年度豫算額
*旭	六九三 <sup>ヘクタール</sup>	一、六〇〇人	五、四〇四 <sup>円</sup>
*將基島	二、三八九	一、二五〇〇	一〇、八九〇
今津放出	一三三	一八〇	二、八八〇
*中本神路城東	二一一	四七〇	二、五〇〇
平野郷	二九二	一、六〇〇	一、七八三
喜連	一三五	一九〇	二、三〇〇
*住吉	四五	一三〇	八〇八
計	三、八九八	一六、六七〇	二六、五六五

備考 \*印は目下解散準備中のものを示す

水害豫防組合は大正十四年市域擴張當時、新淀川右岸の中島水害豫防組合及び左岸の淀川水害豫防組合があつた。前者は新市域内にあり、後者は市域内及び北河内、南河内兩郡内に於て組織

せられてゐた。後大正十五年六月新淀川右岸の市域と三島、豊能兩郡内の地域とを以て淀川右岸水害豫防組合が設立され、中島水害豫防組合は其の事務を之に引繼いで解散し、爾後本市に於ける水害豫防組合は淀川左岸及び右岸の二組合となり、其の管理者は市長と定められた。

此の兩組合地域は勿論、大阪市及び關係地域内住民の生命財産並に各種生産機構は此等組合の手によつて保護せらつゝあるの重大使命に鑑み、大阪市に於ては兩組合市部組合員の負擔すべき組合費を代理支出してゐる。

水害豫防組合調

組合名稱	組合地區面積	組合員數	組合防禦河川延長	水防員數	昭和九年度豫算額	同上市市寄附額	昭和八年度豫算額
淀川左岸	一五、〇〇〇 <sup>ヘクタール</sup>	約四、〇〇〇人	三四、〇〇〇米	二、八六八人	九三、九六九 <sup>円</sup>	三四、七四九 <sup>円</sup>	七、二四 <sup>円</sup>
淀川右岸	六、一〇〇	一七、〇〇〇	八六、〇〇〇	三、四九三	九三、五七五	三五、一九三	七、四八〇
計	二一、一〇〇	五、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	六、三六一	一八七、五四四	六九、九四三	一四七、四九四

備考 九年度豫算額の前年に比し大なるは風水害復舊費として左岸二五、三八〇圓、右岸一八、〇三〇圓を計上せるに因る



## 第七章 上水道及下水道

## 上水道

## 一 概 説

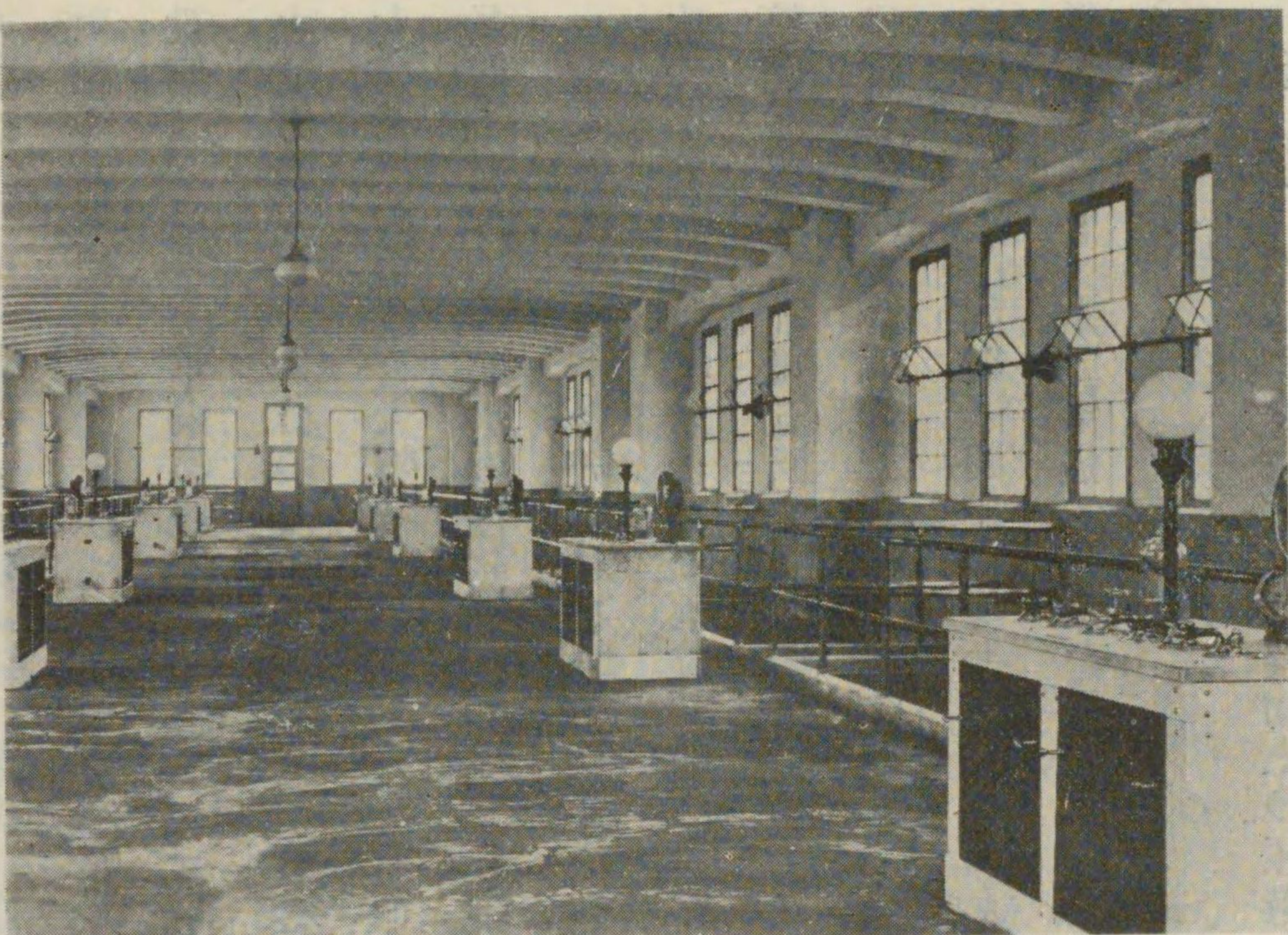
沿革 本市に於ける上水道の敷設が、市民の重大關心事として其の社會的重要性を認識されるに至つたのは、明治十年乃至十二年のコレラ大流行と、頻發せし火災並に本市が地域的に良質の飲料水に欠乏せし事實とに因るのであるが、之が積極的實現の要望は、明治十三年宮内省下賜の衛生賜金を以つて、水道工事を施行せんとした時に現れたのである。併し本事業は、當時本邦創始の事業であり、技術的並に財政的見地より、未だ工事を實現するの機運に達しなかつた。其の後明治十九年のコレラ大流行と、同二十三年の所謂新町大火災の發生とに依り、市民の生命に對する防衛と財産保全の自衛的要求となり、遂に上水道敷設實現の機運を著しく醸成促進するに至つた。此の間府市當局の熱心なる學術的研究並に實地調査となり、或は私立衛生會の大阪市上

水道改良工事急施希望の建議書の提出となり、遂に同二十四年に至り、本事業實施の議決を見るに至つたのである。越へて二十五年八月工事に着手し、二十八年十月全く其の工を竣へた。其の設備は、二十四年末の現住人口四十八萬三千七百七十八人を基礎とし、一人一日の給水量を〇・〇九立方米とし、人口の増加を見込み、給水人口六十一萬人を目標に、淀川の左岸櫻ノ宮に水源地を定め、貯水池を大阪城跡に置き、之より自然流下の方式に依り、市内に配水することとし、延長四十七軒餘の配水鐵管を敷設した。工費を投ずること二百三十九萬八千九百餘圓である。

爾來近接町村の合併に因る地域の擴大と、本市の飛躍的發展に基く人口の激増が、必然的に上水の需要を逐年増大し、上水道設備の擴充は促進せられ、創設より今日に至る迄、市政の進展に適應すべく、前後五回に亘り擴張工事を施したが、目下其の第五回工事が進行中である。今本市の發展に伴ふ給水普及の狀況を見るに、明治二十九年に於ける給水栓數は、約二萬個に過ぎなかつたものが、同四十四年には七萬千餘個となり、約三倍半に達し、大正十五年には二十五萬六千餘個となり、十二倍強の増加を示し、更に昭和九年には四十二萬個を突破し、二十一倍の激増を示してゐる。

現況 本市の水道は、大要如上の經過を以て其の内容を擴充し來つたのであるが、今や柴島





急 速 濾 過 場

水源地は淀川の右岸東淀川區柴島町外五ヶ町に  
跨り用地の面積四十九萬六千二十平方米、給水  
能力一日五十七萬六千立方米に達し、配水管の  
延長は約一千六百軒に上るに至つた。現在の設  
備の概略を示せば次の如くである。

水源設備

- 取水塔三基、除砂池四池、取水唧筒場二棟、取水唧筒十三
- 臺、取水管六條、硫酸礬土溶解室三棟、沈澄池十池、濾過
- 池二十四池、淨水池六池、急速濾過用混和池二池、急速濾
- 過用沈澄池三池、急速濾過池十二池、急速濾過場上家一棟
- 急速濾過場本館一棟、鹽素滅菌裝置七臺、送水唧筒場二棟
- 送水唧筒二十一臺、受電及變電所一棟、受電及變壓設備二
- 十七臺、發電機場一棟、發電設備五臺、汽罐場一棟、汽罐
- 及其附屬品

配水設備

- 一、配水鐵管延長
- 二、配水幹線

二、〇五八、二六二米

イ、第一送水唧筒場所屬

- 西部幹線——新淀川を渡り中津を経て安治川を渡り玉藻橋を過ぎ築港に至る
- 中部幹線——新淀川を渡り梅田新道を經堂島川を渡り土佐堀川より西横堀川の西側に沿ひ湊町に至る
- 堀江幹線——新淀川の河底を過ぎ中津大仁新道を経て堂島大橋に沿ひ土佐堀川、兩國橋、鯉座橋、日吉橋を經西濱に至る
- 玉造幹線——新淀川の河底を過ぎ本庄より都島橋を渡り澤上江町を貫き玉造に出て舟橋町寺田町を經天王寺西門前に至る
- 城内送水幹線——新淀河底を過ぎ都島を渡り城内淨水地に至る

ロ、第二送水唧筒場所屬

- 東部幹線——新淀川を渡り長柄西道を過ぎ天神橋六丁目に出て寺町を經南森町より天満橋筋を南下し法圓坂町より上本町筋に入り天王寺西門より阿倍野筋に至る
- 北部幹線——前者と同じく天神橋六丁目に出て浮田町を經て大阪驛前を過ぎ出入橋を渡り玉川町より朝日橋を渡り恩賞島町島屋町を經て櫻島に至る

將來の計畫

本市百年の大計たる大水道計畫を樹立するの必要を認め、種々の調査研究を重ねたる結果、有力なる水源地として琵琶湖、宇治川、淀川の三者を選定したのである。三者は何れも其の水量、水質、導水距離、取水、送水方法につき、一長一短を有し、尙ほ之が工事實現に當りては相當の長期間と巨額の經費を要するのである。併しながら、本市の發展は今後も停止する所なく、昭和三十六年に至れば本市の包容する推定人口が、四百六十九萬人を超ゆることを考ふるとき、それに對應すべき給水設備充實の緊急重要なることを痛感すると共に、他方水源地に於



ける水質及び水量の安全保持が、法的に保護されるよう、時代に適應して水道法規の改正されることを希望して止まないものである。

水源地の保護に關しては、曩に水道協會の決議に基き、水道法の改正に關し、政府に建議してゐるのであるが、本市に於ては此の當面の重要問題たる水質保全の爲め、沈澱濾過等在來の淨化装置の外に、鹽素滅菌法の新設備を施したが、尙ほ進んで二重濾過又は伏流水利用の如き方法、或は琵琶湖案、淀川案等の具體的計畫に對しても研究を重ねつゝあるのである。

## 二 上水道擴張工事

**第一回擴張工事** 水道敷設事業完成後二年を經過した明治三十年四月、近接町村を市に合併せし爲め、之が給水設備として配水鐵管の増設を必要とし、三十三年、四年度事業として、工費八十八萬九百三十一圓餘を投じて延長百四十軒餘の鐵管を敷設し、三十四年十二月之を竣功した。其の後人口の増加に伴ひ、上水の需要著しく増加したので、三十七年には濾過池三個、四十年には沈澱池一個、翌年には送水唧筒四臺を増設し、四十二年には取水唧筒三臺の取替並に二臺の増設、四十四年には汽罐十臺の取替及び四臺の増設を爲すの外、四十二年には送水鐵管一條の増設を爲

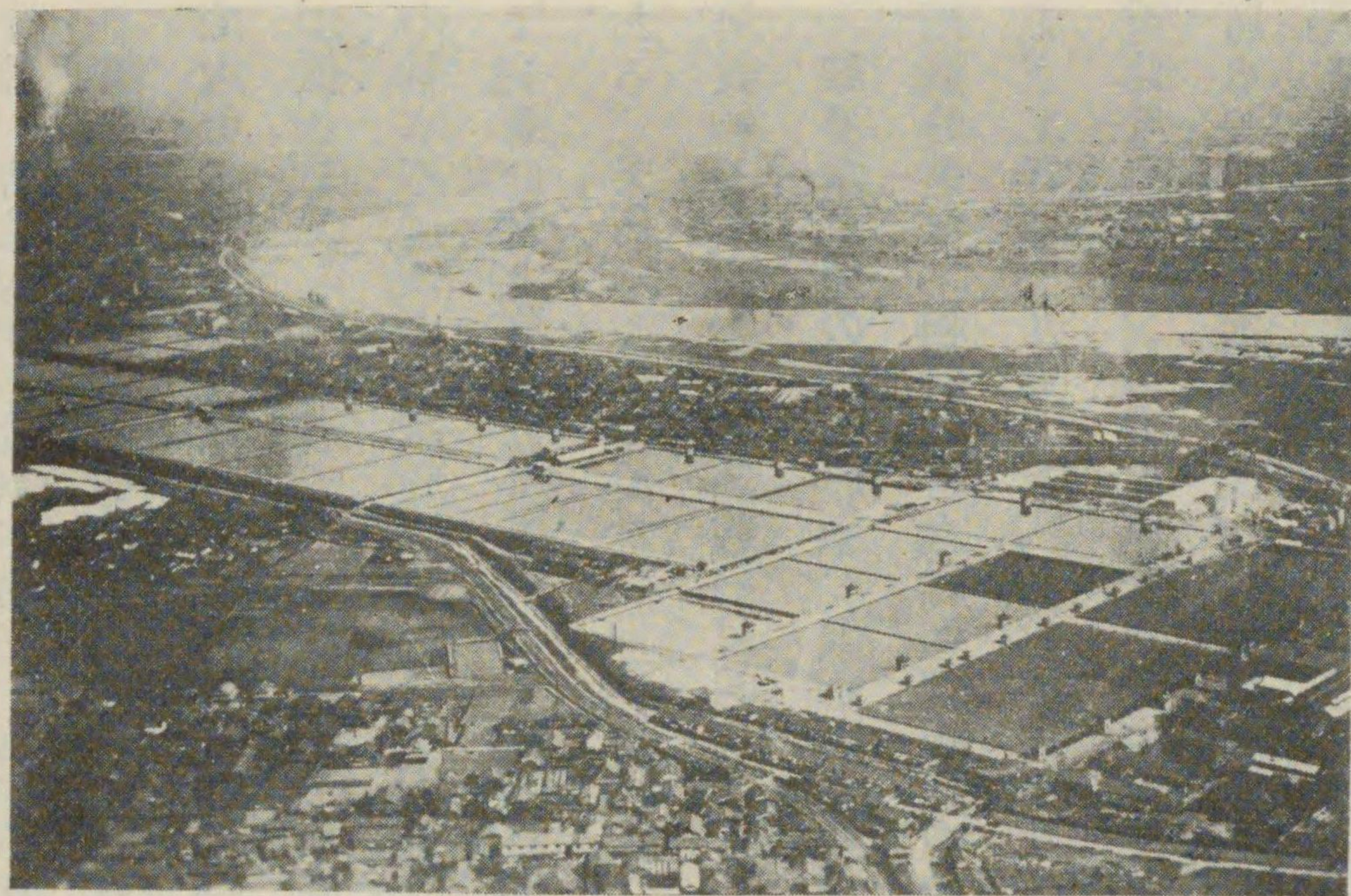
す等、専ら設備の充實に努め、人口八十萬人に對する給水能力を有するに至つた。

**第二回擴張工事** 本市人口の急速なる膨脹に對し、第一回擴張の如き一時的彌縫策にては、到底大勢に適應し得ないので、明治四十一年一月柴島に一大水源池を設けると共に、給水は計量制に依ることとなり、千四十六萬七千餘圓の工費を投じ、六ヶ年餘の歳月を費して、四十三年三月の量水器取換工事竣成に次いで、大正三年三月工事を竣へたのである。之に依り本市の給水能力は一躍百五十萬人分に達し、市民の保健衛生、並に防火施設に對する憂慮は一時解消されたのである。柴島水源池の給水設備の擴充に伴ひ、櫻ノ宮水源地の作業は、地盤並に年月の關係に依る築設物の廢類と經費節約の目的より、大正四年九月以降之を休止することとなつた。

**柴島水源池の補充設備** 大正三年歐洲大戰亂の勃發を機とし、本市の商工業は跳躍的に發展し經濟的進展と相俟つて人口の都市集中の現象は愈々顯著となり、上水の需要も亦益々増大したので、工費三十九萬九千三百餘圓を投じて、藥物沈澱装置の新設、送水用電動唧筒三臺の増設、受電装置の新設、送電線取水管の増設、並に城内貯水池に達する送水鐵管の敷設を行つた結果、柴島水源地の送水能力は一日二十四萬三千五百立方米に達するに至つた。

**第三回擴張工事** 大正七、八年の補充設備を加ふるも、尙ほ大正十一年には給水能力殆ど餘裕な





(川淀は方上) 地 源 水 島 柴

さに至るを豫想し、水源地の擴張と、市内配水幹線の新設計畫を樹立し、同八年九月着工、工費千四十四萬三千九百餘圓を投じて、同十一年三月竣成した。本擴張に於ける施設の重なるものは、沈澱池三個、濾過池十個、淨水池二個、取水唧筒三臺、電動機直結送水唧筒十二臺、東部及び北部二配水幹線の新設で配水管の敷設延長は三十七軒餘である。

尙ほ櫻ノ宮水源地は、柴島水源地の竣成に依り、大正四年九月以降作業を休止してゐたのであるが、給水の懸念全く解消の爲め、同九年十二月之を廢止し、今回の擴張に依り市の給水能力は一日三十七萬八千立方メートルに達するに至つた。

**第四回擴張工事** 市勢の發展は各方面に於て豫想外に著しく、従つて給水量も急激に増加し、既に大

正十三年夏季に於ける一日最大配水量は、前回計畫當時の豫想水量二十七萬立方メートルに對し、實に三十萬六千立方メートルを越ゆるの勢を示すに至り、此の増加率を以つて進むときは、現在の施設は僅かに大正十五年夏季に於ける需要を充たすに過ぎず、又一人當給水量も年々増加の傾向顯著なる實情に鑑み、之が根本的解決策として大水道計畫を樹て、二三の成案を得たのであるが、焦眉の急に應ずる爲め、差當り第四回擴張工事を柴島に於て施行することとなつた。本工事は過去數年間の統計に準據し、昭和十一年に到達する推定配水量を五十七萬八千立方メートルとし一人一日最大給水量を〇・二一立方メートルとして、給水人口二百七十五萬人を目標としたもので、從來の濾過速度一日三・六米を四・八四米に増大せしむる施設に依り、一日約十萬三千立方メートルを増加せしむると同時に、新に現在水源地構内に一日約九萬六千立方メートルの能力を有する急速濾過装置を設けることに依り、合計十九萬九千立方メートルの水量を増加せしめ、以つて前記五十七萬八千立方メートルの配水能力を具備するものである。尙ほ此等の工事と相俟ち市内配水の爲めに、玉造堀江の二大幹線を新設した。而して上述の濾過速度一日四・八四米を採用せし理由は、濾過水の水质に於ても、在來の濾過に依るものに比し、何等遜色なきことを實驗し得た爲めである。又新に急速濾過法を採用したる所以は、緩速濾過法に比し、敷設面積は約五分の一にて足り、建設費も亦著しく節約し得るが爲め



である。本擴張工事は大正十三年十二月市會の議決を經、翌十四年五月工を起し、工費七百七十一萬一千六百餘圓を投じて、昭和五年二月全部の工事を竣功した。

**配水管増設** 大正十四年市に編入の東西兩成郡四十四ヶ町村に對する給水は、既に大正二年以來三十五ヶ町村に實施されたのであるが、配水管の分布充分ならず、給水上遺憾の點があつたので、大正十五年及び昭和二年の二ヶ年繼續事業として、此等の地域並に舊市内の著しく建物の増加を見たる方面に對し、配水管の増設計畫を樹て、大正十五年三月市會の議決を經、同年十一月工事に着手し、昭和三年三月工を竣へた。其の敷設延長は十三萬七千七百五十七米で、工費は百二十九萬八千六百圓である。

**高地區配水設備の改善** 本市上本町以南天王寺より住吉帝塚山方面に至る一帯の高地に對しては、從來より部分的に配水管の改良工事を施行したのであるが、尙ほ夏季使用水量の最大時には水壓の低下著しく、動もすれば斷水の個所を生ずる虞があつたので、根本的改善の方針を以つて調査研究の結果、O.P.基點十一米以上の地域を高地區配水區域とし、柴島水源地より上町方面の東部幹線を利用し、馬場町附近に送水唧筒を配置し、約三十六米の水壓を増大せしめる計畫を樹て昭和四年度に於て之に必要な配水鐵管敷設の一部を實行し、引續き昭和五年度に於て、殘部の

鐵管敷設工事と、唧筒場の工事を完了した。此の工費七十一萬七千六百十四圓餘である。

**配水管の増設** 本市周圍部に於ては、街路の新設、區劃整理の進展に伴ひ、住宅の建築著しく増加し、之が必然的結果として上水の需要激増したのであるが、配水設備が此の實狀に順應せず、給水上遺憾の點があつたので、昭和五、六年度に於て配水管増設の計畫を樹て、昭和五年六月市會の議決を經、同年十月工事に着手し七年三月竣功した。其の敷設延長は八萬五千七百七十二米餘で、之に要したる經費は九十九萬九千七百餘圓である。

**第五回擴張工事** 前回の擴張計畫の際豫想せる昭和七年度一日最大配水量は、五十萬七千七百立方米であるが、実績は五十五萬二千立方米を示し、現在の配水能力五十七萬七千立方米を以つてしては僅かに一、二年にて夏季斷水の止むなきに至ることが明かとなつたので、再び擴張の必要に迫られたが、豫ねて調査せる大水道計畫の實現を圖るには、尙ほ詳細なる具體的調査を要するのみでなく、之が實現には長期間を要するのと且つは多額の經費を必要とする等、直ちに實施する能はざる事情があり、而も現在の柴島水源地に於ては尙ほ擴張の餘裕を存し、此の際寧ろ擴張するを有利と認めためたので、茲に第五回擴張の工を起すこととした。本擴張計畫は本市過去の統計を基とし、將來の發展と水道使用量の推移とを考慮し、昭和十八年度に於ける給水人口を三百三



十萬人とし、一日最大配水量八十六萬二千立方米を目標とし、之が設備として新に急速濾過装置を設け、尙ほ之に伴ふ取水設備、除砂池、取水唧筒場、沈澱池、貯水池、並に送水唧筒場等を設くるものである。本工事は昭和八年三月市會の議決を経、昭和八年度以降五ヶ年の経續事業として、工費豫算千七百萬圓を以つて同年十一月之が工事に着手し目下進捗中である。

### 三 事業成績

**普及状況** 大正十三年以後に於ける配水量、給水戸數、水栓數及び防火栓數は、左表の如き顯著なる數字的發展を示してゐる。

上水道普及状況累年比較表

年 度	配水量 石	給水戸數 戸	水栓數 個	防火栓數 個
大正十三年	四三、八四、九三	二五四、四七七	一五、四三〇	私公 五、七六 一、七六
同 十四年	五〇、二三、八七〇	三七五、四七六	二三、六二二	私公 六、二八三 一、九七〇
同 十五年	五〇、〇〇、〇五	三九六、九七一	二六〇、五六八	私公 六、五二 二、二九
昭和二年	六二、三四、五九	四七、八四三	二八三、三三二	私公 七、五五六 二、三三七

尙ほ昭和九年十月一日現在に於ける推定人口及び世帶數並に同年十二月末現在に於ける給水戸數及び給水栓數を行政區別に示せば左の通りである。

上水道利用各區別狀況調

區 名	人 口	世 帶 數	給 水 戸 數	給 水 栓 數
北 區	二三〇、三〇〇	四九、八〇〇	四五、八九八	三八、二三九
此 花 區	二〇一、二〇〇	四六、四〇〇	三五、五四一	三一、九九四
東 區	一六一、三〇〇	二九、〇〇〇	三〇、二五八	二四、九七一
南 區	一一八、五〇〇	二三、二〇〇	二二、一五三	一七、九七七
西 區	一二二、八〇〇	二三、二〇〇	二二、三一七	二〇、七二四
港 區	三〇八、四〇〇	七三、六〇〇	五五、三三二	五三、四〇一



區名	人口	世帯數	給水戸數	給水栓數
大正區	一四八、五〇〇	二七、〇〇〇	二一、一六〇	一七、九六九
天王寺區	一一七、〇〇〇	二五、二〇〇	二二、〇三五	一七、二八八
西淀川區	一六六、〇〇〇	三八、三〇〇	三一、五四三	二四、六八五
東淀川區	二〇一、七〇〇	四六、二〇〇	三六、三八四	二五、七六三
東成區	二七三、九〇〇	六三、〇〇〇	五七、九七九	三九、八七七
旭區	一三二、二〇〇	二九、九〇〇	三〇、六〇七	二二、六二五
住吉區	二三八、五〇〇	五三、三〇〇	四七、七六一	四四、九三八
浪速區	一四〇、五〇〇	三〇、五〇〇	二四、九三〇	一七、六七九
西成區	一九一、九〇〇	四四、〇〇〇	三五、二四三	二七、一二二
計	二、七二二、七〇〇	六〇二、六〇〇	五一九、一四一	四二五、二五二

**水道使用料** 公共團體の經營に係る水道事業が、他の公營企業に比し著しく公益的性質と社會的意義を有することは、事業の特質上明なる所である。故に本市に於ては此等の點に充分の考慮を拂ひ、左表の如く料金制の改正を行つて來た。

年 度	放 任		計 量		限 度 料 金	
	專 用	共 用	專 用	共 用	專 用	共 用
明治二十八年	一人一ヶ年 三六	一人一ヶ年 一〇二	一石二付 四	一石二付 二	—	—
同 三十一年	同 六〇	同 三〇	同 六	同 四	—	—

年 度	放 任		計 量		限 度 料 金	
	專 用	共 用	專 用	共 用	專 用	共 用
同 三十四年	同 八四	同 四八	同 六	同 四	—	—
同 四十一年	一ヶ月 三五	一ヶ月 一八	同 八	同 六	一ヶ月 三五	一ヶ月 一八
同 四十二年	—	—	同 八	同 六	同 四二	同 二二
同 四十三年	—	—	同 一八	同 六	同 四二	同 二二
大正 九年	—	—	同 一八	同 六	同 五八	同 二九
昭和 八年	—	—	一立方米二付 六五	一立方米二付 四四	同 五五	同 二五

備考 一、明治四十一、二年度改正の放任料金中専用は一戸五人迄を限度とし、一人を増す毎に七錢を加へ、共用は一戸五人迄を限度とし、一人を増す毎に四錢を加へる。  
二、本表は家事及び營業用料金を示す

大正十四年の市域擴張に伴ひ、本市に編入されたる町村の内、本市より給水を受けたるものに就き其の水道使用料率を比較するに、當時の本市料金に比し著しく高額を示してゐたので、如上の町村住民は、何れも本市編入に依り水道使用料の負擔を著しく軽減さるゝに至つたのである。即ち本市より給水を受けたる町村の内、二十二ヶ町村に就き計量に依る専用栓の一般家事及び營業用並に共用栓の料率を、當時並に現在の料率と對照比較すれば左表の通りである。

編入町村水道料金調

町 村 名	專 用 計 量		共 用 計 量	
	單 價	限 度 料 金	單 價	限 度 料 金
傳 法 町	一石二付 一・九	七二 (三〇五)	一石二付 一・七	二四 (二〇五)

事業成績 六五三



歌島村	敷津村	城北村	住吉村	天王寺村	鯉江町	中津町	平野郷町	鶴橋町	中本町	榎並町	稗島町	千船町	神津町	玉出町	豊崎町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一石三付
二・五	一・八	二・〇	二・〇	二・〇	二・五	一・九	二・〇	二・〇	二・六	二・五	二・〇	二・二	二・〇	一・八	二・〇
七・五	二・〇	二・六	二・五	三・七	二・七	二・四	三・七	二・六	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	二・五	四・八
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一石三付
二・〇	一・六	一・八	一・九	二・一	一・八	二・〇	一・九	二・二	二・五	二・〇	二・二	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇
三・四	三・三	三・三	二・二	二・四	二・二	二・二	二・四	二・五	三・三	二・五	二・五	二・四	二・四	二・四	二・四

六五四

水道使用料收入状況調 (昭和八年度)

津守村	城東村	墨江村	神路村	榎本村	市域擴張當時ノ大阪市料金率	現在ノ料金率
同	一立方米三付	同	同	同	一立方米三付	一立方米三付
二・〇	二・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・一	六・五
(四・〇石)	(六・五立方米)	(五立方米)	(五立方米)	(五立方米)	五	五
同	一立方米三付	同	同	同	一石三付	一立方米三付
二・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	〇・八	四・四
(二・〇石)	(四立方米)	(四立方米)	(四立方米)	(四立方米)	二	二

専用桧使用料

用途

調定額

収入額

未収入額

事業成績

家事及營業用	湯屋用	兵營用	噴水、瀧、泉池用	防火演習	概算前徴金
五、三一四、二八九・一八	七四五、二六〇・九二	三、二三〇・九二	七、五一七・九二	四七四・〇〇	七九・〇〇
五、二九一、五〇三・〇七	七四五、二六〇・九二	三、二三〇・九二	七、五一六・四四	四七四・〇〇	七九・〇〇
二二、七八六・一一			一・四八		

六五五



計	六、〇七〇、八五一・九四	六、〇四八、〇六四・三五	二二、七八七・五九
共用栓使用料	九三八、六〇一・五七	九二九、六八四・八〇	八、九一六・七七
家事及營業用	七、〇〇九、四五三・五一	六、九七七、七四九・一五	三一、七〇四・三六
合			

右表昭和八年度に於ける水道使用料額を、大正十三年度と比較對照するに、収入額に於て三百七十七萬三千五百八十九圓六十三錢の増額となり、未収入額に於ては一萬一千八百六十九圓十八錢の減額を示してゐる。之は昭和六年七月以來實施してゐる集金制度が、以前の納入告知書に依る徴收制度に比し、成績の良好なることを數字的に實證せるものである。

## 下水道

### 一 概 説

**沿革** 本市は東部上町方面の南北に走る小丘陵を除いては概して平均な低地で、其の間を大小幾多の河川が碁盤形に流れて、最後に大阪灣に流入してゐるが、一旦豪雨あれば雨水は一般家事排水及び工業用水と共に溝渠から道路に溢れ、汚濁の水は市内到る處の枝川に放出されて異臭

を放ち、而して此等の悪水は悪疫傳播の源泉となり、市民の保健衛生を脅威してゐたのであるが、偶々明治十九年及び同二十三年兩度のコレラ病の流行は、下水道改良の機運を著しく促進し、具體案の成立後幾多の曲折を経て、明治廿七年以降五ヶ年の繼續事業として、先づ溝渠の改良と舊市域の一部に於ける下水道の改良とに着手するに至つた。次いで明治三十一年及び同三十二年の兩年度事業として、下水道改良工事を起し同三十二年十二月に完成した。其の後明治三十年四月編入地域の一小部分に對する改良工事も併せ施行し、明治三十四年度を以て市の中央部は殆んど全部の工事を完成した。これ本市に於ける最初の下水道事業である。此の排水區域面積は約一千二百四十二萬平方米で、下水管渠の延長十七萬九千米、下水抽水所一ヶ所を有する施設となり、工費百三萬二千餘圓を要したのである。

**現況** 本市下水道設備は前述の如く幾度か改良を加へて發展して來たのであるが、之が現況の概要を掲ぐれば次の如くである。

先づ抽水所の現在の設備狀況は次表の通りである。



抽水所調

抽水所名	排水面積 <small>(ヘクタール)</small>	電動唧筒 總馬力	唧筒 臺數	排水量 <small>(立方米)</small>	敷地 面積 <small>(平方米)</small>	所在地
一、東野田	二七・四三	四七五	五	六・一	七、四〇三	北區東野田町七丁目
二、北野田	二〇・四〇	八五五	九	九・六	三、九五九	西淀川區大仁町
三、上福島	七・〇七	一六	四	二・〇	一、三三〇	此花區上福島四丁目
四、西野田	一七・六三	三五二	六	四・六	一、九五六	此花區新家町二丁目
五、恩野田	二〇・二三	二七五	四	三・八	七、一八七	此花區恩野田南之町
六、傳島	四・三六	七四	三	一・三	二、四一	西淀川區傳法町北二丁目
七、大境 <small>(假排水所)</small>	四七・〇〇	三〇	二	〇・七	四	西淀川區大和田町
八、境川	二〇・〇〇	二六六	六	四・二	一、三三六	港區北境川町二丁目
九、市岡	四八・二五	六九六	七	九・六	五、七五七	港區尻無川北通五丁目
一〇、小林	一八・五〇	二八〇	四	四・四	四、三六六	大正區小林町
一一、櫻川	四・三七	八三	三	一・二	一、四八	浪速區木津川町一丁目
一二、難波	七・八〇	一五〇	四	二・五	六、四三	浪速區小田町
一三、西濱	八四・九一	一九七	四	二・七	一、三三〇	浪速區榮町五丁目
一四、今宮	一〇・四三	二五	四	二・八	一、三三〇	西成區長橋通一丁目
一五、粉濱	二九・一一	二五三	四	四・三	三、五九七	西成區粉濱西之町一丁目
一六、津守	四〇・六六	五五五	七	八・〇	五、四、九六四	西成區津守町
一七、海老江	二〇・〇〇	一、三〇〇	七	五・七	三〇、七三三	西淀川區海老江町
合計	二、九〇・二五	六、一三三	八三	七三・六	二七、三〇四	

市岡下水淨化場(市岡抽水所附屬)

送風機一〇七馬力二臺、汚泥脫水機二馬力一臺、唧筒類三二馬力五臺

處理場は目下工事中で、近く竣工の豫定であるが、現在迄に完成した設備は大要次の通りである。

津守處理場 沈砂池、沈澱池、唧筒井、唧筒室、事務室及従業員宿舎、排出井、排流溝、避溢溝、全部完成

下水唧筒(十二臺)―大部完成

曝氣槽、沈澱槽、電氣設備―一部完成

海老江處理場 唧筒井、排出井、排流溝、避溢溝―全部完成

沈砂池、唧筒室、沈澱池―大部完成

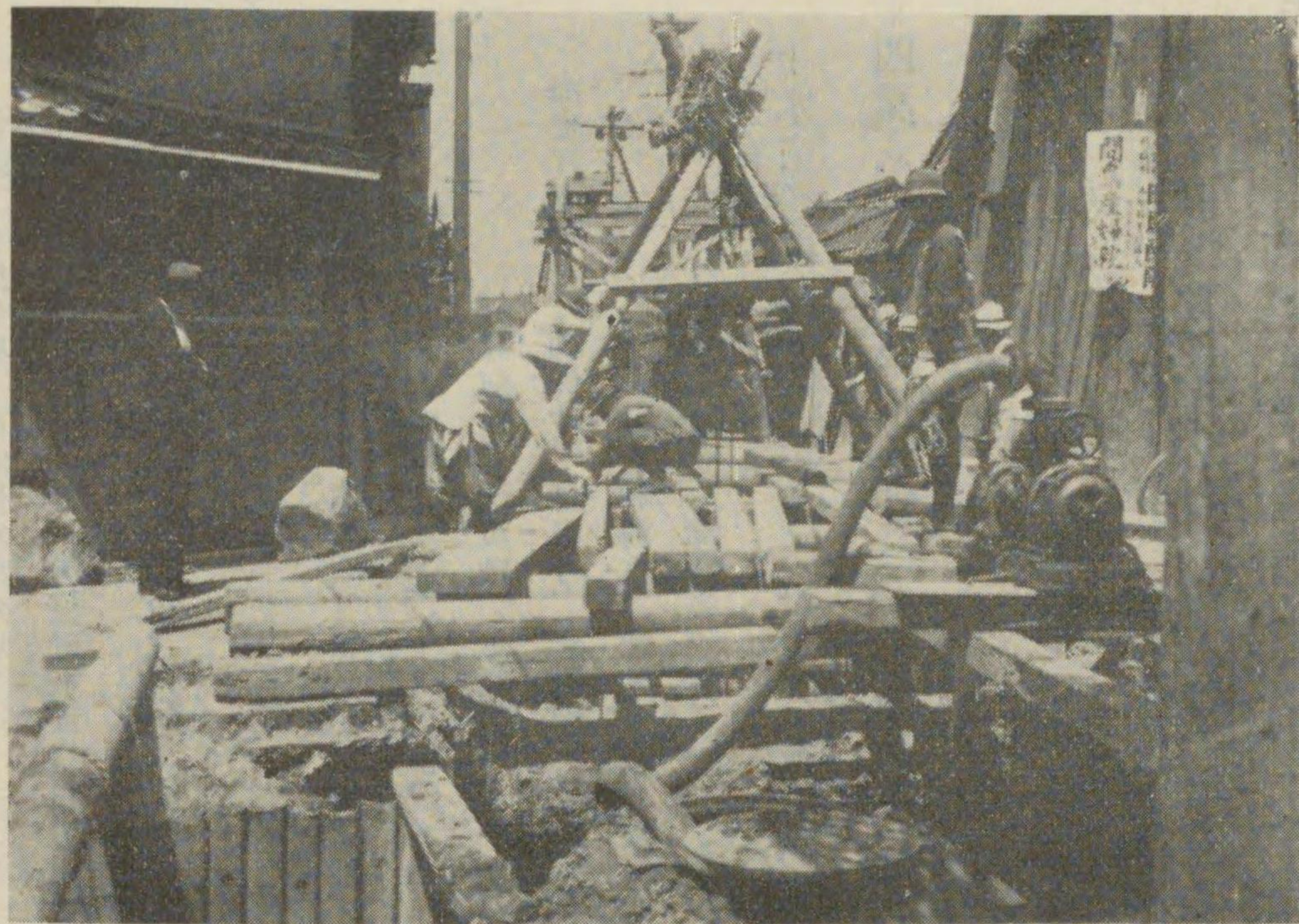
曝氣槽―一部完成

下水道管の延長は十萬千八百十八米であつて、之が内譯は暗渠七萬五千九百三十米、混凝土管三十四萬六百十五米、土管三十二萬五千七十二米である。

第一回下水道改良工事

明治三十年編入の新市域の下水道は久しく未改良の儘放置されてゐたが、市民の保健衛生上等閑に出來ないので、明治三十九年六月下水道改良計畫の調査に着手し、





下水道管工事

明治四十二年度に至り漸く其の工事に着手するを得たが工費尠く施行意の如くならないので、茲に更めて根本的財政計畫を樹立し、明治四十四年度以降十ヶ年繼續事業として下水道改良工事を實施することとした。斯くて工事の進捗に努めたが、途中財政計畫變更の爲め竣工期を二年延長し、大正十一年度を以つて、此の工事を完成したのである。尙ほ此の間別途施行の火災跡地區整理に伴ふ下水道改良工事其の他の施行を併せて計上すれば、下水管渠の總延長二十一萬五千四百六十二米、下水抽水所八ヶ所、排水區域面積は約一千五百三十六萬六千餘平方米の尨大なるものとなり、其の工費は七百七十九萬五千餘圓に達した。

本排水區域中上町方面丘陵以東の下水は、市の東方を北流する猫間川に流れ、河水の氾濫を來し、鶴橋方面に浸水個所を生ずるに至つたので、之が防止策として其の東方を流れる平野川へ猫間川流入の一部を分流せしめることとし、之が爲め猫間川の改修、分流暗渠の築造並に平野川の改修工事を行つた。

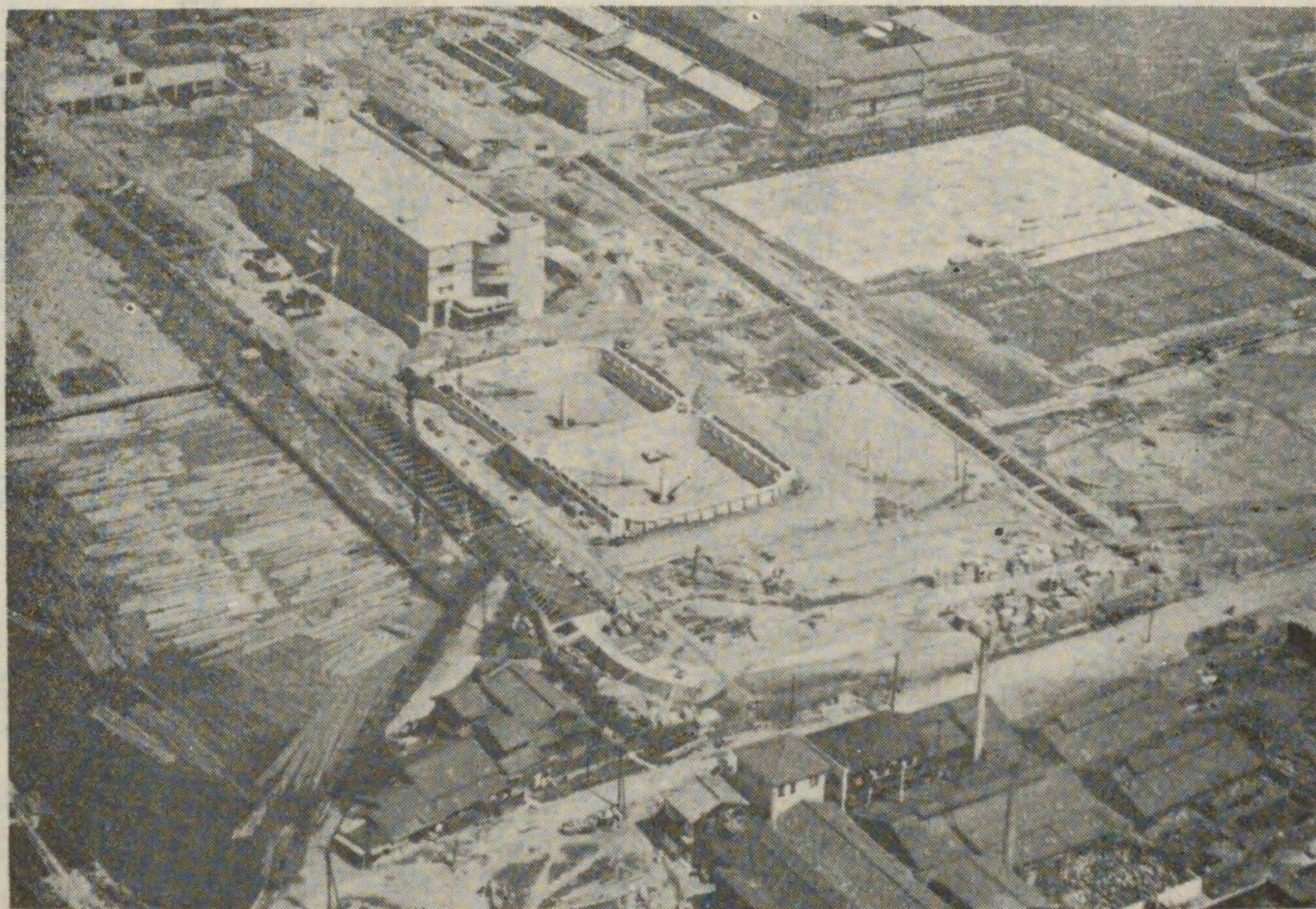
**都市計畫第一期下水道事業** 下水道の事業は、從來下水道法に依り施行し來たものであるが、財源潤澤ならずして、事業進捗上に種々支障を來たし、之が爲め既往十數年間市は實に苦しい經驗を嘗めたのであつた。然るに之を都市計畫事業として施行するときは、都市計畫特別税、家屋税並に受益者負擔金を賦課することを得るので、事業の遂行上極めて便利である。茲に於て第一回下水道改良當時排水區より除外した地域中、其の後最も顯著な發展を遂げた西野田、市岡、泉尾及び三軒家方面の下水道改良工事を、大正十一年度乃至十三年度に於て都市計畫事業として施行すると共に、既設抽水所の中、排水能力の増進を要するものに對し唧筒機械の増設又は取換を爲すこととし、直ちに着手して大正十四年三月來豫定通り竣工した。本工事に於ける下水管渠の延長は六萬四千二百五十三米に達し、新設抽水所二ヶ所、下水淨化裝置一ヶ所、既設抽水所擴張八ヶ所となり、此の排水面積は二百五十三萬五千三百餘平方米、工費四百一萬七千七百餘圓を要した



のである。

**都市計畫第二期下水道事業** 第一期下水道事業計畫の當時除外した四貫島、春日出方面、善源寺、東野田方面及び西野田方面の一部は、何れも平坦な低湿地で下水排除の途がなく、而も日々進展の勢顯著なるものあり、公衆衛生上、其のまゝに放置するを許さぬ状態であつたので、此の方面の下水改良工事を施行することとし、大正十三年五月工事に着手し、昭和三年三月之を完了した。其の下水管渠の延長は八萬四千三百五十五米、新設抽水所二ヶ所、抽水所の擴築一ヶ所で、此の排水面積四百二十九萬三千餘平方米、所要工費は四百八萬八千七百餘圓である。

**都市計畫第三期下水道事業** 大正十四年四月本



津守下水處理場

市に編入せられた地域に對しては、失業救濟事業其の他の財源に依り、大正十四年度以降昭和九年度迄に、工費三百五十萬餘圓を以て汚水排除の應急的施設を爲したのであるが、一面全市に亘る下水道改良計畫の必要を認め、調査の結果成案を得たので、特に人家稠密せる八幡屋、市岡、長柄、中津、大仁、海老江、天王寺、中道、今宮、玉出及び平野の七方面に對し、都市計畫第三期下水道事業として昭和三年度以降昭和十二年度迄の繼續を以て施行することとし、昭和三年九月十日より工事に着手した。其の事業費、財源並に事業の概要は次の如くである。

事業の概要

排水區名	下水管延長	抽水所
八幡屋、市岡	六一、三三二 <sup>*</sup>	既設市岡抽水所擴張
大仁、海老江	三一、七九四	海老江抽水所新設
長柄、中津	三七、二一四	既設北野抽水所擴張
天王寺、中道	六七、四二四	中濱抽水所新設
今宮	六〇、八七五	津守抽水所新設
玉出	四一、〇七〇	粉濱抽水所新設
平野	一一、七一七	附近の河川に放流に付抽水所不要
計	三一、四二六	

下水道改良事業

六六三



事業費	17,500,000	17,500,000
公債	1,335,500	1,335,500
給水料	792,000	792,000
受益者負擔金	5,250,000	5,250,000
國庫補助金	1,080,000	1,080,000
財産売却代	1,180,000	1,180,000
雑収入	2,700,000	2,700,000
計	17,500,000	17,500,000

**失業救済事業** 下水道改良未着手の地域は在來下水路の排水不十分なる爲め、一朝降雨に際しては附近人家に浸入するばかりでなく、氾濫路上に及び、衛生交通上一日も忽に出来ない實情にあつた。そこで之が對策として、下水道改良計畫の調査は略ば完成したのであるが、財政上の關係から直ちに實施の運びに至らないので、應急處置として水管渠の築造、水路の浚渫並に護岸修築を失業救済事業として遂次部分的に施行し來つたのである。昭和九年末までに施行した事業費及び工事の概要を示せば左の通りである。

事業種別	渠築造	水路浚渫及護岸築造	抽水所新設	水路開鑿
第一回 失業救済事業	4,068	10,271	1	1
第二回 同	4,108	1,899	1	1
第三回 同	4,003	4,202	1	1
第四回 同	4,364	6,740	1	1
第五回 同	4,827	10,062	1	1
第九回 同	7,901	6,334	1	1
第十一回 同	6,890	6,677	1	1
第十三回 失業應急事業	22,818	22,917	1	1
第十五回 同	18,262	58,014	1	1
第十七回 同 (豫算)	3,666	250	1	1
計	80,907	127,366	1	1

事業種別	事業費決算額	工事着手年月	工事竣工年月
第一回 失業救済事業	935,992.29	大正一四、一一	大正一五、一〇
第二回 同	230,526.90	同 一五、一二	昭和 二、 三
第三回 同	247,094.14	昭和 二、一二	同 三、 九
第四回 同	199,621.28	同 三、一二	同 四、 三
下水道改良事業			六六五

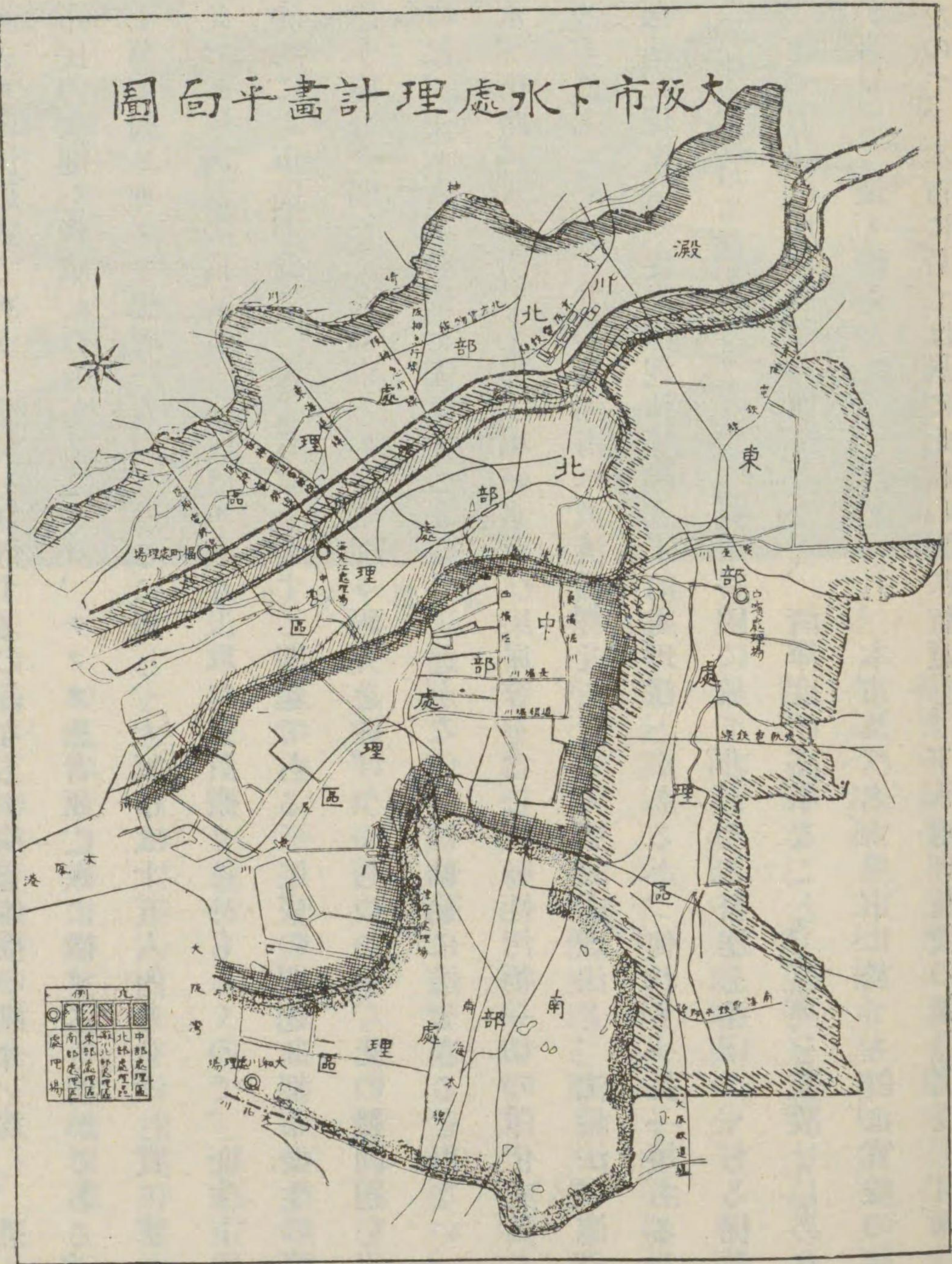


第五回	同	一二一、五二〇・一二	同	四、一一	同	五、三
第九回	同	一七二、三一七・五三	同	六、三	同	七、三
第十一回	同	一五四、二二一・二七	同	七、三	同	七、一〇
第十三回	失業應急事業	九〇七、九一六・一七	同	七、一一	同	八、六
第十五回	同	六九九、一〇八・二二	同	八、七	同	九、一〇
第十七回	同(豫算)	二八七、六五〇・〇〇	同	九、六	目下施行中	
合 計		三、九五五、九六七・九二				

### 三 都市計畫下水處理事業

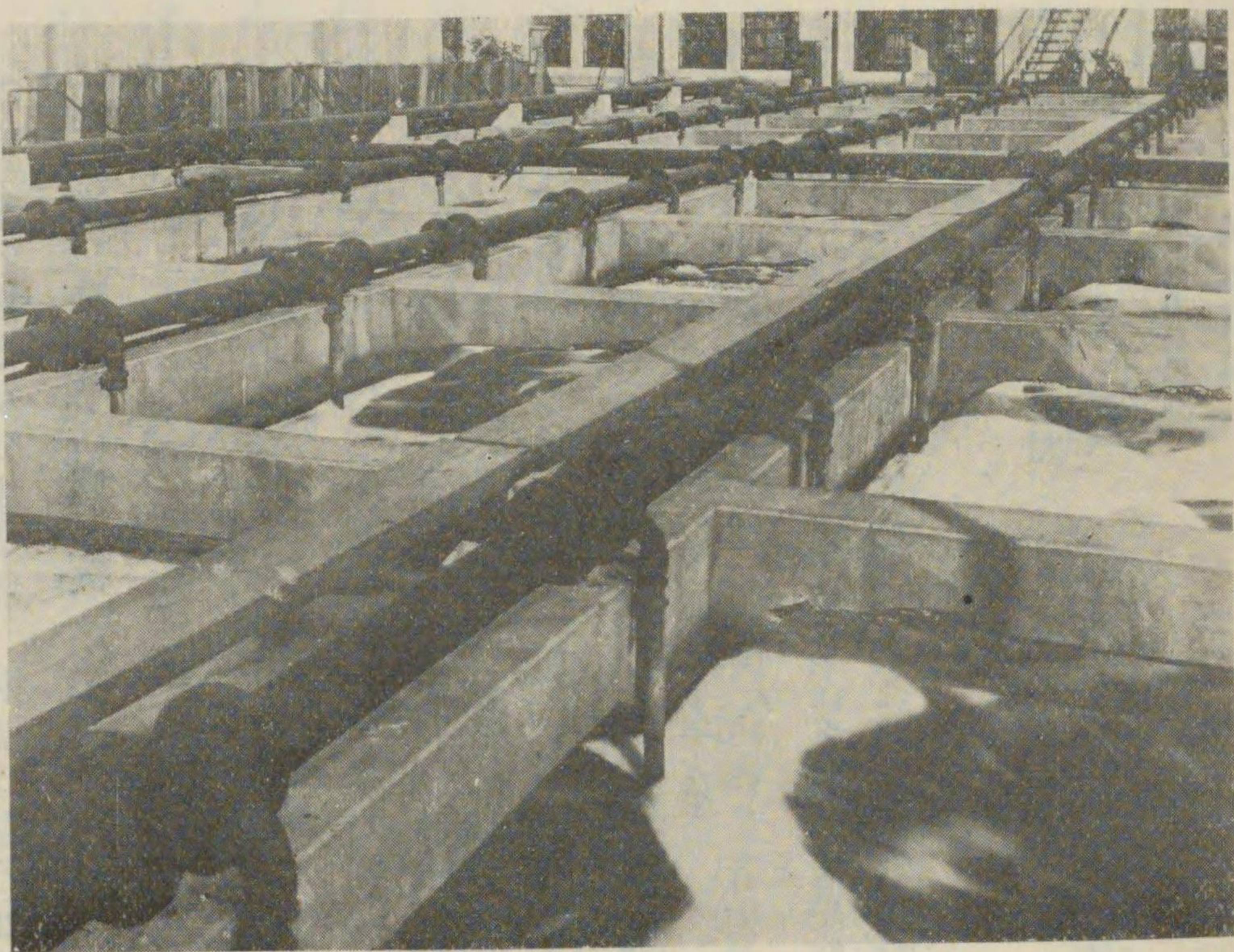
大都市の保健衛生施設として、下水と尿尿の處理程重要な問題はない。中小都市では下水の大部分は雨水であり、汚水は河水によつて著しく稀釋せらるゝが故に、下水を附近の河川に直接放流するも格別の支障を見ないが、大阪市の如き大都市は全く其の事情を異にし、市勢の發展に伴つて人口の激増と工業の振興とは著しく汚水を増し、一面高層建築の増加は、水槽便所の施設を多からしめて、河川を汚染すること甚しく、其の惡臭不潔實に言語に絶するものがある。之は常に都市の美觀を損するのみならず、衛生上種々の危険を醸し、殊に本市の如く河川を主要な交通運輸機關として使用する處に於ては、特に慎重な考慮を拂はなければならぬ。又一般家庭の尿尿の處

大阪市下水處理計畫圖





置は何れも古來の汲取式であり、惡臭を發散するのみならず病毒傳播の媒介を爲し、恐るべき障害として市民の保健を脅威しつゝあることは、チフス患者死亡數に徴するも明かである。歐米都市は人口十萬に對しチフス患者一人内外なるに對し、大阪市は十五人内外を示し實に寒心に堪へない。又此の尿尿汲取の爲めに、市民は不廉な汲取料を負担せしめらるゝので、衛生上のみならず、經濟的にも市民の爲めに大に考慮を要する問題である。尿尿の問題は都市衛生の癌とも云ふべく、之が處分に關して各都市とも多年種々研究を遂げつゝあつたが、此の難問題を根本的に解決するには、下水處理設備を完成するより外に途がないとの結論に達せざるを得ない。下水處理は、雨水、街路汚水、家事下水、工場廢水及び尿尿等を含む流動性汚物一切の淨化處置を爲すもので、其の方法としては、其の儘河海へ放流稀釋せしむる天然の處理法と、沈澱法、濾過法、灌漑法、殺菌法、促腐法、促進汚泥法等の人工的處理法とがあるが、何れも一長一短あるを免れない。但し此の中最近最も進歩せる方法は、英米諸國に於て非常なる發達を遂げつゝある促進汚泥法であつて、此の方法は所要面積の僅少なこと、清淨度の高率なこと、惡臭を發散せしめないこと等の諸點から見て、最も優秀なものと認められ、本市及び名古屋市に於ても既に實驗の結果好成績を示したので、本市に於ては夙に此等の點に留意し、下水處理施設の緊急完成を目指して調査



場 化 淨 水 下 岡 市

研究の結果、全市に亘る雨水及び家事下水は勿論、尿尿、工場排水をも包含する下水處理計畫を樹立し、全市域を東部、中部、南部、北部、淀川北部の五處理區に分ち、各區に處理場を設け、之に抽水所及び下水道幹枝線等を配し、下水の淨化處理を施した後、河海に排放することとし、昭和三年五月内閣の認可を得、茲に劃期的計畫實施への緒についたのである。此の計畫に基き先づ中部及び北部處理區の内、最も急施を要する市の中樞區域に對して工事を施行することとし、都市計畫事業として昭和六年一月十三日内閣の認可を得昭和五年度より十年度迄の繼續事業として目下着々工事を進めつゝある。



之が事業の概要及び事業費、財源は左の如くである。

事業の概要

中部處理區の内

- 一、區域 大手前上町高臺以西、堂島川以南、木津川以東、關西本線以北の區域
  - 一、面積 約十三萬九千九百九十二平方米
  - 一、處理人口 七十三萬四千人
  - 一、處理場 西成區津守町木津川左岸約五萬九千四百平方米
  - 一、幹線 東橫堀津守、船場島ノ内、中之島難波、土佐堀櫻川、難波、西濱、今宮、末吉橋通、長堀、道頓堀、櫻川
- 北部處理區の内
- 一、區域 舊淀川堂島川安治川以北、中津川六軒家川以東、新淀川以南(大仁海老江方面除外)の區域
  - 一、面積 約一千三萬二千平方米
  - 一、處理人口 四十五萬一千人
  - 一、處理場 西淀川區海老江町新淀川右岸約三萬六千九百九十平方米
  - 一、幹線 堂島海老江、北野、福島、西野田

事業費

財源

公債	一二、一〇一、四〇〇円	財產賣却代	一七、〇〇〇、〇〇〇円
受益者負擔金	四、八八七、四七〇	雜收入	四、七三〇円
國庫補助金	五、〇〇〇	計	一、四〇〇
			一七、〇〇〇、〇〇〇

# 第八章 保健衛生

## 一 概 說

人口の都市集中は現代大都市の顯著なる現象であつて、本市の人口が年々驚くべき加速度を以て増加しつつあることは第二章の人口の項に述べた通りであるが、斯かる密集居住が外來傳染病の襲來を容易ならしむると共に、疾病の發生を激成したことは云ふ迄もない。加ふるに人口の増加に依る尿尿塵芥等排泄物の處理、結核及び傳染病の豫防、經濟事情の變化に伴つて起る社會的保育、醫療等の必要は十年間に本市の保健衛生施設を一新せしめた觀がある。而も斯くの如き本市必死の努力に拘らず、市民衛生状態が、左表の如く近年稍々良好に向つた傾あるとは云へ、尙ほ依然として不良の域を脱しないことは、乳兒死亡率と結核死亡率とが左表の如く世界大都市中の上位を占めてゐるに徴し明である。



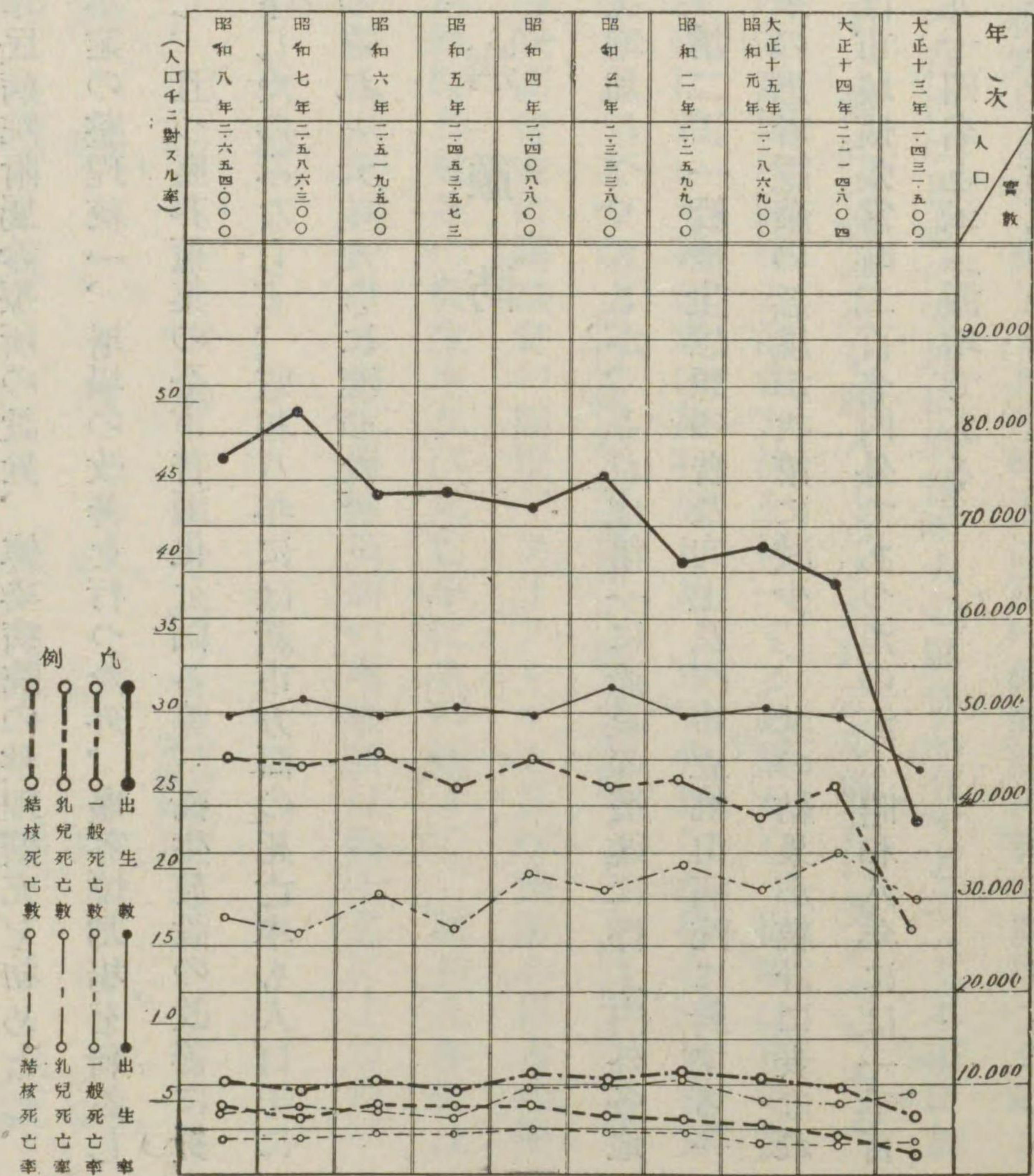
大阪市衛生状態調

年	出生 (人口千二付)	死亡 (人口千二付)	乳児死亡 (出生千二付)	結核死亡 (全死七百二付)	法定傳染病 發生 (人口千二付)	法定傳染病 死亡 (患者百二付)
大正十三年	二六・七	一八・五	一八・八	一〇・三	二・四	二四・九
同 十四年	二九・七	二〇・〇	一五・七	九・三	一・八	二八・二
昭和四年	二九・九	一九・〇	一五・九	一五・二	二・六	三〇・〇
同 八年	二九・二	一七・一	一三四・二	一六・二	四・〇	二三・二

各國大都市衛生状態調

都市別	出生 (人口千二付)	死亡 (人口千二付)	乳児死亡 (出生千二付)	結核死亡 (全死七百二付)	法定傳染病 發生 (人口千二付)	法定傳染病 死亡 (患者百二付)	調査期
東京市	二七・一五	一四・二六	九二・六	一一・四	五・二	二〇・四	昭和八年
京都市	二四・三一	一五・六九	一〇七・二	一一・一	四・七	一七・五	同
神戸市	二四・三〇	一六・五三	九九・〇	一二・二	四・二	三六・四	同
横濱市	二七・〇八	一五・四三	一〇三・八	一〇・九	二・六	一九・〇	同
名古屋市	三〇・一七	一五・五八	一一八・九	七・三	二・〇	一七・六	同
ロンドン	一四・九四	一二・三五	六五・〇	?	?	?	六年
ベルリン	八・五六	一一・四四	六六・七	?	?	?	七年
パリ	一四・六七	一三・三一	八七・五	?	?	?	同
ニューヨーク	一五・二二	一〇・三〇	五〇・九	?	?	?	七年

既往拾年間ニ於ケル出生一般死亡乳児死亡結核死亡表



一方接近町村編入直前に於ける新市域全町村の死亡率は人口千に付き二五・六人、殊に西成郡の如きは人口千に付き二六・一人であつて、當時の舊市一八・五人に比し遙かに高率であつた。之が爲めに編入後に於て、一般衛生施設の整備充實を要するものが極めて多かつた。茲に於て本市は先づ保育及び醫療施設の擴充、即ち母性及び乳幼児保護の爲め、産院の新設、乳兒院の家庭訪問の開始、結核患者の爲めの刀根山病院の擴張、進んで



は健康相談所及び保養所の新設、市民病院附属診療所の設置、傳染病院の整理擴充を初めとし、墓地及び葬儀所並に胞衣汚物蒐集事業の整理統一、屠場の改善を行つた外、塵芥焼却場を新設して、機械化に依る焼却能力を増進し、且つ塵芥蒐集の全市普遍化を圖る等、衛生施設の改善に努めた結果、市民一般の死亡率の低下したのみならず、昭和八年には新市方面の死亡率も人口千に付一七・八人に減じ、殆んど舊市のそれと大差なきに至つた。

## 二 傳染病豫防

市域擴張後傳染病の發生數は漸次増加しつゝあるが、それは第一に産業の發達に伴ふ内外各地との交通關係の輻輳して來たのと、第二に一般衛生思想の普及向上及び市立桃山病院に對する一般の理解信用の増進によつて、從來の患者隱蔽の惡風が次第に減少し、其の結果が統計に表はれた爲めに外ならない。殊に猩紅熱は市域擴張當時二百名内外であつたのが、昭和八年には一千八百八十二名、昭和九年には一千八百九十四名と云ふ激増である。

然るに之に對して一方其の死亡率が最近漸減の歩調を辿りつゝあるのは注目すべき現象であつて、之は患者が早期に發見せられ、比較的輕症の裡に治療せられつゝあることを物語るものである。

傳染病患者の自宅療養は府當局として之を許さぬ方針で、隔離室のある病院に收容するのであるが、内約八割迄は市立桃山病院へ收容せらる。而して其の輸送は市の保健部に於て取扱つてゐるが、此の輸送に使用する寢臺自動車の良否は患者の安靜に直接至大の關係を有するので、本市に於ては此の點に注意し、昭和七年以來年々新式の寢臺車を購入すると共に之が改善に努めつゝある。

傳染病の消毒は患者の家庭に於ける設備の關係と消毒方法を統一する必要から、從來は市で無償で行つてゐたが、昭和八年後は法規に基いて義務者に施行せしめ、市で代行した場合は無資力者でない限り實費の料金を徴收することゝなつた。尙ほ傳染病豫防の應急施設としては前記の外、水上生活者に對する無料給水、衛生映畫會並に講演會の開催、リーフレット及び豫防心得書の配布等がある。大正十三年以降病類別轉歸者數並に發生率及び死亡率は次の通りで、昭和九年には風水害の影響に因ると認めらるべき浸水區域に於ける消化器傳染病の増發數は約千名に上つた。

### 傳染病轉歸者數調

年次	患者死亡	コレラ	赤痢	腸チフス	パラスチフス	痘瘡	發疹チフス	猩紅熱	ジフテリア	流行性腦脊髄膜炎	ペスト	計
大正十三年	11	5	3	2	2	2	1	9	4	2	1	3,580
同 十四年	3	7	1	4	3	5	1	2	8	2	1	3,849



年次	コレラ	赤痢	腸チフス	パルチフス	痘疹	チフス	猩紅熱	ジフテリア	流行性脳脊髄膜炎	ペスト	計
大正十五年	—	九五	一七六	四〇	三六	—	二八	九〇	六九	—	四二五
昭和二年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同三年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同四年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同五年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同六年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同七年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同八年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同九年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同十年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同十一年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同十二年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同十三年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同十四年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四
同十五年	—	一七六	一七六	一八	一四	—	二九	二七	六九	—	一四四

傳染病患死者比率

年次	患者數	人口千ニ對スル發生率	死亡數	患者百ニ對スル死亡率
大正十三年	三、五八〇	二・五〇	八九四	二四・九〇
同十四年	三、八四九	一・八二	一、〇八七	二八・二四
同十五年	四、二五六	一・九四	一、一四四	二六・八七

昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
四、七七〇	五、九六七	六、三三四	六、〇三七	七、三一九	八、一九一	一〇、八〇六	一二、八五八
二・一一	二・五六	二・六三	二・四六	二・九一	三・一七	四・〇七	四・七二
一、三四五	一、六一三	一、九〇一	一、七四〇	二、〇三三	二、〇四五	二、五一二	二、七六八
二八・二〇	二七・〇三	三〇・〇一	二八・八三	二七・七八	二四・九七	二三・二五	二一・五三

清潔方法

本市は傳染病豫防法に基き、毎年七月上旬より九月下旬にかけて全市域に清潔方法を施行してゐる。而して其の方法たるや、豫め關係警察署及び衛生組合と協議の上地域別日割を定め、施行十日前までに之を一般に告示し、本市掃除監視吏員は警察官及び衛生組合役員と協力して之が施行の督勵監査に當るのである。然るに大正十四年市域擴張があり、従來町村により不統一に行はれてゐた新市域に對しても、市營を以て統一施行の要を生じたので、本市は編入翌年度より大體塵芥蒐集作業に並行して漸次之を直營に移し、數年を出でずして全地域に及ぼし今日に至つてゐる。

清潔方法に依る排出塵芥は成る可く現場焼却の方針を採り、舗装道路等の關係上之が不可能な



る場合に限り、其のまゝ、蒐集場を経て港區方面の低濕地に送り埋立處理に付してゐるが、其の量は一日約二十二萬五千疋、一戸平均二十二疋五餘、全期間を通じて此の總量は約千三百萬疋に達する。所要經費は大體三萬數千圓で、一戸當り七錢内外となつてゐるが、尙ほ本經費に對しては府より四分の一程度の補助金が交付される。昭和九年度の實績は左の如くである。

昭和九年度清潔方法施行成績表

清掃區別	行政區別	戸數		空家	計	搬出塵芥量		計	一戸平均	使役人夫數
		施行戸數	延期戸數			運漕埋立	陸運埋立			
玉江橋	北區	四、〇三	二四五	一、八四	四、二七	—	—	二四、〇〇	五、三〇三	二、五三
	此花區	三、二七	一五	九三六	三九、七三	—	—	一七五、三〇	四、五七五	一、九五
瓦屋町	東區	三、〇五七	二六	一、〇八〇	二九、二五	—	—	三四〇、一六〇	一一、三二	一、六六
	天王寺區	三、五九九	一五	一、四九五	二四、四三	—	—	三三〇、〇〇〇	九、九二六	一、七四
	南區	二、四九	元	七六四	三三、五三	—	—	二五、四〇	一一、八一	九五〇
岩崎橋	西區	二、四六七	六	一、〇四一	二二、七四	—	—	二六五、〇四〇	七、三六	一、三五
	港區	五、八九四	二七四	一、九六	五、一六四	—	—	三四二、〇〇	六、四七	二、八七
淀川	西淀川區	三、七五六	四二	九四	三、七三	—	—	四、一三〇	二、七六一	一、六四
	東淀川區	四、二九九	四七	一、八六九	四、三八五	—	—	二五、八四〇	三、〇二六	一、五四

中本	東成區	旭區	住吉區	西成區	計		天下茶屋	計	筑前橋	出張所	其他	合計
					新市	舊市						
東成區	五七、五〇	三、四三	五八、六五	三、五七	二七九、六五	二、四一	—	—	—	—	—	二七、六五三
旭區	三、四三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住吉區	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西成區	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
筑前橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出張所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 一、施行期間は自七月十一日至九月十七日で施行日數は五十五日である  
二、〇印は請負に係る使役人夫を示す

**豫防注射** 豫防注射の效果の一般的に認識されてゐる病類は二三に止まらないが、相當激しい反應を伴つたり施術上煩雜な手数を要するものもあるので、從來本市に於て實施して來た注射はコレラとチフスの二種である。之は常時の施設としてではなく、コレラは發生時に限り施行するも、チフスは散發性で現在殆ど風土病の如く各方面に涉り年中絶ゆることなく、之を一般的に及ぼすことは經費關係上困難な事情にあるので、特殊の場合の外平常は主として衛生組合の事業と



して獎勵してゐる。最近自發的に之を行つてゐる組合は少くない。

昭和九年の風水害に際し、市に於て十數ヶ班の直營班を組織し、九月二十三日より十一月二十九日に至る二ヶ月餘に亘り、浸水區域其他各方面にチフスの豫防注射を施行したが、府並に衛生組合で施行した分を併せて延四十二萬八千五百人に達し、水災後必然的に起るチフスの大流行を制壓するのに非常な効果があつた。尙ほ最近豫防注射に代る可き内服ワクチンが創製され、専門家の間に其の効果を推獎されてゐるが、相當高價な爲め一般的に普及することは困難な模様である。大正十四年以降の豫防注射人員は次表の如くであるが、コレラに對しては近年市内に於て患者の發生を見ないので實施する必要の起らないのは幸とするところである。

豫防注射施行人員調

施行團體 病 類	大正十四年		昭和四年		昭和七年		昭和九年	
	一回了	二回了	一回了	二回了	一回了	二回了	一回了	二回了
衛生組合	一四、四四	一九、一七	二九、二〇	六六、八六	三六、四九	二九、六三	三〇、五九	二、七四
其他團體	三九、〇九	三〇、〇九	〃	〃	〃	〃	〃	〃
市 直 營	二、四〇	七、二九	三、四六	四、三〇	三三、三三	一三、〇四	三三、三〇	〇五、三九
計	一八、五三	二四、三三	三六、七四	六六、一六	三六、〇五	二六、〇四	三六、八八	二六、八七

種 痘

本市の定期種痘事務は區長の管掌する所で、其の施行時期は各區事務の都合で多少の相違はあるが、概ね第一期は毎年四月から七月迄、第二期は翌年一月から三月迄とし、先づ戸籍簿、寄留簿等で下調をした上、更に各戸に就いて實地調査を行ひ、種痘定期にある者及び脱漏者、猶豫者等に對し、第一期のものは保護者に、第二期のものは關係の學校長等へ受痘方を豫告し、一面受痘者に便利な場所を撰定して施行期日を告示し、時宜によつては各種の宣傳によつて一般の注意を喚起し、種痘の徹底的普及を圖つてゐる。併し本市の如き大都市に於ては年々急激な人口増加に伴ひ、要種痘人員の増加と共に未種痘の儘他地方より轉入し來る者、或は居所を轉々する者等が多數あつて、自然脱漏者が少くないので定期種痘を行ふ外、隨時に期日を定めて種痘を行ひ、此の種脱漏者の減少を圖つてゐる。

尙ほ痘瘡流行の虞ある時に行ふ臨時種痘は保健部の管掌で、防疫課で之を行ふ以外、衛生組合に於ても自發的に又は保健部の勸奨によつて組合員に對して種痘を行ひ、自衛的豫防に努めてゐるが、其の結果は他都市に見られぬ好成绩を示してゐる。大正十四年以降の發生患者數並に定期臨時種痘の成績を示せば次の通りである。



發生患者數調

大正十四年	五四	昭和四年	二	昭和七年	六
同十五年	二八	同五年	一	同八年	一六
昭和二年	四	同六年	一	同九年	九
同三年	四九	計	一六八		

定期並臨時種痘者數調

年 度	發生患者數	定 期	種 痘	時 數	合 計
大正十四年	五四	九七、四九九	七六、〇七四	一七三、五七三	
昭和四年	二	一〇八、七九二	六九、三三七	一七八、一二九	
同 九年	九	一四四、四二一	二九、六三二	一七四、〇五三	

**捕 鼠** ペストは鼠疫とも云ひ、鼠族間の流行が先驅となつて人類に傳播するものであることは學說或は既往流行の事實に依つても疑を容るゝ餘地がないのであるが、元來ペストは本邦固有の傳染病ではなく、貿易の發達と共に印度地方特に孟買、蘭貢方面から來航する船舶の積載貨物や鼠族から移齎するのであるが、本市の如き産業貿易の殷盛な都市では常に其の警戒を怠つてはならない。従つて除鼠施設も亦極めて肝要である。

そこで本市では明治三十二年に初めてペストが發生してから鼠の買收を續行し、一面海外有病地の流行状態によつて特別除鼠團を組織し、病毒移入の虞ある所謂警戒地域の除鼠を勵行し來つたが、現在では海外の發生状況に鑑み、買收を休止して除鼠班に依る捕鼠を行ふ外、必要と認めらる區域の巡查派出所に鼠投棄函を設けて日々之を蒐集し、一々府に於て細菌學的検査を行ひ、病毒の検査に努めつゝある。

斯くて常時豫防に努力してゐる結果、大正十一年の流行以來殆んどペストの襲來なく、唯昭和四年五月 聖上奉迎の直前、港區に患者及び有菌鼠を發見し、爲めに一時行幸が御延期になつたと云ふ眞に恐懼に堪へない事實もあつたが、其の後幸に一頭の有菌鼠の發見もなく無事に経過してゐる。大正十三年以降の買收頭數は次表の通であるが、此の外市でも吏員一名、人夫一名より成る捕鼠班五ヶ班を以て警戒區域を移動して除鼠に従事し、尙ほ鼠投棄函百十ヶ所を設置した。

買 收 鼠 數 調

年 別	買 收 頭 數	買 收 金 額	買 收 價 格
大正十三年	六七五、三二七	二〇、四五二・五九	三 錢
同 十四年	六四七、八二六	一九、五二五・五六	一月一日ヨリ三錢、四月一日ヨリ二錢
同 十五年	五七六、三〇〇	一一、五二六・〇〇	四月一日ヨリ一錢



年 別	買 收 頭 數	買 收 金 額	買 收 價 格
昭 和 二 年	三〇九、〇四〇	三、〇九〇・四〇	四月一日より一錢
同 三 年	三七、四三四	三七四・三四	四月一日ヨリ買收休止
同 四 年	八〇、一七七	二、四〇五・三一	五月二十五日開始三錢七月二十日休止 市内ニ患者發生
同 五 年	三六一、四七二	一〇、八四四・一六	一月三十日買收開始三錢十一月十五日休止 市内ニ有菌鼠發生
同 六 年	—	—	—
同 七 年	一二三、九二四	二、〇〇七・七七	九月一日開始十月二十三日休止 陸軍特別大演習關係

備考 昭和八、九年は買收を休止す

**隔離所** 隔離所の現在の建物は明治三十三年本市に於て現在の鼠島に設置した消毒所構内に、元桃山病院天王寺分院の廢舎を移轉（明治三十七年）したもので、大正元年九月之を消毒隔離所と改稱することゝなつたのである。敷地一萬一千二百六十九平方米、建物三千五百七平方米、隔離室百二十八室、收容人員約五百人であつたが、昭和九年の風水害で一部倒壊し、現在では收容能力約三百五十人に減少した。併し近年海港檢疫施設の充實と、一般衛生思想の發達から隔離を要する傳染病、コレラ、ペストは偶々發生しても大流行を見るようなことはなく、従つて利用の機會も少くなつたので、右の如く多少收容力が減しても支障を生じない見込である。大正十三年以降の隔離人員は次の如くである。

隔離人員數調

年 次	コレラ 人	ペスト 發疹チフス 人	年 次	コレラ 人	ペスト 發疹チフス 人
大正十三年	—	—	昭和五年	—	—
同 十四年	三五四	—	同 六年	—	—
同 十五年	二五	—	同 七年	—	—
昭和二年	六	—	同 八年	—	—
同 三年	一〇	—	同 九年	—	—
同 四年	六五五	一四〇			

**桃山病院** 本市の傳染病院は、明治十八年東成郡天王寺村（市民病院敷地）に創めて設けたのであるが、同二十年に至り同村字筆ヶ崎（現桃山病院）に、前者より稍々完全にして垣久的な避病院が建設せられ、其の後大阪府の經營に係る本庄及び千島の兩避病舎を譲受くることゝなり、明治二十九年桃山病院條例を設定して桃山を本院と稱し、本庄其の他を分院と呼ぶことゝなつた。然るに千島分院は其の直後に、天王寺分院は明治三十五年に、本庄分院は大正元年に、夫々廢止せられたが、逐年人口の増加と共に患者も殖えるので、大正六年から四ヶ年繼續で工費五十八萬餘圓を以て桃山本院の増改築を行つた。而も同十四年の市域擴張に伴ひ患者が著しく増し、従つて收容力に不足を生ずるに至つたのと、從來の建物は木造で震火災の危険がある爲め、昭和四年以降三











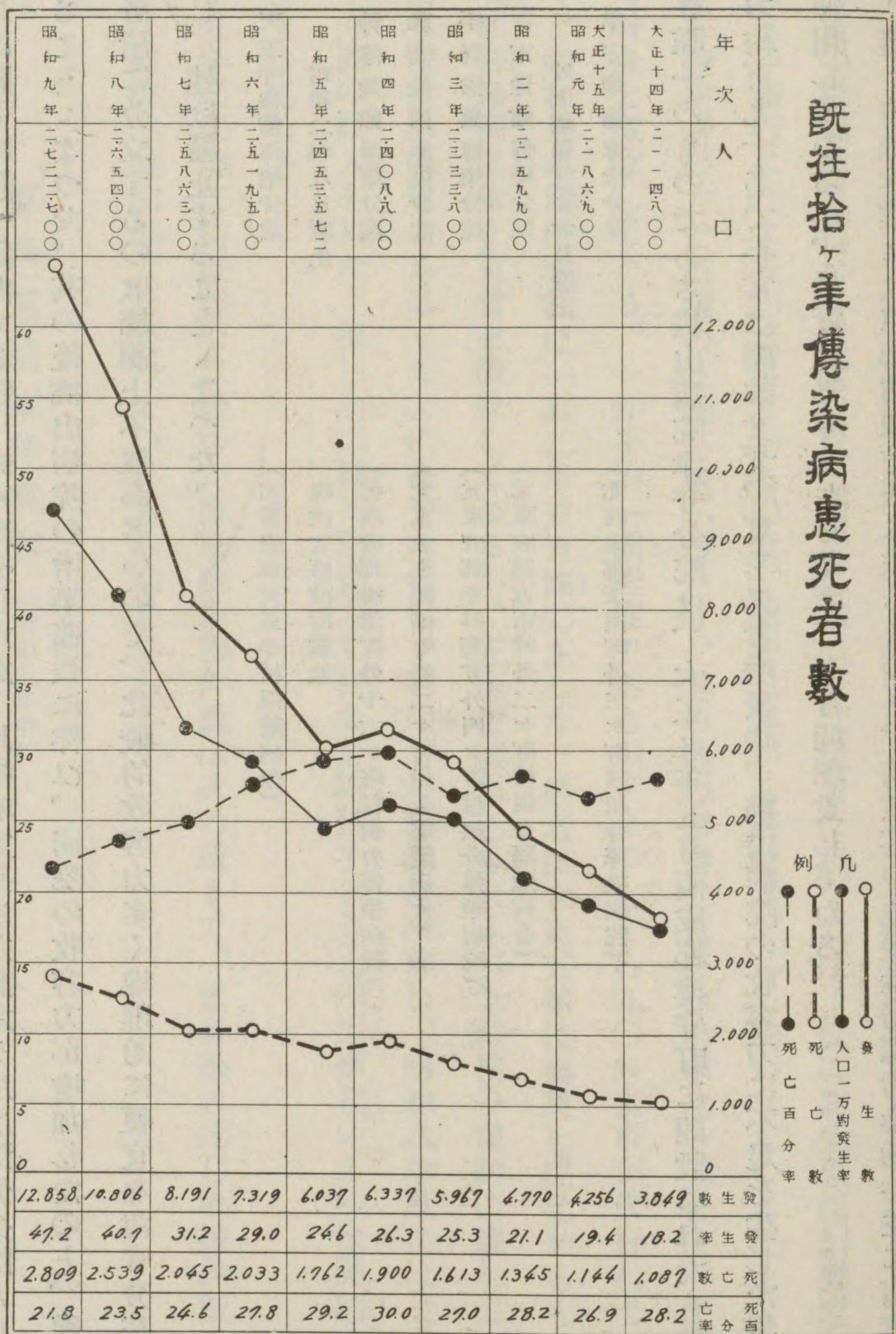
右表に示す如く、市域擴張前大正十三年の入院患者数は二千九百十名に過ぎなかつたが、十年後昭和九年には約四倍の一萬一千七名を算することとなり、而かも近代的の醫療設備と治療方法の改善とによつて死亡率激減し、大正十三年の死亡率二十四%は、昭和九年には十六%になつた昭和九年の病類別治療成績は次表の如くである。

病類別治療成績調 (昭和九年)

病名	入院	死亡	死亡率	全治	全治率	治療中	延人員
赤痢	三五〇人	五五五人	一五・五%	二、九二九人	八四・〇%	二六人	三、五五五人
腸チフス	三、二九三	七〇〇	二四・三%	二、二六八	七〇・五%	二九五	一、三、六四七
パラチフス	一八六	二六	一四・四%	一五四	八五・五%	六	六、五三一
痘瘡	九	一	一一・一%	八	八八・八%	一	三〇
猩紅熱	一、六五四	五五	三・三%	一、四九五	九七・〇%	一四	四、七〇一
チフテリア	二、二五七	三五	一・五%	一、八四六	八二・二%	一〇六	三、九〇六
流腦	六	六	一〇〇%	二九	四八二%	七	二、〇七七
計	一一、〇〇七	一、七六六	一六・五%	八、七三七	八三・四%	五五四	二七、七九四

市域擴張當時舊町村の施設に係る傳染病院、隔離病舎は十一ヶ所あつたが、其の内建物が荒廢して用を爲さないもの、若くは規模が小さくて患者の收容に適しないものなど五ヶ所は編入直後に

既往拾ヶ年傳染病死者數





賣却又は關係團體へ譲渡する等、夫々處分したが、比較的完全な左記六ヶ所は豫備分院として存置することゝなつた。其の後桃山病院の増築擴張に伴ひ、同院の收容力が増加したのと、豫備分院が各所に分立するのは統制上不便が多いので、比較的收容力多く地理的に便宜な津守分院のみ存置し、他は廢止することゝなつた。

- 天王寺豫備傳染分院 (元東成郡天王寺村隔離病舎)
- 昭和二年八月廢止 現住吉區役所敷地
- 神津豫備傳染分院 (元西成郡神津町外十六ヶ町村組合傳染病院)
- 鶴橋豫備傳染分院 (元東成郡鶴橋町外二ヶ町村組合隔離病舎)
- 平野豫備傳染分院 (元東成郡平野郷町外四ヶ町村組合傳染病院)
- 古市豫備傳染分院 (元東成郡古市村外二ヶ町村組合隔離病舎)
- 以上昭和三年六月廢止
- 津守豫備傳染分院 (元西成郡玉出町外三ヶ町村組合傳染病院)

現存唯一のものである桃山病院津守分院は、大正九年五月西成郡津守町に開設されたもので、收容力約百九十名で平常は開設せず、夏季患者増發時、桃山病院の收容力に不足を生じた場合のみ使用してゐるが、最近は毎年一ヶ月乃至二ヶ月間開設してゐる。

消毒 消毒作業には傳染病豫防法に依るものと、結核其の他慢性病毒汚染物件並に南京虫驅

除の爲め行ふ依頼消毒との二種がある。前者は法規的には私人の義務に屬してゐるのであるが、従來防疫の積極の見地から市費を以て施行し來つた。然るに現今では一般に衛生思想が發達し、之を私人の施行に任す方が至當であるので、昭和八年から義務者をして施行せしむることゝなつた。併し義務者の方で消毒の設備が無かつたり、其の他の事情で自營の出來ない場合は、之を代行して料金を徴收してゐる。一件平均一圓程度であるが、今のところ九〇%迄市が代行してゐる現狀で、昭和八年度徴收額は一萬二千五百圓であつた。後者は大正五年に事業を開始せるもので消毒手数料條例に依り實費を徴收してゐるが、近來亡國病とも云ふべき結核の豫防に關して、各方面から注意が喚起せらるゝことになつたので、利用者が急激に増加し、昭和八年度には三千九百九十九圓の收入を見た。但し右二種共無資力で料金を納付することの出來ないものは免除することになつてゐる。

昭和九年に保健部防疫課で取扱つた傳染病消毒件數は次の通りで、患者數に比し取扱件數の少ないのは病院、醫院等で自營のものがある結果である。

傳染病消毒件數調 (昭和九年中)



區別	患者發生數	消毒件數	區別	患者發生數	消毒件數
北區	一、三八五	一、一九七	浪速區	四九五	四七九
此花區	一、一〇七	一、〇五二	西淀川區	七二六	七〇七
東區	七六二	七一五	東淀川區	一、〇〇九	九七四
西區	四六八	四四二	東成區	一、〇四三	一、〇二一
港區	一、八二一	一、七六二	旭區	五七七	五五一
大正區	六四二	六一七	住吉區	一、〇六七	一、〇二九
天王寺區	七四七	六六一	西成區	五七〇	五四一
南區	四三九	四二五	計	二二、八五八	二二、一七三

最近五ヶ年に於ける依頼消毒件数は次の通りで、昭和九年頃に家屋、物品消毒の激増したのは府に於て結核の消毒を勵行することゝなつた結果である。

依頼消毒種類別施行件數調

年次	家屋	南京蟲驅除	物品	計
昭和五年	五四五	三〇〇	三〇一	一、一四六
同 六年	七一八	四一四	三三九	一、四七一
同 七年	六七七	二九六	一九七	一、一七〇
同 八年	八一八	二八七	二四六	一、三五一
同 九年	二、四二九	二二五	六八一	三、三三五

**トラホーム診療所** 本市のトラホーム診療は、大正十年一月港區九條外二ヶ所に診療所を設けて事業を開始したのが嚆矢である。當初は或期間一定方面に固定し、患者の治癒するのを待つて各方面に移動する計畫であつたが、實施後各診療所共新來患者が減少しないので、移動計畫は不可能となり、尙ほ數ヶ所増設の必要を感じるに至つた。然るに其の際に市域の擴張が行はれたのであるが、新市方面は府の檢診成績から見ると舊市に比して罹患者が多いので、舊町村時代小学校児童や壯丁の爲めに設けてあつた十四ヶ所の診療所を存續し、尙ほ舊市にも二ヶ所増設し一時は計十九ヶ所となつたが、其の後治療の實績と利用状態を考慮して數回に亘る廢置分合の結果、現在では左記十五ヶ所の外に社會部所管の一ヶ所と都合十六ヶ所を存置してゐる。

診療の實績は大體左表の通りで、受診人員増加の傾向があると同時に、治癒率も漸次向上の経過を辿りつゝある。

トラホーム診療所調

名稱	所在地	開設年月
舟場	北區舟場町二四 稱名寺内	大正十年一月
九條	港區九條通三丁目 九條會館	大正十年一月
市岡	港區魁町一丁目 市岡衛生組合	昭和三年四月



泉尾	大正區泉尾上通四丁目 泉尾衛生組合	昭和八年二月
下寺	天王寺區下寺町三丁目 天王寺市民館	大正十四年五月
西濱	浪速區西濱中通一丁目八一	大正十四年四月
福島	西淀川區福島小學校内	大正十四年五月
山口	西淀川區福町衛生組合内	昭和三年四月
東小橋	東淀川區啓發小學校内	大正十四年五月
今福	東成區東小橋北之町一丁目三八	大正十四年五月
放生	旭區今福町鯉江會館内	大正十四年五月
生江	旭區放生町九三	昭和三年四月
千鉢	旭區生江町常宣寺内	大正十五年六月
我孫子	住吉區千鉢町住吉區役所第一出張所	大正十四年五月
平野	住吉區我孫子町依羅小學校内	大正十四年五月
	住吉區平野榮町五丁目 平野衛生組合	大正十四年十二月
		大正十四年五月

トラホーム患者診療延人員調

診療所名	大正	大正	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	計		
舟場	十四年	十五年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	計
九條	四、四〇人	三、七〇人	六、七五	六、四三	七、〇七〇	八、〇四五	七、一八〇	七、三〇〇	四、五五〇	五、九三〇	五八〇、二四六
市岡	五、三五	四、五〇	四、八三	四、八七	五、四八	七、三〇一	七、九三三	五、七〇	五、二四	六、一七三	五八〇、二四六
											三六八、九五〇

泉尾	八、四三	三、三五	三、五〇	三、九〇	三、八四六	三、九七二	四、九八一	四、七三	三、九、七三	三、五、四	三、七、九四二
下寺	五、三〇	六、一〇	六、八五	七、五	八、七、四二	一、二、三、六〇	一、〇、四八〇	九、六、五	九、五、三三	一〇、三、〇四三	八七、七、四八
西濱	二、四、四四	三、五、三	四、〇、三	四、九、七	五、九、四〇	四、八、〇八一	三、七、七五	三、一、八一	三、一、八一	四、〇、四九四	一八七、九、六
福島	一、七、四七	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
山口	一、七、四七	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
東小橋	二、〇、〇七	一、六、〇二	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八	一、三、八
今福	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
放生	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
生江	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
千鉢	二、六、一〇	四、一、三六	四、五、五	四、一、四八	四、一、〇七五	三、四、六四	二、五、五九	三、二、六二	三、二、六九	三、三、〇、九七	三、二、三、九
我孫子	五、〇、六八	四、一、九	四、〇、五二	三、〇、八三	二、八、九六	三、六、七四	五、〇、二二	三、〇、〇七	二、九、〇七	二、九、〇、五五	三、三、一、二八
平野	三、三、三三	三、〇、六二	三、三、六	三、五、六六	三、五、九九	三、七、五	四、〇、二九	三、七、〇八	三、七、〇八	三、七、〇、八	四、五、〇、七
住吉外七ヶ所	一、〇、三三	一、八、九四	二、七、二五	三、九、〇七	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	六、四三、六五
合計	三、四、四、四〇	三、八、八、八	三、〇、七、七	三、七、七、七	三、七、七、七	三、七、七、七	三、七、七、七	三、七、七、七	三、七、七、七	三、七、七、七	六、九三、九三

備考 住吉外七ヶ所(住吉、田邊、鯉江第一、同第二、同第三、榎並、大和田、佃)は昭和三年三月三十一日限り之を廢止した。



### 三 結核豫防

我が國の結核死亡者は年々約十二三萬人を降らず、殊に本病の特色は青少年期を對象とする爲めに、常に國民保健の上のみならず一國の經濟産業に及ぼす影響も亦看過することは出来ない。翻つて本市の状況を見るに左表の通りであつて、毎年の結核死亡者は全死亡者の約十五・十六%を占め、昭和八年の總死亡四萬五千五百五十二人中、結核死亡数は七千三百九十三人(約一六・二%)の多きに上り、而も年々死亡數に於て増加の傾向にあるは誠に寒心に堪へない。

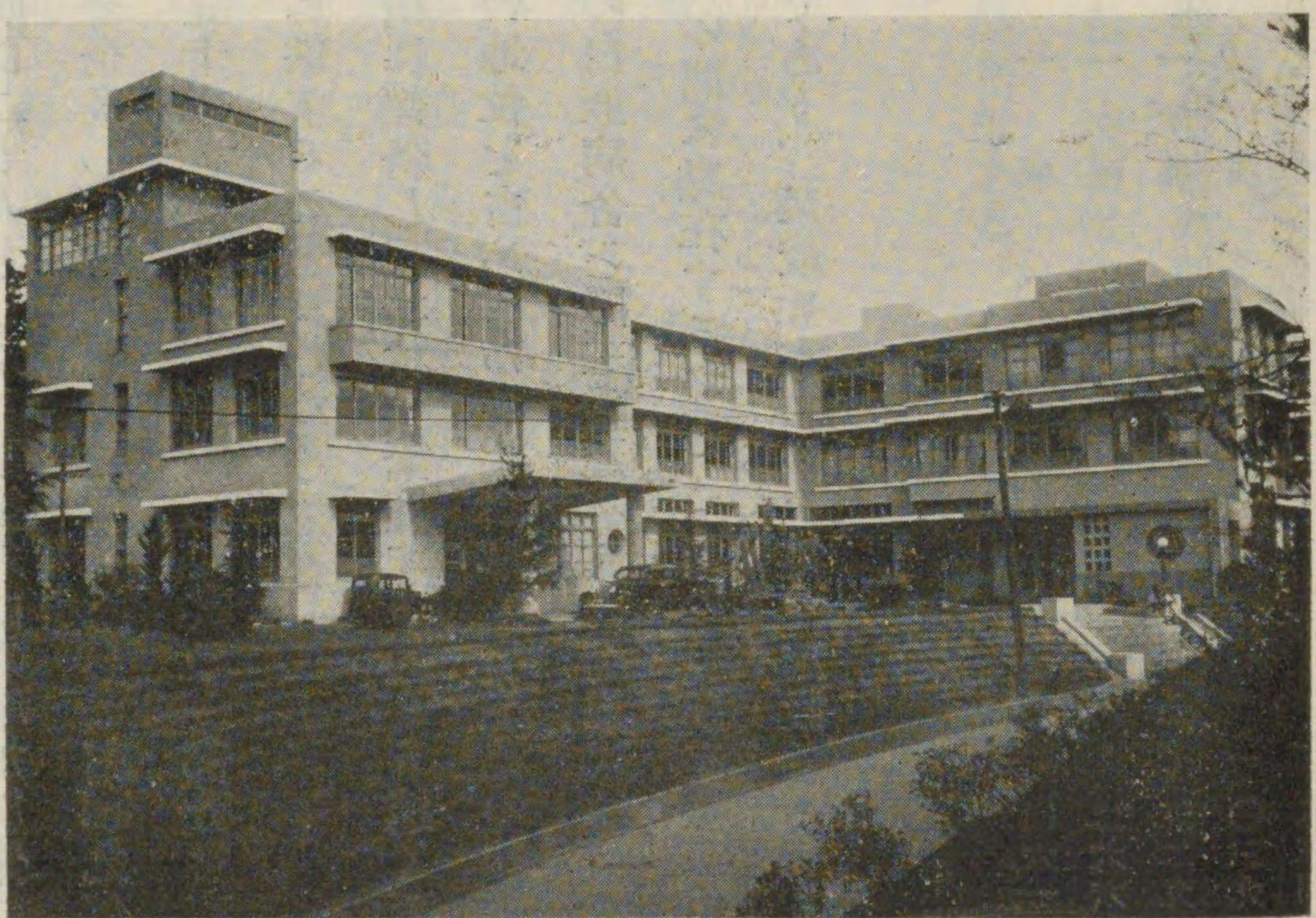
#### 大阪市結核死亡數調

年次	全死亡數	結核死亡數	全死亡數百ニ付
大正十三年	二六、五八七	二、七四五	一〇・三
大正十四年	四二、五〇二	三、九五八	九・三
昭和四年	四五、九五四	七、〇〇一	一五・二
昭和八年	四五、五五二	七、三九三	一六・二

仍つて本市は、之が對策として大正六年全國に率先、結核豫防法に依る結核療養所刀根山病院を設立して患者の收容治療を開始したが、次いで昭和七年社団法人日本放送協會よりの納付金に

依り、大阪府の委託事業として(一)早期治療の目的を以て健康相談所を(二)初期輕症患者及び回復期にある患者の收容機關として刀根山保養所を(三)更に結核性素質を有する虛弱兒童の體質改善に資する爲め淡路島に臨海保養所を開設して、結核豫防機關の體系を整へ、此等各施設は夫々連繫を保ち結核の豫防撲滅に邁進しつゝある。

**刀根山病院** 大正四年七月、本市は内務大臣の命によつて結核療養所設置の準備に着手し、用地を豊能郡麻田村及び南刀根山村の間に求め、創設費約二十七萬圓を以て同六年九月工事を完成し、收容定員を三百五十人と定め、無料を以て患者の收容を開始した。然るに大正十四年四月市域擴張の結果入院希望者増加の爲め、昭和二年十一月第



刀根山病院



一次擴張工事を起し、七十病床を増して收容定員を四百二十人とした。爾後人口の増加に伴ひ結核患者の激増に鑑み、昭和六年度に第二次擴張工事を企畫し、經費八十萬圓を投じて昭和九年五月竣工したが、此の擴張に依り收容定員は一躍七百五十人となつた。斯くして其の一部分を有料制とし、低廉な料金を以て廣く中産以下市民の利用に供することとした。

敷地は約十一萬五千五百平方メートルであつて、北より南に傾斜し、松林の繁茂する間より遠く西に六甲、東南に生駒の連山を望み、風光明媚、閑靜高雅の地位を占めてゐる。高阜上の小池の畔に第二次擴張に依つて竣工せる鐵筋コンクリート五階建の白亞病舎と同三階建本館とが現代的様式を整へて聳峙するに對して、舊木造建の病棟が青松竹林の間に點在するなど、一種の風致を添へるものがある。蓋し此の種の病院として最も適當の境地であり、又最も宜しきを得た施設であらう。

刀根山病院 概要

本館	(鐵筋コンクリート造)	一棟	延坪	三、四六一 <sup>平方</sup>
病館	(同)	一棟	同	九、二六六
木造病舎	(二階建)	一棟	同	一七、五二九
木造看護婦寄舎	(二階建)	三棟	同	一、〇三九
木造食堂及賄所	(平房)	二棟	同	八三四

木造動物舎及洗濯室

(平房)

家

二棟

同

四六二

刀根山病院の大正十三年以降昭和八年間に於ける收容實數並に轉歸を示せば左表の如くで、漸次收容能力の増加に伴ひ結核患者が激増しつつあるも、其の死亡率に於て遞減を示しつつあるは喜ぶべき現象である。此等は早期に入院し療養した結果である。

收容患者狀況調

前年	本年收容			合計	轉歸			百分率			
	一期	二期	三期		計	其他	死亡	計	現在	其他	死亡
大正十三年	二八	一〇	二五	六三	二九	二〇	四九	二九	一四	二〇	三三
同十四年	二九	一〇	二七	六六	三〇	二一	五一	三〇	一五	二二	三三
同十五年	三〇	一〇	二八	六八	三一	二二	五三	三一	一六	二三	三三
昭和二年	三二	一〇	二九	七一	三二	二三	五五	三二	一七	二四	三三
同三年	三三	一一	三〇	七四	三三	二四	五七	三三	一八	二五	三三
同四年	三三	一二	三一	七六	三三	二五	五八	三三	一九	二六	三三
同五年	三三	一三	三二	七八	三三	二六	六〇	三三	二〇	二七	三三
同六年	三三	一四	三三	八〇	三三	二七	六二	三三	二一	二八	三三
同七年	三三	一五	三四	八二	三三	二八	六四	三三	二二	二九	三三
同八年	三三	一六	三五	八四	三三	二九	六六	三三	二三	三〇	三三

結核豫防







泉尾	一六	二五七	三、一九八	三、四七一	三〇・七	三二三	二・九	八月十二日開所
猪飼野	二五	一九五	三、七一三	三、九三三	三五・一	二三二	二・〇	八月十四日開所
計	四四七	二、七六五	二六、六九一	二九、九〇三	一四六・〇	一、七四七	二・三	

刀根山保養所—刀根山保養所は刀根山病院敷地内に在り、病館は耐震耐火の鐵筋コンクリート四階建の建物であり、前面に廣大な山林を控へ、採光面積十分にして定員を收容するに足り、輕症者及び恢復期の患者のみを收容して治療を爲しつゝある。主なる建物は左の如くである。

病館	鐵筋コンクリート造四階建	一棟	延	一、四三二	平方米
附屬館	木造石綿スレート葺二階建平家及渡廊下	三棟	同	三一六	

次に其の成績を見るに、昭和九年五月事業開始以後八月末日迄の成績は、收容實人員百二十五人、回復期患者八十八人、輕症者三十七人で、之が延人員は九千二百二十六人である（内有料十三人。開所以來日尙ほ淺いので眞の成績は今後に俟つの外ない。

刀根山保養所成績調

種別	收容		退所		計	收容延人員
	輕症ナ ルモノ	回復期 ノモノ	期間満了 略治	任意退 所略治		
第一種(使用料一日五〇錢)	五人	五人	一人	二人	八人	二八
第二種(使用料一日一圓五〇錢)	無	三	一	一	二	一四二
計	五人	八	二人	三人	十人	三三〇

淡路臨海保養所—兵庫縣津名郡假屋町に在り、敷地一萬六千五百平方米餘を擁し、所外は茅渚の海の白砂青松を隔て遙かに紀泉の連峯を望み、背後は千本岩屋街道に沿ふて大小の翠巒起伏し夏期の氣候順適にして紫外線量に富み、虛弱兒童收容に適してゐる。建物は從來他の目的の爲めに建築せるものを改築利用する外、昭和八年に保養舎一棟を新築して、醫務室、處置室、職員室、舎室を設け、各建物を接續するに一〇九米の廊下を以てし、其の他醫療用、學習、運動、娛樂用器具機械を具備してゐる。其の主なる建物は左の如くである。

事務室	木造二階建	六一・三平方米	炊事室	木造平家建	五九・四平方米
宿舎	同平家建	四七五・五同	浴室	同	二三・一同
食堂	同	八一・一同			

臨海保養所は昭和七年八月、初めて市内小學兒童の虛弱者六十名を收容し、豫期以上の成績を收め、次いで昭和八年度に至り夏期六月より八月迄三期に分ち、第一期四十六人、第二期七十六名、第三期百名を收容し、これ亦良好の成績を擧げた。仍つて昭和九年度には、六月一日より八



月二十八日迄開設して、左の如く之を三期に分ち、第一期、第二期は無料、第三期は有料とした。

第一期	自六月一日 至六月二十八日	四週間	八〇人 (男四三人女三七人)
第二期	自七月一日 至七月二十八日	四週間	八八人 (男四四人女四四人)
第三期	自八月一日 至八月二十八日	四週間	八七人 (男五〇人女三七人)
計			二五五人

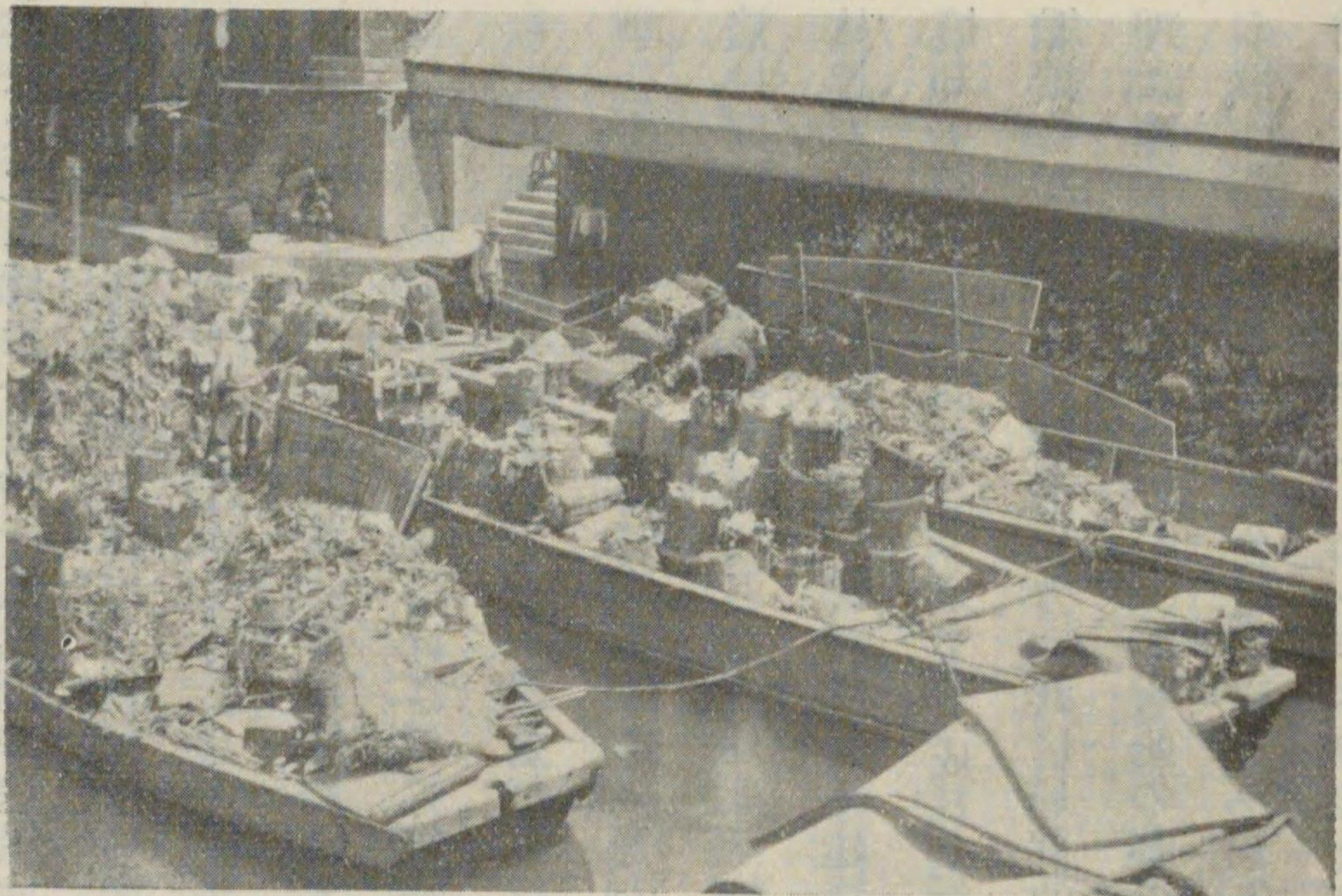
此の期に於ける兒童の身長、體重、胸圍増減表は左の如くである。

種別	身長			體重			胸圍			體重増		
	増加セル	不變	減少セル	増加セル	不變	減少セル	増加セル	不變	減少セル	加平均	最高	最低
第一期	七人	三人	一人	七二人	八人	一人	七九人	一人	一人	〇・五	一・五	〇・一
第二期	八六	一	一	八〇	六	一	八六	一	一	〇・六	一・九	〇・一
第三期	八五	一	一	七九	六	一	八五	一	一	一・一	三・二	〇・一
計	二四八	三	三	二二一	二〇	一	二五〇	一	一	一	一	一

備考 合計數に差異あるは中途退所者四名あるに因る

### 四 汚物處理

塵芥處理 本市に於ける塵芥處理は、既に明治二十二年市制特例施行の時に始つてゐるが、當時の作業は舊慣による不徹底な請負制度であつて、之が組織的な市直營に移されたのは明治三十



塵 芥 船

三年汚物掃除法發布後のことに屬する。之より先、明治三十年の第一次市域擴張により本市の戸口は既に相當増加し、其の排塵總量は一日約三十七萬五千疋近くであつたが、汚物掃除法は此等塵芥の蒐集處分を市の義務と定めたので、本市は之に基き直ちに汚物掃除規程を設け、掃除監視吏員を設置して運漕を除く蒐集運搬作業の直營を開始した。當時塵芥の終末處分方法としては、堆肥又は海陸への投棄の他なかつたが、本市は間もなく之に焼却方法を採用するに決し、先づ明治三十六年尻無川下流福崎町に、建設費一萬五千圓を以て焼却爐を築造せるを始めとして、其の後市勢の發展に伴ひ明治四十年長柄焼却爐を創設し、降つて大正五年には前記二焼却爐を廢して大量處理の木津川焼却場を設置し、更に大正七



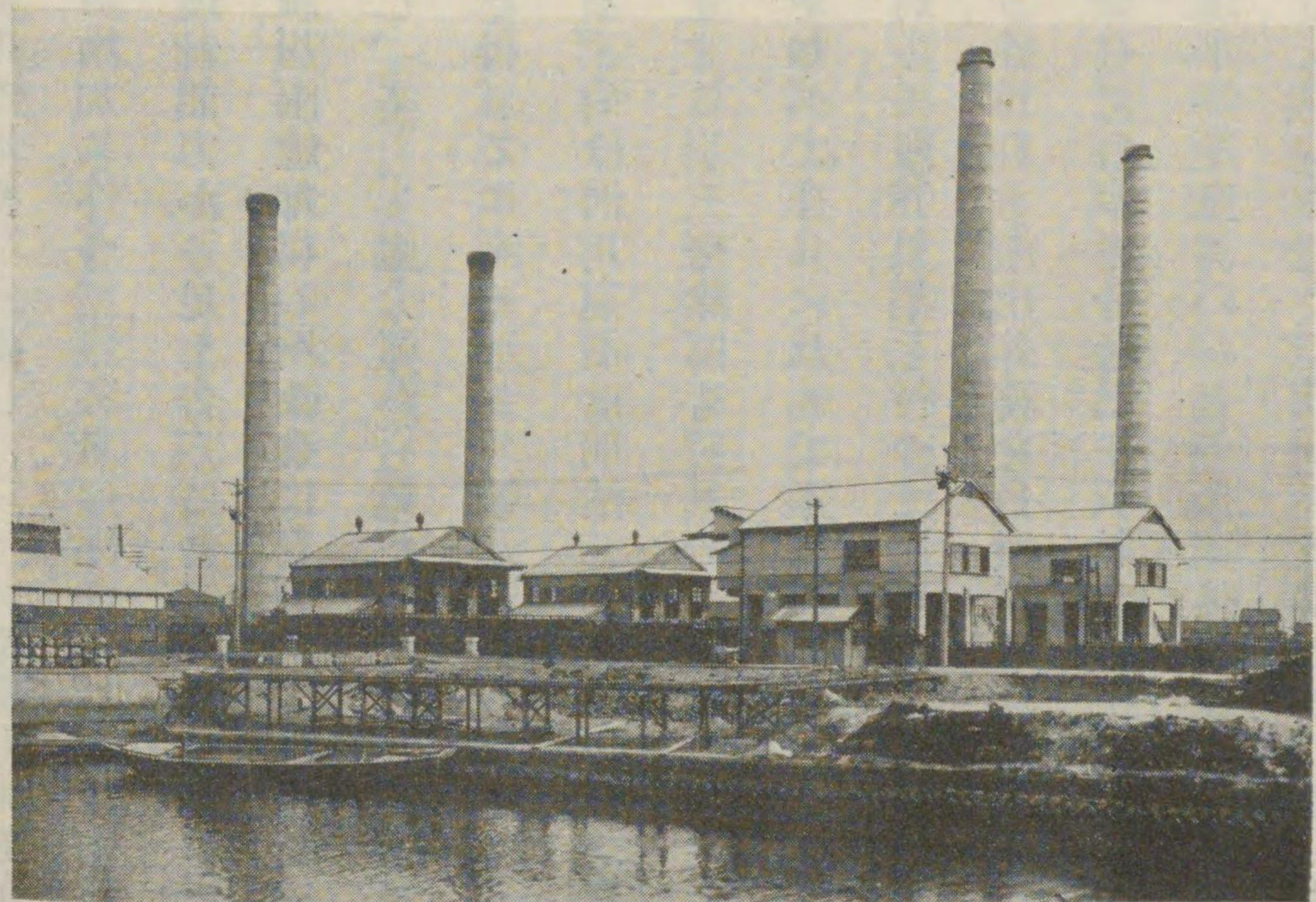
年には之に能力一日約十八萬瓩の送風式爐を増設して、處分施設の充實を期することゝなつた。而も尙ほ塵芥量は處分能力を超過するので、残量は當時本市經營の櫻島港灣埋立地及び木津川尻平林埋立地の埋立材料に利用し、大體其の處理に支障なきを得た。然るに大正十四年に至り東西兩成郡四十四ヶ町村が新たに市域に編入されたので、本市は此等新市域中既に汚物掃除法の準用に依るもの、又は準用を受けざるも實際の必要上塵芥處理を町村營とせる十九ヶ町村に對し、直ちに従事員の引繼をなして直營蒐集を行はしめ、從來の衛生組合又は青年團等によつて塵芥の處理を施行しつゝあつた町村及び未施行の地域に對しても、編入翌年及び翌々年度に於て、一部純農村部落を施行斟酌地域とせる外は、總て之に直營蒐集を施行することゝした。而して一面處分施設としては舊西成郡今宮町に於て建築中の今宮燒却場及び平野塵芥投棄場の引繼を受け、今宮燒却場の工事は間もなく之を完成して操作を開始し、平野投棄場も其の儘堆肥場として使用を繼續したが、以上の消化力は共に局部的に止まり、到底新市域約二十萬戸より排出する塵芥の處理に應ずべくもなかつた。而も此の時に當り、從來の海濱埋立も中止の己むなきに至つたので、本市は茲に忽ち塵芥處分難に陥つた。仍つて昭和二年末、建設費四十六萬餘圓を以て燒却設備の第二次擴張に着手し、同四年木津川燒却場に強壓送風式十六爐の増設を了し、次いで舊東成區放

出町寢屋川左岸地に同様強壓送風爐十六を有する寢屋川燒却場を新設し、以て一躍約七十五萬瓩の燒却能力を備ふることゝなつた。併し其の後も戸口増加に伴つて塵芥量は増加して止まず、昭和六年頃には早くも約百十二萬五千瓩近くに達し、燒却能力が不足を告ぐるることゝなつたので、市は昭和七年更に經費三十萬圓を以て木津川及び寢屋川兩燒却場の増改築に着手し、昭和九年春之が竣工を見るに及んで能力約三十七萬五千瓩を増し、辛くも處分難から免れ得たが、本市最近の發展を以てすれば現在の設備は遠からず用を滿たし得ざるに至るべく、燒却設備の第四次、第五次擴張は近き將來に於て避け難い勢と見られてゐる。尙ほ河川運漕は明治三十六年以來之を直營に変更せる外、曩に市域擴張後行政區に準じて設定せる十三掃除區も、其の後昭和七年之を六清掃區に改編する等、蒐集運搬の方面にも逐次改善を加へて今日に及んでゐる。

今其の事業の概況を見るに、現在本市は全市域に對して塵芥蒐集を行つてゐるが、其の戸數は五十七萬五千二百二十三戸である。此の外法規に基き各戸自ら搬出義務を負擔する所謂特達並に準特達戸數が六千八百六十戸、及び純農家等にして任意に自家處分を爲す戸數が五千六百二十七戸あるが、此等に對しては市は蒐集を施行せず、唯特達準特達塵芥のみ其の搬出後の處理に任じてゐる。排塵量は一日約百十五萬八千瓩で、全市平均一戸當二千二十八瓦、同一人當四百二十三瓦と



なつてゐる。蒐集日取は概ね五日目（但し夏季四ヶ月間に限り三日乃至四日目）で、此の日取に従ひ蒐集夫を派して各戸の塵芥を有蓋手挽車に積込み、大部分は之を河岸二十九ヶ所の塵芥蒐集場に運んで運漕船に移載し、河川を経て木津川及び寢屋川の兩焼却場に送り焼却に付するのであるが、一部は直接陸運により今宮焼却場及び近郊數十ヶ所の陸上處分地に運搬処理することゝなつてゐる。而して此等作業施行に關しては保健部清掃課清掃係に清掃主事以下約百二十名の掃除監視吏員があつて、夫々六清掃區、河川係事務所及び三塵芥焼却場に分屬し、常備八百五十六名及び臨時延二萬四千名を越ゆる多數従業員を直接指揮監督して作業の任に當つてゐる。作業用施設の主なるものは塵芥車



寢屋川塵芥焼却場

六百八、塵芥船八十三の外曳船用汽船三隻等である。

塵芥處理の經費豫算は、昭和九年度に於て八十五萬一千五百二十四圓で、内人件費約九〇%の大部を占め、之を業程別に分類すれば蒐集費五八%、運送費並に焼却費は共に二一%となつてゐる。之は本市に於ける塵芥處理費の約八〇%までが、水陸の運搬に費されてゐることを物語るものである。尚ほ一戸當り負擔額は大體一圓四、五十錢程度である。本市塵芥焼却場一覽表の外本事業の各種実績を左に掲ぐることにする。

市營塵芥焼却場一覽表

名 稱	建 設 期	建 設 費	爐 式	爐 數	燒 却 能 力 (一日二付)	位 置 及 建 坪
木津川	第一燒芥場	大正五年三月	自然通風式	三	四、〇〇〇	
川	第二燒芥場	同 七年六月	送 風 式	一六	一八〇、〇〇〇	
塵	第三燒芥場	昭和四年三月	強壓加熱送風式	八	二二〇、〇〇〇	大正區南恩加島町四七九
燒	第四燒芥場	同 四年三月	送 風 式	八	三〇、〇〇〇	建 坪
却	第五燒芥場	昭和九年六月	強壓加熱送風式	六	九〇、〇〇〇	三、七四五平方米
場	第六燒芥場	同 九年六月	同	八	一三〇、〇〇〇	
計		五三、〇〇〇		五八	六七五、〇〇〇	
寢屋川	第一燒芥場	昭和四年六月	強壓加熱送風式	八	二二〇、〇〇〇	
	第二燒芥場	同	同	八	二二〇、〇〇〇	



塵芥處理費並塵芥量調

今宮塵芥燒却場	大正十四年十一月	六〇,〇〇〇	強壓送風式	六	三,五〇〇	旭區放出町六三二
第三燒芥場	同 八年 十月	九〇,〇〇〇	同	六	九〇,〇〇〇	建坪 一,〇三九平方米
第四燒芥場	同	九〇,〇〇〇	同	六	九〇,〇〇〇	建坪 一,〇三九平方米
計		二五〇,〇〇〇		二八	四三〇,〇〇〇	
總計		九三三,〇〇〇		九三三,〇〇〇		大阪市西成區長橋通八丁目二 建坪 四六八平方米

備考 木津川第一燒芥場建設費は當初の十八爐に對する建設費である

塵芥處理費並塵芥量調

年 度	經 費		全 年 塵 芥 量		一 日 平 均 別	
	總 額	千 疋 當 一 戶 當 一 人 當	總 量	一 戶 當 一 人 當	總 量	一 戶 當 一 人 當
大正十三年度	四三,五〇〇	二二五	二四,九二五	八四・七三	六三,二九二	二・五九六
同 十四年度	六〇,〇九三	二六六	二四,二五五	五五・五八	七一,五九五	一・五九六
同 十五年度	七三,〇三五	二七	二五,五〇〇	六六・〇六	八三,四七六	一・七四五
昭和二年度	七五,〇四五	二五	二九,二九〇	六六・七三	八四,八九〇	一・七四五
同 四年度	七五,〇三三	二〇七	三五,六九八	七五・〇	一〇三,三九六	一・九七
同 八年度	七八,〇七二	二〇四	三八,二八四	六八・一八	一一九,二四五	二・〇八
同 九年度	八五,五五四	二二七	三九,六六六	六八・七四三	一二八,三六七	二・〇二八

備考 昭和九年度は豫算とす

塵芥處分狀況調

年 次	量 目	實 績 百 分 比	燒 却		賣 却		埋 立		堆 肥		海 投		計
			總 量	一 戶 當 一 人 當	總 量	一 戶 當 一 人 當	總 量	一 戶 當 一 人 當	總 量	一 戶 當 一 人 當	總 量	一 戶 當 一 人 當	
大正十三年	實績	五五,〇〇〇	六,六九三	七五・〇	八六,八八八	一八・七	一一,三三三	〇・二五	五四,〇八八	二五	二四,九五五	〇・七	一〇〇
同 十四年	同	四八,五三〇	五,五八〇	二	三七,三〇五	四〇	一一,二二五	一五	一五,四九二	六三	二四,二五〇	〇・五	一〇〇
同 十五年	同	五三,六四三	五,七三三	二	五四,七三九	二〇	一一,二二〇	一七	一七,二七四	六〇	二八,五〇〇	〇・四七五	一〇〇
昭和二年	同	五八,九一五	四,〇〇〇	一	一一,一九三	四	三三,四七三	一一	八一,四〇一	二七	二七,三九〇	〇・二〇〇	一〇〇
同 四年	同	二四八,三六七	九三,八七五	一	四〇,一六二	二	三四,六六三	九	四八,〇〇一	一三	三七,二二七	〇・四〇〇	一〇〇
同 六年	同	二四二,四四八	五〇,一三三	一	五〇,一三三	一	三〇,二五八	一〇	四八,六六二	一三	三八,一四九	〇・六〇〇	一〇〇
同 八年	同	二四八,三五六	五八,四四五	一	五八,四四五	一	三三,四七九	九	四三,七三六	一一	三二,八二四	〇・五〇〇	一〇〇
同 九年	同	二七四,〇四五	六六,二二八	一	六六,二二八	一	三三,四〇五	八	三三,三八二	一〇	三九,〇五二	〇・五〇〇	一〇〇



行政區別一日當及一人當塵芥排出量調 (昭和九年中)

區 別	一日當排出量	一日一戸當排出量	一日一人當排出量
北 區	五七、〇八三	二、八五〇	六〇七
此花區	三六、六六	二、四八	五三三
東 區	四〇、二八	三、六八	七六八
西 區	三九、六二	三、七五	七九五
港 區	四六、八三	二、二八	四五〇
大正區	一七、八五	二、〇七	四三七
天王寺區	三四、九二	二、四八	五二二
南 區	二九、八四	三、〇〇	七六五
浪速區	三三、四八	三、〇八	七三三
計	一、一六一、四八	一、一〇一、九	四七二
東淀川區	二八、七三〇	一、五九六	三三七
東成區	三九、五八	九九七	二二三
旭 區	一五〇、九四	一、二七五	二七〇
住吉區	二〇六、六八	八八一	一八七
西成區	一八三、六三	一、二七八	二七三
舊 市	八四、二五	二、八〇八	五九六
新 市	三七、一八三	一、二七三	三五一

**下水道及溝渠の浚渫** 本市に於ける市設溝渠は、漸次下水道に改良せられつゝあるが、尙ほ未改良溝渠も尠くない。殊に新市方面にあつては大正十四年編入に際し、公共溝渠と認めらるゝもの、外、水利組合所管の悪水路等にして寄附の上本市に引繼がれたものが相當多かつた爲め、改良計畫進捗の今日に於ても尙ほ舊態を留めるものが多い。昭和九年九月末現在に於て浚渫を要する改良下水道の總延長は約七十三萬七千二百米、會所及び人孔數は合計一萬五千三百六十五ヶ所

を算してゐる。而して此等の浚渫作業は從來保健部の分掌に屬してゐたが、昭和七年一月水道部に移管され、爾來七出張所に於て溝渠浚渫夫百八十九名及び運搬車百二十四臺を使用して作業を行つてゐる。其の回數は舊市内にあつては毎月一回、新市域の内要所は舊市同様、其の他は二月乃至六ヶ月一回である。

私設溝渠の掃除は私人の義務とし、従つて之が排除汚泥は各戸に於て市設汚泥函に搬入を要することゝなつてゐるが、之が取扱の便宜上古くから各町内に組合が設けられ、其の雇人夫によつて行はれて來た。然るに衛生組合の創立後は専ら其の主要事業の一つとなり、衛生組合は何れも人夫を常置し相當な設備を以て之が施行に任じてゐる。

下水道及び公共溝渠の浚渫に依る汚泥量は現在一年間に約二萬七千立方メートルであるが、之に對して市設汚泥函四十七ヶ所に日々運搬される私設溝渠の汚泥は二倍半近い年約六萬七千立方メートル、一日約百八十立方メートルの分量を示してゐる。而して之が處分に就いては、前者は水道部、後者は保健部に於て夫々運送の上低地理立又は海投處分に付してゐる。

**公共便所** 本市に於ける公共便所は、古くは之を路傍便所と稱して其の數頗る多く、設備並に管理方法等も甚だ不完全であつたが、其の後市街の發展に伴ひ漸次改廢せられて其の數を減ずる



と共に、設備の上には大改善が加へられたことになつた。現在公共便所数は大小便所併置のもの約六十ヶ所、小便所のみもの約百三十ヶ所、計約百九十ヶ所で此等は概ね市街の發展狀況、交通の繁閑等に應じ、一面風致の點をも考慮して、河岸、路傍、公園及び橋臺下等、適當なる位置に設けられてゐる。而して其の分布状態は西區の三十五ヶ所を筆頭に、交通頻繁なる舊市域が大部分を占め、新市域にあつては編入當時の十ヶ所が整理の結果現在七ヶ所となつてゐる。装置は從來汲取式であつたが、近年都市計畫の進行に伴ひ之を橋臺下に設けて水洗淨化装置とする方針に依つてゐるが、經費關係もあつて其の實現を見たものが僅か五ヶ所に過ぎない。掃除は大正六年以來請負を廢し、保健部所屬の掃除夫十數名が自轉車を利用して各便所の使用程度に應じ一日一回乃至數回之を行つてゐる。

公共便所の尿尿は、舊來から賣却の形式で一定の契約人に汲取らしめてゐたが、尿尿の市場價值の下落に伴ひ、大正十年度よりは反對に市に對して報償を要する状態となつたので、昭和七年度以降其の大部分を直營汲取とするに至つた。而して此の直營汲取最近一年間の実績は、一月平均六百十荷程度である。之によつて本市の公共便所に排泄される尿尿量が、一日當り二十九立方米を下らないことが知り得られる。經費は汲取直營費一萬三千餘圓、維持管理費一萬九千餘圓

(共に昭和九年度豫算)となつてゐる。

### 尿尿處理

從來有價物として民間取引により圓滑に汲取られ、其の間明治四十二年には財源案としての市營運動をさへ惹起した本市各戸の尿尿も、大正時代に至り急激な市勢の發展と社會情勢の推移に因つて漸く需給の均衡を失し、其の汲取は次第に停滯状態を來すことになつたが、偶々大正六年秋、府下北攝地方一帯の大洪水により尿尿の汲取全く杜絶するに及び、市内は正に尿尿の汎濫を見んとするに至つたので、市では之が應急對策として同年十一月より約一ヶ月間臨時無料汲取を行ひ、取敢ず市民を尿尿攻めから救つたのである。然るに其の後に至るも汲取停滯の傾向は依然緩和される模様なきのみならず、直接之に苦しむ市民の愁訴の聲が高いので、大正九年九月、本市は遂に尿尿市營調査會を開き其の決議に依り、先づ市營の前提として申込に依る有料汲取制度を施行することとし、大正十年六月より作業を開始した。其の後大正十四年東西兩成郡の市域編入があつたが、此等新市域は農耕地の多い關係上、殆んど市營汲取の必要を認めなかつたので、從來町營に依り來れる豊崎町を除き、其の他の新市に對しては市營汲取を施行せざることにした。

市營汲取開始後數年間は汲取件數漸増して、大正十四年度には一日平均二千三百五十一荷の多



さに達したが、其の後漸く不況時代に入るに伴ひ、勞銀安に刺戟された汲取業者、衛生組合等民間經營の著しき進出に遭つて申込件数は次第に減少し、最近一ケ年間の平均では一日一千二百八十四荷、五十八立方米程度となつてゐる。之は現在全市の尿尿排出總量約二千七百九十六立方米（推定）に對し僅々二%、前述公共便所汲取量約二十九立方米を加ふるも尙ほ三%を僅かに越える程度に過ぎない。斯くて本市に於ける尿尿處理の現状は、總量の七〇乃至八〇%までは營業者及び衛生組合の汲取に係り、其の他農家汲取、自家處分、市營汲取、公共便所、淨化裝置等に依るものが合して二〇%内外と云ふ極めて雜然たる不統制状態にあり、而も其の何れにも取扱上種々遺憾の點が多く、之に對して大都市として何等か適當の策を講ずるの必要あるは言を俟たない。併し市内便所の大多數が今尙ほ汲取式に屬する今日に於ては己むを得ない事情にあるので、市では敢て市營統制を強行せず、一面に於て尿尿問題の根本的解決案として下水道の完備を急いでゐる。昭和十二年下水道の大半が完成せる曉には、尠くとも大部分の地域に於ける便所は水洗式に改造して、尿尿處理の劃期的改善を見るであらう。

尙ほ現在に於ける尿尿の終末處分は、勿論生肥として府下農家に供給される量が最も多く全體の過半量を占め、其の他兵庫縣、京都府等の近畿地方から、遠くは海を越へて瀬戸内海沿岸地方にまで移出される量も相當に上つてゐる。

次に市營汲取事業の概況を見るに、市營應急汲取事業の施行地域は前述せる如く大體舊市域に限られて居り、而して之が事務處理の爲め保健部岩崎出張所の外、瓦屋町清掃區に申込所を設け、常備六十九名の汲取夫がトラック四臺、手挽車九十臺、運搬船三十隻を用ひて直接作業に従事してゐる。施行方法は、市民の申込に應じ汲取夫を派して汲取を行はしめ、一荷（約〇・〇四五立方米）十錢の料金を徴收する。容器は密栓付の樽式とし、手挽車で運搬して自動車又は運漕船に移した上、契約により豫め河中に繋留せる仲買人の本船に運んで之に交付する。因みに此の尿尿取引は従來は直接市有船により運漕し、或は間接に仲買人の手を経て、近府縣又は四國、中國方面の農家に賣込んでゐたが、大正十五年以降は専ら市内渡にて仲買人に賣却する方針を採つてゐる。尤も尿尿價格の暴落せる今日、此の賣却代は年百二十圓の微々たるものに過ぎない。

本事業の經費豫算は、取扱件數の漸減に伴ひ次第に縮少して、昭和九年度豫算は九萬七千九百餘圓を示してゐる。本經費も亦人件費が八六%の大部を占め、一荷當り經費は十四錢強、即ち汲取料十錢の外極く小額の賣却代を差引き、結局一荷に付四錢程度が市費負擔となつてゐる。

尙ほ大正十一年此等市營汲取尿尿を原料とし、硫酸及び乾糞肥料を製造する目的で、兵庫縣淡



路島假屋町に經費三十數萬圓を投じて屎尿處理工場を建設し、操作試験の結果一日百八十立方米の屎尿を處理して硫安三千疋餘を生産し得ることを確めたが、其の後現行の賣却處分に支障がないので該工場は當分休止し、萬一惡疫流行等より生肥處分の不能に陥れる場合に備へることとし、尙ほ事務所其の他の建物は近年本市の夏季臨海保養所に利用してゐる。今本事業開始以來の實績の推移を摘記すれば左の如くである。

市營屎尿汲取狀況調

年 度 別	汲 取		經 額		出
	總 數	一日當り	總 額	一 荷當り	
大 正 十 三 年 度	一一五、六六七 <small>荷</small>	四二七 <small>荷</small>	五八、〇七一 <small>円</small>	・五〇二	
同 十 四 年 度	八二五、一六八	二、三五一	一九六、三二二	・二三八	
昭 和 四 年 度	七〇九、七五九	二、〇二二	一四五、〇五三	・二〇四	
同 八 年 度	△四五六、二〇九 △二一〇、六六七	△一、三四六 △六二一	九七、九四四	・二四七	

備考 一、△印は公共便所直營汲取を示す  
二、金額は凡て決算額に依る

胞衣及汚物取扱 胞衣及汚物取扱の本市直營は、明治四十年二月の開始に係り、私人の營業

を買收して全市域の取扱を獨營し來つたもので、東西兩成郡の市に編入せらるゝや、本市は更に昭和二年一月此の區域に於ける營業の許可を得ることとなつた。然るに此の地域は従前より玉野永之助氏外數名が胞衣汚物取扱に従事せし處であるから、競争的營業を避け事業の統一を圖る爲め、損失補償金二萬五千圓、土地物件買收費五千圓を以て營業の讓渡を受け、同年九月一日より取扱を開始するに至つた。斯くて事業の擴張と共に取扱方法の改善に努め、胞衣の埋没處分を廢して焼却處分に付し、四圓、二圓、八十錢、三十錢の料金を一率に四十錢に改め、又人口の比較的少き新市方面の蒐集は手曳車に依らず新に自動自轉車を用ひて作業の能率化を圖ると共に、襪褌、古綿類は單に洗濯に止めず、之を漂白の上賣却して収入の増加を圖つた。事務所は中央職業紹介所の一部を之に充てゝゐたが、狹隘を告ぐるに至つた爲め、昭和三年六月、阿波堀通に現在の事務所及び運搬車置場を建設し、事業の面目を一新せしめた。

胞衣汚物の蒐集は全市を十八區に分ち、新市九區域を自動車に依り、舊市九區域を手曳車に依つて阿波堀出張所に蒐集し、之より發動機船で木津川胞衣汚物焼却消毒場に運漕し、胞衣、死獸は焼却し、襪褌古綿類は消毒の上洗濯或は漂白して賣却する。



胞衣、汚物取扱状況調

年 度	胞衣		汚物		襪 古綿		収入金額計
	件数	料金	件数	料金	賣却量	金額	
大正十三年度	四、九三	一六、九五	四、四九	一四、八六	二六、三〇	四、六三	三、四三
同 十五年度	四、三六	一六、六一	三、三五	一三、五七	二四、三二	五、五四	三、八一
昭 和 二 年 度	六、三〇	二五、六八	四、九〇	一七、四五	二九、六一	五、九七	四、〇六
同 三 年 度	八、六〇	三三、七三	六、七三	二二、二四	八〇、六〇	一七、三六	七、六三
同 六 年 度	八、七二	三三、三六	八、三三	三三、一九	一〇八、五二	一八、九四	七、五三
同 八 年 度	八、三六	三三、七五	九、九五	一九、二五	八、六八	三、六七	七、六一

備考 左側数字は無料扱を示す

五 保育及医療

本市の保育医療施設中主なるものは、母性並に乳児保護機関としての産院、乳児院と市民一般療病機関としての市民病院がある。本邦に於ける此の種の社會施設として先驅をなしたものである。

**産 院** 大正八年本市の富豪林蝶子、鴻池善右衛門の兩氏から、母性保護の施設として産院設置の趣旨の下に寄附の申出があつたので、市は之に救濟事業資金を加へて北區本庄に産院一ヶ所を設置することとなり、翌九年四月一日に開院して全部無料の取扱を爲し來つたが、翌々十一年濱崎永三郎氏から寄附を受けたので、市費を追加して別館を増築し、有料の診療を開始するに至つた。之より先大正九年七月、市の南部に此の種の施設更に一ヶ所新設の希望を以て林蝶子氏から金員の寄附があつたので、大正十年六月一日現今の住吉區旭町に天王寺産院を開設し、其の後大正十四年市域擴張に伴ひ、舊今宮町より引繼ぎの今宮公民病院を産院に變更し、之に天王寺産院を併せ今宮産院と改稱して大正十五年五月より開院した。

之より先、大正十一年八月川邨佐藏氏の寄附金を初度調辨費として、西區阿波堀三丁目の舊衛生試験所建物を改造し、阿波堀産院として大正十三年五月より開院した。然るに一方本庄産院は其の規模が狭隘なものと建物が腐朽に瀕したので、昭和八年度に至り收容定員百人の耐震耐火の建物を改築することとなり、經費四十四萬圓は政府の社會事業資金及び借入金に依り、最新式設備を有する鐵筋コンクリート五階建を目下建築中である。

以上三ヶ所の産院の設備、定員は左の通りである。



本庄産院	敷地 九九四平方 木造二階建	五四四平方	無料三〇八	大正九年四月開設
今宮産院	同一、六三三平方	同	有料一四 無料二五	大正十五年五月開設
阿波堀産院	同一、〇〇〇平方	煉瓦 二階建	無料二〇八	大正十三年五月開設

産院は中産以下の市民の分娩取扱、妊産婦、褥婦の診療、妊娠及び出産に關する相談、嬰兒保育に關する相談、乳汁の依頼検査等を主なる事業としてゐるが、市民の利用年と共に増加し頗る良好なる成績を擧げてゐる。尙ほ年收八百圓以下の家庭のものには診察、投薬、其他入院等總て無料で、それ以上の所得ある者は少額を徴收し、減額の取扱をも爲してゐる。

市立産院診療状況調 (昭和八年中)

産院別	種別	入院		外來		分娩		死産	
		實人	延人	實人	延人	實數	平均日	實數	平均日
本庄産院	有	四四三	三、三九	一、二四一	四、四六三	三〇〇	〇・八	六	〇・二
	無	一、八九二	二、三三一	二、七八〇	一、三五六	一、六〇二	四・四	一六	〇・四
計		二、三三五	四、七〇	四、〇二一	五、八一九	一、九〇二	五・二	二〇六	〇・六
今宮産院	有	三四九	二、四八五	七、七	三、六七四	二六三	〇・七	三	〇・一
	無	一、〇七三	六、〇三五	五、六	一、七六	九〇二	二・五	八三	〇・二
計		一、四二二	八、五二〇	六・〇	二、四三三	一、一五五	三・二	八六	〇・三

阿波堀産院	種別	入院		外來		分娩		死産	
		實人	延人	實人	延人	實數	平均日	實數	平均日
有	計	四〇四	二、五九七	一、〇七七	三、三三〇	三三一	〇・九	三〇	〇・一
	無	一、七五二	二、四四四	七・一	九、二〇七	四・二	一、五六一	四・三	〇・二
無	計	二、一五五	一五、〇四一	七・〇	三、二四六	三・九	一、八九二	五・二	一・六
	有	一、九六	八、四二一	七・〇	三、〇九五	三・六	八九四	二・四	一四
計	無	四、七六	二九、八二〇	六・三	六、六六五	三、〇三七	四、〇六五	一・一	三〇七
	有	五、九二	三六、三三二	六・四	九、七〇〇	四・三	四、九五九	一三・五	四四

備考 因みに本市内全出生児に對する産院内出生児數は昭和八年中市内七七、四九〇、産院内四、九五九にして全市の約六・四%に當る

**乳兒院** 本市の乳兒死亡は近時稍減少の傾向を示すに至つたが、其の高率なる點に於て本邦六大都市中隨一であるのは誠に遺憾に堪へない次第である。其の原因は種々あるが、一般家庭に於ける育兒智識の缺乏は確に其の一因である。それ故に本市に於ては専ら此の方面の指導啓發に力を盡す爲めに、大正十年十月堀川乳兒院を設置せしを初めとし、大正十三年三月兒童相談所(大正八年設立)を廢止して今宮乳兒院を創設し、中産以下の家庭に對して乳幼兒の診療、育兒相談を行ふと共に、訪問看護婦を置いて育兒に關する相談、指導に従事せしめ、一面乳兒ある爲め就業に支障を來すもの、便宜を圖るべく保育を開始して育兒智識の啓發に資してゐる。乳兒院の設備は左の通りである。



堀川乳兒院	敷地	一、二五〇平方米	木造二階建建坪	四九二平方米	大正十年十月開始
今宮乳兒院	同	一、九三六平方米	同	五七五平方米	大正十三年四月 (元兒童相談所ヲ變更)

乳兒院の事業は乳幼児の受託保育、診療、育児に關する各種の相談及び指導、乳母の撰擇、乳汁の検査等であつて、料金を徴收しないのを原則としてゐるが、只診療のみは所得年八百圓以上の者は少額を徴收し、場合に依り減額の取扱を爲してゐるのは産院と同様である。其の事業の概要を述べるに、受託保育は、生後百日以上満二歳以下の幼兒に限り、晝間之を行ふもので、其の定員は兩乳兒院とも各四十名とし、訓練を経た保育婦の手によつて極めて懇切に保育し、院内の設備器具の使用、入浴等に至るまで全く料金を徴しない。乳幼児の診療は日曜及び休日を除くの外、毎日午前中一定數を限つて申込を受け無料を原則として行つてゐる。又訪問看護婦をして乳兒保育に關する智識の啓發と指導とを目的として、出産のあつた中産以下の家庭を訪問せしめ、一定の訪問票により家庭の状況、既往及び現在歴、榮養法を尋ね、誤まれる點には注意を與へ、各種の相談に應じて指導せしめつゝある。

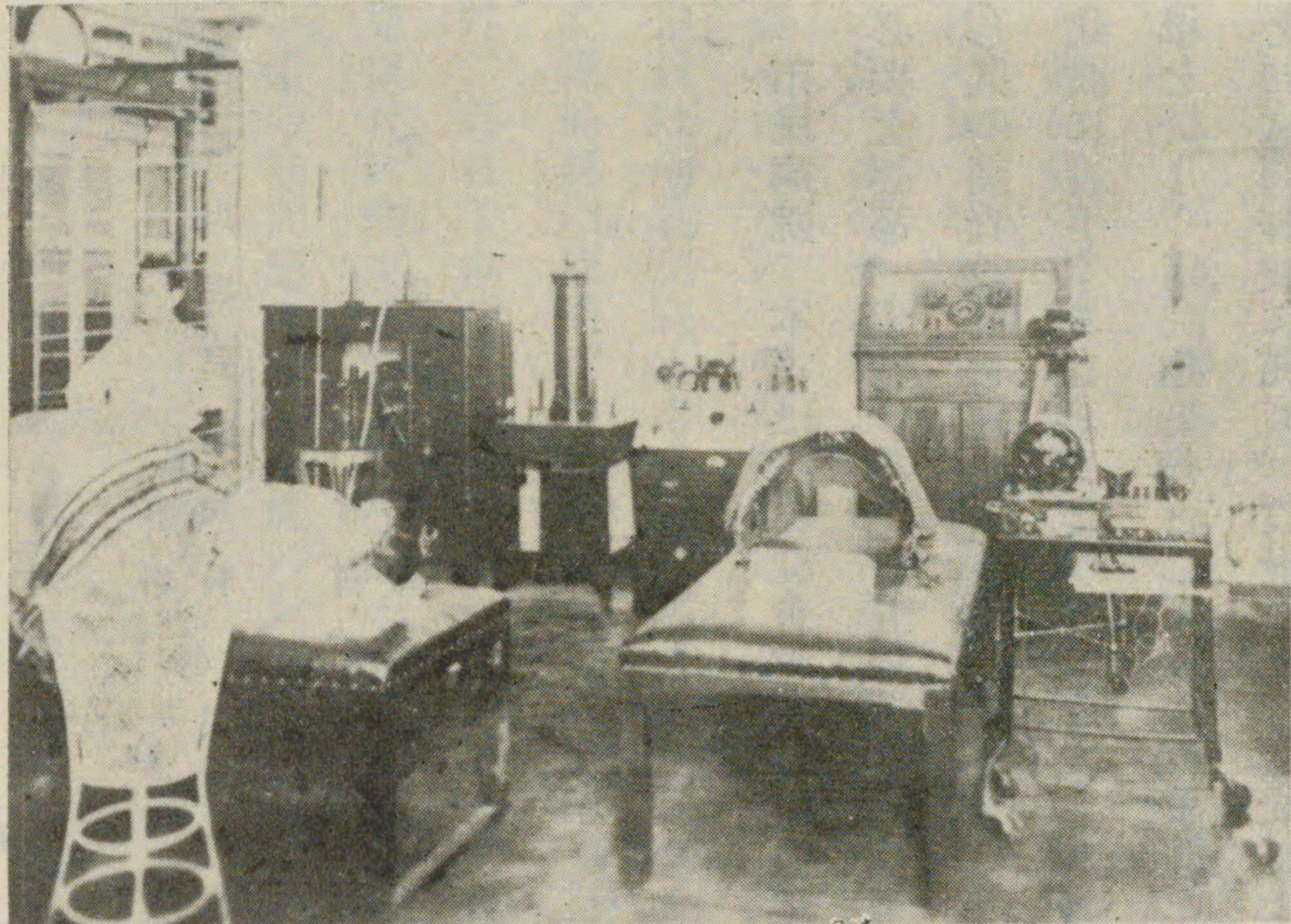
乳兒院活動狀況調

乳兒院別	種別	實人		延人		均人員		相談件數	家庭訪問戶數	
		員	數	員	數	一人一日	延戶數		平均	
堀川乳兒院	有料	一、三三五	七、二六五	五、四	八、二四四	三、六	一七	四、七五八	一〇・二	
	無料	二、八〇三	三六、三五四	九、四	三、三	一五	五、四四三	九・八		
今宮乳兒院	有料	二、七八二	三、八二二	七、八	八、六六三	二、三七	一八五	五、四四三	九・八	
	無料	三、〇〇〇	三、六三七	七、五	二、三	一五	一〇、一〇一	二〇・〇		
計	有料	一、五三三	八、〇九〇	五、二	一六、九〇七	四・三	三三	一〇、一〇一	二〇・〇	
	無料	五、五五五	四、一六六	八、六	二、三	一五	三三	一〇、一〇一	二〇・〇	
計		七、一四八	五、二二四	七、九	一六、九〇七	四・三	三三	一〇、一〇一	二〇・〇	

市民病院

本市は夙に社會政策上の見地より中産以下市民の診療機關たる全科病院を設くるの必要を認め、大正十年先づ五拾萬圓を以て市民病院建築の計畫を樹て、同時に創設委員會を組織し其の調査設計を進むると共に、地を市外天王寺村奥塚原(現在の住吉區旭町一丁目)に選び、急遽其の建設に着手することゝなつた。時しも大正十一年十一月、市内の富豪岸本吉右衛門氏は大に此の舉を賛し、病院建築費として金壹百萬圓を寄附せられたので、當初の計畫を變更し先の五拾萬圓を初度調辨費に充て、設計を改めて大正十二年十二月工事に着手し、一年有半を経て大正十四年





室療診院病民市

九月竣工、内部の設備を整へて同年十月十日開院するに至つた。

今其の設備の概要を見るに、建物は鐵筋コンクリート造、地階共四階建て、本館は東に面し正面に大玄關、其の南寄に入院患者出入口がある。大玄關後部に外來患者待合室の大廣間が設けられ、醫局、診療室、手術室、標本室、圖書室及び研究室等を共同式とし、廊下に沿ふて藥局、醫員宿直室、レントゲン診療室等があり、病室は南、中及び北の三病棟に別れ、何れも南面にベランダを設けて日光の直射を防ぐと共に中庭には花園を設けて患者の慰安に供し、ベランダの中央部を日光浴室とし、便所は水洗式装置とし、其の他各般の衛生設備に意匠を凝し、

主なる建物は左の通りである。

敷地	七、九七六平方米
建坪	三、五八七平方米
本館及病館	一七、〇〇〇平方米

看護婦 寄宿舍  
動物 舍 其他

七九五平方米  
五三一平方米

其の事業としては現在内科、外科、婦人科、眼科、皮膚科、小兒科、耳鼻咽喉科、レントゲン科の八科を設け、收容患者約四百五十名、外來患者約五百名を治療することゝなつてゐる。本病院は中産以下の市民に對する施設である關係から、戸主及び同居の家族の所得を合して一ヶ年八百圓未満の者は總て無料で取扱ひ、又所得千二百圓迄の者には料金を減額してゐる。

本院に於ける事業成績(昭和八年中)は左表の通りであつて、入院、外來の有料患者は無料患者に比し其の在院期間或は通院日數が甚しく尠いことは注目し値する。

各科別診療人員調 (昭和八年)

科別	入院		外來		計	
	收容	退院	實人員	延人員	實人員	延人員
内科	有料	八七〇人	七〇三	一四八	六八七	一、一四八
	無料	二七九	一七〇	一、二五五	一、四二五	三、五五〇
外科	有料	七〇三	一四八	一、二五五	一、四二五	三、五五〇
	無料	二七九	一七〇	一、二五五	一、四二五	三、五五〇
保育及醫療						七二九



科別	入院		在院		外來		計
	收容	退院	死亡	延人員	實人員	延人員	
外科	九〇人	八八人	八人	二〇、二二人	三、五六六人	三、〇七五	四、五四〇人
婦人科	三〇九人	二二八人	二八人	一、九二九人	三、八六七	三、八六七	四、五四〇人
眼科	三〇九人	二二八人	二八人	一、九二九人	三、八六七	三、八六七	四、五四〇人
皮膚科	三〇九人	二二八人	二八人	一、九二九人	三、八六七	三、八六七	四、五四〇人
小兒科	三〇九人	二二八人	二八人	一、九二九人	三、八六七	三、八六七	四、五四〇人
耳鼻喉科	三〇九人	二二八人	二八人	一、九二九人	三、八六七	三、八六七	四、五四〇人
レントゲン	三〇九人	二二八人	二八人	一、九二九人	三、八六七	三、八六七	四、五四〇人
計	三、〇四六	二、二六五	三、〇四五	一、一三三	一、八八八	一、一三三	二、八四七

各區別患者數調 (昭和八年)

區別	入院		在院		外來		計
	有料	無料	有料	無料	有料	無料	
北區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
此花區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
東區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
西區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
港區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
大正區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
天王寺區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
南區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
浪速區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
西淀川區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
東淀川區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
東區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
旭區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
住吉區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
西區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
其他區	七人	一人	九人	一人	二人	一人	六人
計	三、〇四六	二、二六五	三、〇四五	一、一三三	一、八八八	一、一三三	二、八四七



**附屬診療所** 社會の趨勢に伴ひ醫療社會化の普及を圖ると共に、本院が稍々本市の南部にある爲め、遠隔の市民の利用上不便尠からざる感があるので、之が緩和を目的として、昭和五年醫員及び藥劑員各一名、看護婦二名から成る五ヶ所の附屬診療所を設置した。診療方法は本院と同様で小規模ながら外來者に對して一般科目の診療を爲し、複雑なる診療を要する者は全部本院に送致することゝしてゐる。

四貫島診療所	此花區四貫島文徳町私立曉明館内	昭和五年六月二十五日開所
市岡診療所	港區魁町一丁目市岡衛生組合内	昭和五年八月十八日開所
海老江診療所	西淀川區海老江二丁目西淀川區役所内	昭和五年六月二十五日開所
十三診療所	東淀川區十三西ノ町十三衛生組合内	昭和五年六月二十日開所
今福診療所	旭區放出町旭區役所出張所内	昭和五年六月二十五日開所

備考 前記五附屬診療所中、四貫島、今福診療所は晝間(午後一時ヨリ五時間乃至六時間)其他は夜間診療(自午後四時乃至五時ヨリ五時間)である

**附屬診療所診療人員調 (昭和八年中)**

診療所	新來人員	再來人員	外來延人員
四貫島診療所	六九〇人	五、六八八人	六、三七八人
市岡診療所	六八九	九、三四八	一〇、〇三七

海老江診療所	八四三	八、七五七	九、六〇〇
十三診療所	四七五	七、一六三	七、六三八
今福診療所	六五七	七、九四七	八、六〇四
計	三、三五四	三、八九〇三	四二、二五七

**六 其他の施設**

**衛生試験所** 本市は夙に都市衛生の基礎的、學術的研究機關たる衛生試験所設置の必要を感じたので、明治三十九年六月市會の議決を經、同年八月知事の認可を得て西區阿波堀通三丁目に工費二萬圓を以て市立衛生試験所の工事に着手し、明治四十年五月竣工、同年六月より事業を開始したのである。然るに本市の膨脹と人口の激増とに伴ひ、衛生上各種試験及び調査研究を要する事項多きを加へ、爲めに建物は次第に狹隘を告げ十分試験所としての機能を發揮し難い状態に立ち到つたので新築擴張の計畫を樹て、大正十年十一月市會の議決を經て經費四十五萬圓を計上し、翌年九月現在の北區北扇町に工を起し、大正十二年六月竣工、同年九月一日移轉開所するに至つた。其の設備の概要を見るに、敷地面積二千六百餘平方米、本館建物は鐵筋コンクリート造三階建に地階及び屋階を有し、建坪九百餘平方米、延三千五百餘平方米であり、大小六十餘室に分れ、



外に附屬建物として平家建ペスト菌取扱室、二階建動物舎其の他がある。本館各室の配置の主なものは次の如くである。

- 地階 藥品試験室、氷室、機關室、使丁室、浴室、食堂、倉庫
- 一階 都市汚物研究室、血清細菌室、食品化學室、培養基製造室、事務室
- 二階 水質試験室、衛生化學室、元素分析室、身體検査室、調劑室
- 三階 理化學室、氣象室、寫眞暗室、電話室、會議室、所長室

次に昭和八年度に於ける事業の成績を見るに左の如くである。

- 一、上水に關する試験調査 九、八三二件
- 一、井水鑛泉の試験 一、一一一件
- 一、飲食物及嗜好品の試験 二〇九件
- 一、市設市場の視察及販賣品の検査 一、一八一件
- 一、市設市場従業員の健康診断並糞便検査 一四、九八八件
- 一、本市吏員身體検査其他婚姻用綜合検査 三、五七五件
- 一、學校教職員及給仕使丁の健康診断 八、二八四件
- 一、法定傳染病豫防に關する検査事務 一、〇五〇件
- 一、結核豫防に關する検査事務 三八五件
- 一、微毒血清反應検査 五、九二一件

- 一、保健、消毒方法其他衣食住衛生の相談 一、一九八件
- 一、酒、酢其他封緘試験 一、三九三件
- 一、同 封緘紙貼付 六、八一〇千枚
- 一、其他官公署並公衆の依頼による試験 五、一〇二件

右の外防疫用藥品の調製、下水の處分調査、河川傳染防止、煤煙防止に關する検査研究を遂げつゝある。

**葬儀所及墓地** 市營埋火葬事業は明治四十年二月、従前よりの營業者たる大阪八弘株式會社の營業を繼承したものである。爾後本市は事業改善に意を注ぎ、火爐を増設すると共に市勢の發展に應じて新葬儀所を増設し、大正九年工費十五萬餘圓を以て阿倍野大齋場を竣工すると同時に、徒に奢侈に流れんとする寺院葬儀に代ふるに、質素壯嚴なる葬儀所のそれを以てするに努め、大正十五年市の西北部の發展に伴ひ、三十萬圓を以て劃期的の重油燒屍爐を有する春日出葬儀所を建設する一方、市域擴張に依り舊町村から承繼した墓地火葬場數十ヶ所の整理統一に着手し、先づ同年六月松原葬儀所を新設して住吉區田邊方面を整理し、昭和五年住吉葬儀所を完備して附近數ヶ所の火葬場墓地を統一したが、次いで昭和六年度に於て十五萬圓の市債を起し、失業救濟事業として平野、寢屋川、西淀川方面に散在せる火葬場の整理に着手した。之に依つて昭和七年平野



葬儀所の完成を見、昭和八年重油焼屍爐十基を有する鐵筋コンクリート建の寢屋川葬儀所の出現を見、越へて昭和九年同型式の佃葬儀所竣成し、夫々附近の舊火葬場が廢止せらるゝと共に、市營葬儀所整理事業の一段落を見るに至つた。

次に其の設備の概要を見るに、市立葬儀所は阿倍野葬儀所外十ヶ所、火爐二百四十二（内四十二は重油焼屍爐）、靈祭場三十一、休憩所十一、帳場五十八、禮場二十二、死體預室七を有してゐる。墓地は阿倍野墓地外三十三ヶ所、面積約十四萬三千五百平方メートルであるが、長柄墓地に僅少の殘地を存する外、何れも既に充塞せるを以て、第二次都市計畫事業として市の南北に各々約二十萬平方メートルの公園墓地を造成する計畫を樹て、目下之が實施に關し調査中である。市域擴張前よりの実績は左の通りである。

葬儀所使用狀況調

年 度	火 葬		埋 葬		墓地使用		葬祭場 使用料	收入金 額計
	件數	料 金	件數	料 金	墓 地 數	料 金		
大正十三年度	三、五四	九四、四三	八四〇	一、〇三三	一一七	一五、七六	一六、七三	二七三、四七四
同 十四年度	三、四一	八八、五〇五	九九五	一、八八八	一七五	二一、五九	一五、〇〇六	二五六、五五六
同 十五年度	三、七六	九一、一三〇	九一五	一、七二二	一、五四	一七、四〇三	一五、二七九	二六八、〇四三
昭和四年度	四〇、三三五	一一三、〇四〇	六五三	一、五三三	一、〇一	一〇、二五〇	一四、七五五	二七二、三六八
同 六年度	四三、七九七	一二二、九四	五五五	一、五〇〇	一、〇一九	一一、五九	一三、三三八	二七一、四一
同 八年度	四三、九〇	一二四、二六六	七五五	一、六四三	二、三四	一七、八六	一六、九六二	三〇〇、七七七

屠 場

明治三十九年屠場法制定に依り、本市は屠場市營の方針を樹て、市外地に於ける二私設屠場の營業許可期限が満了するを機會に木津川に屠場を建設し、明治四十三年七月より業務を開始したが、其の當時は前記私營屠場の跡に新に開始された今宮町營屠場に比し、經營上遜色があり業務も稍不振を免れなかつた。斯くて本市は或は使用料を減額し、或は發動機船に依る屠肉運搬を開始する等、銳意事業振興に努めたのであるが、市域擴張に依る今宮町編入の結果、市は其の屠場を承繼することになつたので、兩屠場の對立は茲に解消し之と同時に其の設備に比して過重と認められた今宮屠場の作業が、木津川屠場に配せらるゝこととなり、本市の屠場事業は愈々確實なる地歩を占めるに至つた。其の後大正十五年、昭和七年の兩度に亘り木津川屠場豚屠室の大擴張を爲し、豚屠殺の著しい増加を見るに至つた。

其の設備を見るに、木津川屠場敷地は約一萬八千餘平方メートル（内千三百廿平方メートルを大阪常設家畜市場に賃貸）今宮屠場二千九百七十平方メートルであるが、創設以來二十五年を経過し、屠室初め各建物の腐朽



甚しき上に此の不完全な設備を以てしては、近來著しく増加せる肉類の需要に應じ得ない状態なので、本市は兩屠場の改築計畫を樹て、昭和九年三月市會の議決を経て目下之が計畫實施を急いでゐる。其の内容は現在の兩屠場を移轉改築して一大屠場に統一し、他方市内二私設家畜市場を買收の上新屠場に隣置し、以て屠畜事業經營の合理化を圖らんとするものである。其の總經費百二十八萬餘圓、屠場敷地一萬六千五百平方米、市場敷地八千二百五十平方米である。市域擴張前よりの実績は左の通りである。

屠場利用狀況調

年 度	牛 頭	馬 頭	豚 頭	犢 頭	計 頭
大正十三年度	一三、四九九	—	一、二七八	二三六	一四、九一三
同 十四年度	二五、〇七〇	三四六	一三、五一三	一、三四五	四〇、二七四
同 十五年度	二二、五八一	一六六	一〇、一九四	一、六〇四	三四、五四五
昭和四年度	二三、七二七	一、二五二	一九、四四一	二、四二二	四六、八四二
同 六年度	二五、八二八	一、一五二	一四、〇九四	二、三六四	四三、四三八
同 八年度	二六、〇四六	一、八一六	二四、六六五	三、二七一	五五、七九八

七 衛生組合

沿革 本市に於ける衛生組合は、傳染病豫防法に基いて明治三十一年に制定せられた大阪府令衛生組合規則に據つて組織されたのである。但し「衛生組合」と云ふ名稱の法規の上に現れたのは、明治二十年に府の達で「コレラ豫防消毒心得書」が出来、其の第一條に依つて翌二十一年に「衛生組合準則」の發布されたのが嚆矢である。尤も衛生組合制度の萌芽が、早くそれ以前に存したことは云ふまでもない。

明治三十一年に衛生組合規則が發布された當時は、主として市内小學校設置負擔區を以て組合の區域としたが、明治三十八年に府令第七號及び訓令第一號に依つて衛生組合規則並に同取扱手續が改正された結果、衛生組合の區域の指定は之を市長に委任し、市長は十戸以上百戸以内の範圍で組合を組織せしめたのであるが、斯くては餘りに區域が狭小に過ぎ、時勢の進運に伴ふ積極的施設を行ひ難く、大正三年四月に再び府令第三十三號及び訓令第四號に依る、規則並に取扱手續の改正を待ち、約一萬戸を標準として區域を指定するに至つた。併し本市としては、戸數のみを標準にして區域を指定するのは實行頗る困難なるのみならず、從來の小學校設置負擔區は、大



體公共的事業に就いては一致協同の慣習を馴致して來た關係に鑑みて、特別の事情があるものを除き、之を基礎として區域を指定する方が適切であると認められたので、大正四年六月府知事の認可を得て全市の組合區域の指定を行つた結果、從來の小區域制に依つて殆んど二千に達してゐた組合數は著しく整理せられ、僅かに六十五組合となつた。

其の後地方の狀況に應じて分割併合して、大正十四年三月末日、即ち東西兩成郡編入直前の組合數は六十八組合であつた。而して同年四月一日に編入した新市域内に新しく指定した組合數は六十四であるが、内四つの區域は従前組合の設置が無かつた。又組合が設置されてゐても唯規約があるのみで何等施設の無いものが大半を占めてゐた状態であつたので、爾來着々之が改善に努め、區域の分合を行ひ内容を充實したので大いに其の面目を一新し、傳染病の豫防救治の事業は勿論、積極的に保健施設を行ふ等、全國的に優秀なる發達を遂げ他府縣から模範的のものとして見られてゐる。

新市域編入直後の大正十五年に於ける組合數は百四十九、支出豫算總額百六萬四千七百餘圓であつたが、昭和九年には組合數百五十二、支出豫算總額百七十八萬二千九百餘圓で、豫算額に於て四割強の増加となつたに伴ひ、事業に於ても非常な進展を示した。

**組織及事業** 衛生組合は市長の指定せる地域内の住民が組織するので、各組合毎に組長一人、副組長並に評議員若干人を置き、本市の監督の下に組合内に於ける諸種の傳染病豫防救治に關する事業を遂行するのである。而して組合相互の協調を保ち相督勵して共同の發達を圖り、以て全市に亘り脈絡統一ある施設の完全を期する必要を認め、大正十一年五月に大阪市衛生組合聯合會を組織し、着々所期の目的達成に努めつゝある。

各組合の事業は大要左の通りである。

- 一、私設溝渠の浚渫
- 一、街路の掃除
- 一、街路の撒水
- 一、便所の掃除
- 一、尿尿の汲取
- 一、鼠及害虫の驅除
- 一、清潔方法施行の補助
- 一、種痘の奨勵
- 一、豫防注射
- 一、人體寄生虫の驅除
- 一、各種の衛生宣傳
- 一、傳染病流行時に於ける各種の豫防的施設

本市各區別衛生組合設置狀況は左の通りである。

北	此花	東	西	港	大正	天王寺	南
三	八	二	二	五	三	四	九
浪速	西淀川	東淀川	東成	旭	住吉	西成	計
七	三	一〇	一七	二〇	二七	七	一三三
衛生組合							
七四一							



本市は各衛生組合及び衛生組合聯合會に對して、之が助成の爲め補助金を交付してゐるが其の金額は左の通りである（昭和九年度）。

一 衛生組合に對して交付する補助金額	二七、二五五圓
二 同 聯合會に對して交付する補助金額	二、四五七圓
計	二九、七一二圓

右補助金の外に、市電軌道沿線街路の撒水を施行せる衛生組合及び撒水組合に對しては斯業助成の爲め市から撒水補助金四萬九千圓を交付してゐる。

## 第九章 社會事業

### 一 概 說

本市は明治二十二年市制實施と共に窮民救助、貧民施療及び棄兒養育規則を制定し、毎年相應の經費を支出し來つたが、更に明治四十二年夏、北區の大火に際しては、畏くも勅使を差遣あらせられ一萬二千圓の御下賜があり、同時に内外篤志家よりも七十三萬九千餘圓の義捐金があつた。此の一部を罹災者に交付すると共に、其の殘餘金三十五萬二千餘圓並に之と同額を出資するの趣旨を以て此の金額に對する年六分の利子に相當する金員二萬餘圓を先づ本市より支出し、之を合して恒久的施設を計畫したのが、慈惠救濟を目的とする今日の財團法人弘濟會成立の礎地である。而して大正二年以來更に本市は右の金額を年々同會の爲めに支出補助してゐる。

越えて大正六年、本市は都市衛生の必要に鑑み、全國に卒先して肺結核療養所を設立し、次いで大正七年、物價の昂騰による市民生活の脅威を緩和する爲め、四ヶ所の臨時市場を設置したが同年八月、全國各地に勃發せる所謂米騒動の本市に波及するや、市は其の對策として簡易食堂三



ケ所を設けると共に市内各所に米の廉賣を行つた。更に同年九月本市有志者は大阪市救濟事業後援を發起し、翌年三月を限り寄附募集を行つたが、其の後も尙ほ寄附申込があるので募集を續け寄附金額實に九十三萬七千餘圓に達した。之に内務省委託寄附金十二萬一千餘圓及び別途取扱金の利子を加算すれば實に百七萬餘圓に上るので、本市は之に市費及び低利資金を加へて今日見ることが如き積極的社會事業を企畫するに至つたのである。

要するに我國に於ける社會事業が近代的形式と内容を備ふるに至つたのは、大正七年の所謂米騒動以後のことであつて、之を一新紀元として從來少數慈善家の手に依り、又は市町村役場の片隅に於て狭小な範圍で行はれた恤救事業が、大なる組織と統制ある體系を整へ、多數の従業員と巨額の費用を使用して救貧、經濟的保護、失業保護、醫療保護、兒童保護等の各方面に活動することゝなつたのである。殊に本市は商工業の大都市たる關係上、蓄積せる資本と富の反面に於て、貧窮に因る社會的慘苦の極めて深刻であるのは免れざるところであつて、従つて市としての社會的施設も廣範圍に亘ると共に大規模ならざるを得ない。それ故に大正七年以來四圍の情勢は絶へず此の方面に於ける市の活動を促して止まなかつたのであるが、市が愈々積極的に現代的社會事業の施設に乗出したのは大正十四年四月一日の接近町村編入後のことであつた。編入に際し

大阪市が各町村より引繼いだものは前篇記述の如くであるが、其中少しく目星しきものは住宅施設位に過ぎなかつた。斯くて本市は此等舊町村の事業を繼承し、只管其の整備に努むる一方、舊町村の既定計畫を逐次遂行すると共に、各方面に亘り近代都市の發展に相應すべき新施設を續々計畫實施し、之が爲め唯に舊市方面に止らず、新市方面に於ける社會施設も一新することゝなつたのである。

今や米騒動の當時より滿十七年、市域擴張の時より滿十年を經過し、此の間に於ける本市社會事業の發展の経路を顧みれば、全く今昔の感に堪へないものがある。今各區別に現在の本市社會施設を示せば左の如くである。

北 區	天六職業紹介所、梅田職業紹介所、櫻宮住宅、堀川住宅、都島住宅、共同宿舎、青年宿舎、櫻宮浴場、舟場浴場、櫻宮理髮所、櫻宮人事相談所、北市民館、櫻宮託兒所、天六質舖
此花區	西野田職業紹介所、千鳥橋職業紹介所、西野田共同宿泊所、西野田食堂、西野田理髮所、此花市民館、此花託兒所
東 區	玉造職業紹介所、小橋婦人職業紹介所、京橋職業紹介所、東市民館、玉造質舖
西 區	中央職業紹介所
港 區	九條職業紹介所、築港職業紹介所、九條共同宿泊所、海員宿泊所、九條食堂、築港食堂、九條理髮所、九條質舖
大正區	鶴町第一期住宅、鶴町第二期住宅、木津川宿泊所、鶴町食堂、鶴町第一浴場、鶴町第二浴場、鶴町第一理髮所、



鶴町第二理髮所、鶴町人事相談所、大正市民館、鶴町第一託兒所、鶴町第二託兒所

天王寺區 下寺町第一住宅、下寺町第二住宅、北日東町住宅、南日東町第一住宅、南日東町第二住宅、天王寺市民館、天王寺實舖

浪速區 榮町住宅、宮津町住宅、今宮共同宿泊所、今宮食堂、今宮理髮所、浪速市民館、櫻川託兒所、浪速託兒所

西淀川區 高見住宅、加島浴場、西淀川託兒所

東淀川區 淡路職業紹介所、豐崎住宅、今里住宅、北中島住宅、長柄共同宿泊所、長柄食堂、北中島浴場、長柄理髮所、北中島理髮所、日之出町託兒所、飛鳥町託兒所

東成區 今里職業紹介所、鶴橋住宅、小路住宅、鶴橋保護所、鶴橋託兒所、中本託兒所、猪飼野託兒所

旭區 古市住宅、榎並住宅、關目宿泊所、城北浴場、城北理髮所、旭託兒所

住吉區 平野住宅、北畠住宅、杭全住宅、住吉住宅、平野託兒所

西成區 今宮職業紹介所、玉出住宅、今宮保護所、今宮簡易宿泊所、西成共同住宅、玉出市民館、西成託兒所、今宮實舖

以上は本市各區の市營社會施設を各區別に列擧したものであるが、此の總施設數百二の内、其の殆んど全部は米騒動當時たる大正七年以降の設立に係り、更に大正十四年四月一日以降に於て創設せられたものは五十四の多き數に及んでゐる。而して他の公私營社會施設に就いて見るも、殆んど其の大半は大正七年以後の創設に係るものである。即ち本市内に於ける社會救濟事業は大正七、八年を一轉機として新生面を開き、大正十四年以後に於て更生刷新の域に進んだものと云ふべきであつた。

ふべきであつた。

## 二 職業紹介

一般職業紹介所 職業紹介事業は古來桂庵又は口入業の名の下に民間の營利事業として行はれて來たが、本市は斯くの如き營利的職業紹介の弊害を除くと共に、勞務の需給を調節し、雇傭條件を改善する目的を以て、職業紹介所の公營を企劃しつゝあつた。然るに恰も世界大戰の餘波は夥しき失業者を出すに至り、之を坐視するに忍びなくなつたので、市では大正八年二月先づ九條職業紹介所を創設し、引續き同年中に十ヶ所の職業紹介所を設置した。

其の後大正十年四月職業紹介法の公布せらるゝと共に、本事業は國家の事業として組織的制度的確立を見ることとなり、本市に於ても之に伴つて其の組織に改正を加へ、漸次深刻化する失業就業難の緩和に努め、爾來時の事情に従つて職業紹介所の増減を行ひ、現在は經常費年額約九萬五千圓を以て中央、九條、天六、西野田、玉造、小橋（婦人）の六ヶ所に於て一般職業紹介に當つてゐるが、近く天王寺職業紹介所を開所することゝなつた。